# 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

## 整備マニュアル



令和2年(2020年)

三重県

## 目 次

第1部:概要	
1. 条例制定の目的と改正経緯	1
2. 手続きの流れ	4
3. 対象施設と適用箇所	5
第2部:整備基準の解説	9
第1章:建築物	11
1. 出入口	12
2. 廊下	16
3. 階段(踊り場を含む)	22
4. 昇降機	24
5. 便所	28
6. 敷地内の通路	36
7. 駐車場	38
8. 浴室	40
9. 更衣室又はシャワー室 ····································	42
10. 客室	44
1 1. 授乳場所等 ····································	46
1 2. 観覧席及び客席 ····································	48
13. カウンター、記載台、公衆電話台等 ····································	50
14. 改札口	52
15. 避難設備(緊急時の設備)	54
16. 案内板	56
第2章:公共交通機関の施設 ····································	59
1. 整備基準	60
2. 整備例	74
第3章:道路	81
1. 整備基準「県の特定道路以外の道路」	82
<ol> <li>主 開金子 「宗シバルと追出め」」</li> <li>2. 整備例</li></ol>	84
3. 整備基準「県の特定道路」····································	89
第4章:公園等	
1. 整備基準「県の特定公園施設以外の公園」	
2. 整備例       ************************************	
3. 登開基準「県の特定公園施設」	102
第3部:条例·施行規則 ····································	100
1. 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	
	118
3. 施行規則 別表第 1	
	126
5. 施行規則 別表第3	
6. 施行規則 様式	158

## 第1部 概要

## 1. 条例制定の目的と改正経緯

### (1) 条例制定の目的

すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いであり、こうした社会の実現のため、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要があります。そのため、平成11年4月1日に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を制定しました。平成19年3月に、条例の名称を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改めています。

この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、施策の基本方針を定める ことにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障がい者、 高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の 実現に寄与することを目的としています。

## 《条例の構成》

## 前文

## 第1章 総則

・目的 ・定義 ・県の責務 ・事業者の責務 ・県民の責務

### 第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

- ·基本方針
- ・ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等
- ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会

### 第3章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策

- ・啓発および情報の提供 ・教育の充実等 ・ボランティア活動等の促進
- ・安全な生活の確保 ・人材の養成等 ・福祉用具等に関する研究開発等
- ・情報の利用等

## 第4章 公共的施設等の整備

### 第1節 公共的施設の整備

・整備基準・整備基準の順守・適合証の交付・維持保全

## 第2節 特定施設の整備

- ・事前協議・工事完了の届出・完了検査・勧告・公表
- ・報告の徴収及び立ち入り調査

## 第3節 公共車両等の整備等

・公共車両等の整備・公共工作物の整備・住宅の整備

## 第5章 雑則

## (2) 施行規則の主な改正経緯

## ○平成16年10月施行

- ・ハートビル法改正に伴い、条例の整備基準と法の利用円滑化基準との整合を 図るよう規定を整備。
- ・条例の規制対象床面積の規模引き下げ。
- ・公立の小・中・高等学校(床面積 2,000 ㎡以上)に、エレベーター設置の遵守義務規定を追加。
- ・一定用途の建築物(床面積 2,000 ㎡以上)及び公共交通機関の施設(1日の 平均乗降客が 5,000 人以上)の便所内には、乳幼児いす、乳幼児ベッド設置 の遵守義務規定を追加。
- ・不特定かつ多数の者が利用する便所内に、必要に応じてオストメイト対応設備を設置するよう努力規定を追加。
- ・駐車場の出入口付近に、「車いす使用者用駐車区画の位置を表示し、又は誘導する立て看板」を設置するよう遵守義務規定を追加。
- ・建築物の出入口及び車いす使用者用駐車区画並びに建築物の出入口から車い す使用者用駐車区画に至る通路に、必要に応じて屋根等を設置するよう努力規 定を追加。
- ・建築物内に、必要に応じて授乳場所等を設置するよう、努力規定を追加。
- ・建築物内に、必要に応じて建築物の利用に関する案内板を設置するよう努力 規定を設け、表示内容として「多機能便所の位置」を追加。
- ・公共交通機関の施設に関し、交通バリアフリー法の基準を整備基準に規定。
- ・道路整備基準と「歩道における安全かつ円滑な通行の確保について」(平成11年9月10日付建設省都市局長・道路局長通達)との整合を図るよう規定を整備。
- ・公園の整備基準について、園路の縦断こう配等の規定を見直し。
- ・300㎡以下の特定施設でのコンパクトタイプのトイレの考え方を追加。

### ○ 平成19年4月施行

- ・条例の改正に伴い、題名、本文、様式中の「バリアフリーのまちづくり」という文言を「ユニバーサルデザインのまちづくり」に改正。
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)」が施行されることに伴い、整備基準(別表第2)等の「盲学校、聾学校及び養護学校」という文言を「特別支援学校」に改正。

## ○ 平成22年10月施行

- ・一定用途の建築物(床面積 2,000 ㎡以上)に設置するエレベーターのかごの幅 を 140 c m以上と改正。
- ・バリアフリー法によりオストメイト対応設備の設置が義務化されている建築 物については、汚物流しの設置の追加。
- ・建築物に案内板を設置する場合は、多機能便所の位置に加え、エレベーターなどの昇降機、車いす使用者用駐車区画の位置を表示することを追加。
- ・公共交通機関の施設に設置するエスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備の設置を義務化。
- ・公共交通機関の施設の移動円滑化経路と、多機能便所との間の経路は1以上を 移動円滑化が図られた経路とすることを義務化。
- ・公共交通機関の施設のオストメイト対応設備に、汚物流しの設置を追加。
- ・公共交通機関の施設において、自動改札機を設ける場合は、その自動改札機へ の進入の可否を、容易に識別できる方法で表示することを追加。
- ・鉄道車両のプラットホームにおいて、発着するすべての鉄道車両の乗降口が一 定しており、鉄道車両を一定の位置に停止させることができる場合は、ホーム ドア又は可動式ホーム柵を設けることを追加。
- ・歩道の車道等に対する高さについて5 c mを標準とすること(セミフラット) 及びバス停車帯における歩道の高さは15 c mを標準とすることを明記。

## 〇平成25年4月施行

・県道の「特定道路」、県営の「特定公園施設」について、関係規定を整備。

## ○平成29年4月施行

・「学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)」が施行されることに伴い、整備基準(別表第2第1)等に義務教育学校を追加。

## ○令和元年7月および10月施行

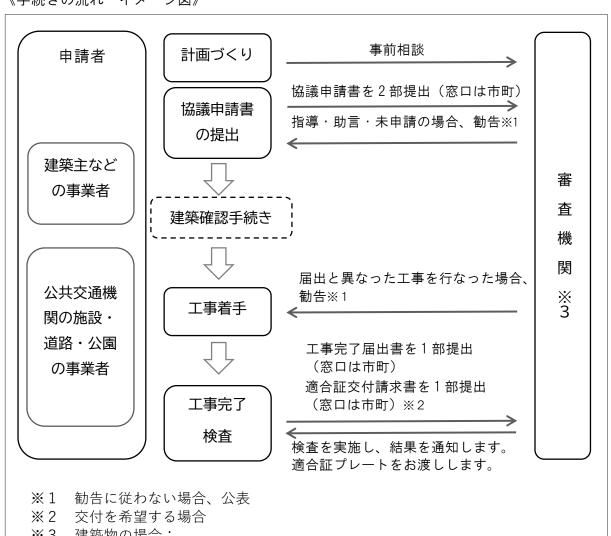
- ・工業標準化法の改正に伴い、日本工業規格を日本産業規格に改正。
- ・バリアフリー法改正に伴い、鉄道駅のプラットホームにおける視覚障がい者の 転落を防止するための設備として、内方線付き視覚障がい者用誘導ブロックの 規定を追加。
- ・バリアフリー法の改正に伴い、客室の基準を改正。

## 2. 手続きの流れ

条例に基づく、事前協議、完了検査、適合証交付などの事務は、施設の所在地が、 桑名市・鈴鹿市・四日市市・津市・松阪市(特定行政庁)にある場合、各市で受付、 審査、検査が行われます。

これらの市以外の区域においては、各市町の受付窓口で各提出書類の受付を行い、 建築物の場合は、三重県の各建設事務所または県土整備部建築開発課(床面積が 2.000 ㎡以上かつ階数が 4 以上の建築物の場合)で審査等を実施し、建築物以外の 場合は、子ども・福祉部地域福祉課で審査します。

## 《手続きの流れ イメージ図》



※3 建築物の場合:

特定行政庁/三重県各建設事務所または県土整備部建築開発課(床面積が 2,000 ㎡以上かつ階数が 4 以上の建築物の場合)

公共交通機関の施設・道路・公園の場合:特定行政庁/三重県子ども・福祉部 ※ 審査機関は変更する場合があります。

## 3. 対象施設と整備基準適用箇所

## (1) 対象施設早見表

	公共的施設	別表第1による規定	事例	事前協議が 必要な規模(㎡)
1	官公庁施設	国又は地方公共団体が設置する保健所、税務 署、警察署、消防署その他の施設	交番、消防分署、消防出張所	すべて
2	医療施設	病院、診療所、薬局、老人保健施設その他これらに類するもの	整骨(接骨)、あんま・マッサージ、針灸など の施療院	すべて
3	社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、障害者或援施設、障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、記移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、母子福祉施設、母子健康センター、保健センターその他これらに類するもの		すべて
	(1) 金融機関	郵便局、銀行その他の金融機関の店舗		すべて
	(2) 娯楽施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これら に類するもの	馬券売場	100
4	(3) 展示施設	展示場その他これに類するもの	モデルルームを設置した建物、モデルハウス 本体等を除く住宅展示場	100
商		卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品 販売業を営む店舗	自動車販売施設、給油所、医薬品販売店舗(薬 局を除く。)	100
業施設	(5) 飲食施設	飲食店、喫茶店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		100
	(6) サービス 施設	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質 屋、貸衣装屋その他のサービス業を営む店舗	犬猫病院	100
	(7) 遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセン ター、カラオケボックスその他これらに類す るもの		500
5	文化施設	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの		すべて
6	体育施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツ練 習場その他これらに類するもの	ゴルフ場のクラブハウス等(コースは対象 外。)	500
7	宿泊施設	ホテル、旅館、民宿その他これらに類するも の	旅館業法の適用を受ける宿泊施設	500
8	教育施設	学校 (専修学校を含む。)その他これらに類するもの	野外教育センター、幼稚園	すべて
9	各種学校等	各種学校、自動車教習所、学習塾、華道教 室、囲碁教室その他これらに類するもの	学習体験施設、学童保育所、託児所(認可外保 育所含む。)	100
10	集会施設	集会場、公会堂その他これらに類するもの	葬祭場、結婚式場、宗教関連施設(礼拝所等)	100
11	公衆浴場			500
12	自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫(機械式 駐車場を除く。)		500
13	公衆便所			すべて
14	火葬場			すべて
15	共同住宅等	共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類す るもの	サービス付き高齢者向け住宅で共用スペースにおいて食事・介護等のサービスを提供しないもの	2000
16	事務所	事務所その他これに類するもの		2000
17	工場	工場その他これに類するもの	リサイクルセンター	2000
18	複合施設	4から7までに掲げる施設のうち2以上の異なる用途に供されたもので構成されるもの	道の駅、ドライブイン	500

## (2)整備基準適用箇所一覧 【建築物】

要備事項		1 2 3 4											
整備事項			対象施設	ウンド	医梅		商 業 施 設						
1 出入口		整備事項	頁										
2 m 下 等 の他にれらに類するも 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		事前協調	蟻が必要な規模 ( ㎡ )	すべて	すべて	すべて	すべて	100	100	100	100	100	500
2 節下等	1	出入口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 即下等 操作化る用除導プロック等文は ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1			廊下、その他これらに類するも の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プロック等   ※3   ※3   ※3   ※3   ※3   ※3   ※3   ※	2	廊下等	障がい者用誘導ブロック等又は					-					
階段   階段の上端等に設置する点状プ   ②   ③   ※4.5   ※5   ※4.5   ※4.5   ※4.5   ※4.5   ※5   ※5   ※5   ※5   ※5   ※6   ※6   ③   ③   ③   ③   ③   ④   ④   ④   ④   ④										-	-		
日次の一時にも進りがある。   ※5 ※5 ※4 5 ※5 ※4 5 ※5 ※5 ※5 ※5 ※5 ※5 ※5 ※5 ※5 ※5 ※5 ※5 ※			階段(踊り場を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
# 全面積が2,000㎡以上の場合    ***********************************	3	階段		-			-	-	_	-	-		
	4			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
### F *** *** *** *** *** *** *** *** **			多機能便房										
5 便 所			手すり付き腰掛便座	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1			手すり付き床置式等小便器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
別幼児ペット等	5	1使 川		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オストメイト設備 (汚物流し、表示)   ※10 ※10 ※10 ※10 ※10 ※10 ※10 ※10 ※10 ※10			乳幼児用いす等	•	•	●※9	•	•	•	•	•	•	
(汚物流し、表示)   ※10   ×10   ×			乳幼児ベット等	•	•	●※9	•	•	•	•	•	•	
数地内				•	_	_	_	_	•		_		_
6			敷地内の通路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道等から出入口までの視覚障が	6			-	-	-	-	-	_	-	-	-	-
8       浴室: 医療施設、社会福祉施設、宿泊施設、公衆浴場で、用途面積が1,000㎡以上の場合       ② <td< td=""><td></td><td>A. P.</td><td></td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>● ※2, 12</td><td>● ※2, 12</td><td>-</td><td>_</td><td>_</td></td<>		A. P.		_	_	_	_	_	● ※2, 12	● ※2, 12	-	_	_
8 施設、公衆浴場で、用途面積が1,000㎡ 以上の場合  9 更衣室・シャワー室:体育施設で、用 途面積が1,000㎡以上の場合  10 客室:客室が50室以上ある場合  11 授乳場所等	7	駐車場		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 途面積が1,000㎡以上の場合         10 客室:客室が50室以上ある場合         11 授乳場所等       △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △	8	施設、如	公衆浴場で、用途面積が1,000㎡		0	0							
11 授乳場所等	9												
12 観覧席・客席: 固定式の観覧席等を設ける場合       ●	10	客室: 2	客室が50室以上ある場合										
12   ける場合	11	授乳場所等		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
14 改札口       ③       ③       ⑤       ⑤       ⑤       ⑤       ⑤       ⑤       ⑥       ②       ②       ⑥       ⑥<	12							0					
超難設備:自動火災報知設備及び誘導 灯を設ける場合       ©	13	カウンタ	マー等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 灯を設ける場合       © <t< td=""><td>14</td><td colspan="3">4 改札口</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></t<>	14	4 改札口			0	0	0	0	0	0	0	0	0
コ7	15	h			0	0	0	0	0	0	0	0	0
77	16	案内板			ų.		-			-			
**	17	17   25   25								使用者駐	車区画に	至る敷地	内通路
		我 務	ローマ字、絵の案内	△:案内	板には、	必要に応	じて、ロ-	ーマ字又に	は絵による	る表示を行	うよう努	らめること	0

※1:ただし書により「直接地上へ通ずる出入口又は出入口が視認できる場所において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。」としています。

<sup>※2:</sup>ただし書により、自動車販売のショールーム、ガソリンスタンドなどの自動車関連施設は、設置が免除されています。

<sup>※3:</sup>ただし書により、傾斜路の勾配や高さなどに応じて、設置が免除される場合があります。

<sup>※4:</sup>ただし書により、入所型の社会福祉施設、保育所については、設置が免除されています。自動車販売のショールーム、 ガソリンスタンドなどの自動車関連施設も、ただし書きにより設置が免除されています。

<sup>※5:</sup>ただし書により、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、設置が免除されています。

<sup>※6:</sup>特別支援学校のみ設置の対象です。

<凡例> ○印は、整備基準が適用されます。

△印は、必要に応じて設置する努力が求められます。

●印は、用途面積が 2,000 m以上の場合に整備基準が適用されます。

斜線は、その項目の整備基準が適用されません。

5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
文化 施設	体育 施設	宿泊 施設	教育 施設	各種 学校等	集会 施設	公衆 浴場	自動車車庫	公衆 便所	火葬場	共同 住宅等	事務所	工場	複合 施設
すべて	500	500	すべて	100	100	500	500	すべて	すべて	2000	2000	2000	500
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
© ※1	© ※1	© ※1	© ※1, 6		© ※1	© ※1		© ※1	© ※1				© ※1
© ※3	© ※3	⊚ ※3	⊚ ※3, 6		⊚ ※3	⊚ ※3		⊚ ※3	⊚ ※3				© ※3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⊚ ※5	⊚ ※5	⊚ ※5	⊚ ※5, 6		⊚ ※5	© ※5		⊚ ※5	⊚ ※5				⊚ ※5
•	•	•	● ※ 7		•	•	•	•	•				•
© ※8	© %8	© ※8	© ※8	© ※8	© ※8	© ※8	© ※8	0	© ※8	© ※8	© ※8	© ※8	© ※8
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
•	•	•			•								•
•	•	•			•								•
● ※10	● ※10	● ※10	● ※6, 10		● ※10	● ※10	*10	⊚ ※10					● ※10
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
© ※11	⊚ ※11	© ※11	⊚ ※11	© ※11	⊚ ※11	© ※11		⊚ ※11	© ※11				© ※11
● ※12	● ※12	● ※12	● ※12	● ※12	● ※12	● ※12		● ※12	● ※12				● ※12
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0				0							
	0												
		0											
Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
	0				0								0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

△:案内板には、必要に応じて、ローマ字又は絵による表示を行うよう努めること。

<sup>※7:</sup> 地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校が設置の対象です。

<sup>※8:</sup>公共的施設の用途面積が300㎡未満の場合は、コンパクトタイプの多機能便房の設置が可能です(公衆便所を除く。)。

<sup>※9:</sup>社会福祉施設のうち、母子福祉施設、母子健康センター、保健センターについて、用途面積が 2,000 ㎡以上の場合に 適用されます。

<sup>※10:</sup>バリアフリー法第14条第1項の規定により、オストメイト対応設備が設置義務の場合適用されます。

<sup>※11:</sup>ただし書により、傾斜路の勾配や高さなどに応じて、設置が免除される場合があります。

<sup>※12:</sup>公共的施設の用途面積が 2,000 ㎡以上の場合は、道等から直接地上へ通じる出入口まで視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。

## (3)整備基準適用箇所一覧 【公共交通機関の施設・道路・公園】

<凡例> ◎印は、整備基準が適用されます。

				、儿例> ©	別は、整備	季年が旭片	C10490	
対象施設 整備事項			2. 公共交通機 関の施設	3. 道路	4. 特定道路	5. 公園等	6. 特定公園	
規模等			すべてのもの	歩道等(	の新設等	すべてのもの		
	1	利用円滑化経路	0					
	2	通路	0					
	3	傾斜路	0					
2	4	エスカレーター	0					
公	5	階段	0					
共交	6	視覚障がい者誘導用ブ ロック等	0					
通機	7	案内設備	©					
関	8	便所	©					
の施設	9	乗車券等販売所、待合所 および案内所	0					
故	10	券売機	0					
	11	休憩施設	0					
	12	改札口	0					
	13	乗降場	0					
	道路1	歩道		0				
3	道路2	立体横断施設		0				
道路	道路3	視覚障がい者誘導用ブ ロック等		0				
4	特定道路1	歩道等			0			
特	特定道路2	立体横断施設			0			
定道	特定道路3	乗合自動車停留所			0			
追路	特定道路4	自動車駐車場			0			
й	特定道路5	移動円滑化のために必要 なその他の施設			0			
	公園 1	園路				0		
	公園2	便所				0		
	公園3	駐車場				0		
5	公園4	標識				0		
公	公園 5	附帯設備				0		
園等	特定公園1	園路および広場					0	
	特定公園2	屋根付広場					0	
6 特	特定公園3	休憩所および管理事務所					0	
定公	特定公園4	野外劇場および野外音楽 堂					0	
園	特定公園5	駐車場					0	
	特定公園6	便所					0	
	特定公園7	水飲場および手洗場等					0	
	特定公園8	掲示板および標識					0	

## 整備基準の解説

整備基準の解説は、「建築物」、「公共交通機関の施設」、「道路」、「公園等」により構成されています。

本解説では、整備基準の内容等をわかりやすく伝えるため、一般的な事例におけるイラスト・図表等をまじえて記載しています。

なお、イラスト・図表等内の注記の前に記載の記号は、下部欄外に記載の 凡例のとおり、条例の規定による必須基準である「●整備基準」、必須では ないものの適用されることが望ましいと考えられる「○望ましい基準」、そ の他関連する留意事項等を示す「※特記事項」を示しています。

また、整備基準本文の記載については、一部表現を修正しています。

(例:平方メートル→m'、センチメートル→cm等)

本解説に記載の用語の意味は次のとおりです。

「条例」 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

(平成11年3月19日三重県条例第2号)

「施行規則 | 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則

(平成11年12月28日三重県規則第118号)

「整備基準 | 施行規則別表第2第1から第6の整備基準

「バリアフリー法」

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号)

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」

図書「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(平成29年3月) (編集国土交通省)

## 整備基準の解説 【建築物】

## ■整備基準が適用される施設の範囲について

整備基準が適用されるのは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として 障がい者、高齢者等が利用する部分です。 したがって、例えば、次のような部分については、本基準は適用されません。

- ○店舗等における荷物用エレベーター
- ○従業員専用の出入口、廊下、階段、便所、倉庫等
- ○工場の生産ライン部分
- ○機械式の自動車車庫の内部部分
- ○通常時に、一般公衆の利用に供される見込みのない屋外避難階段など の部分

## ■車いす使用者の使用設備付近の床・路面について

本解説の各ページに記載していませんが、原則として、車いす使用者が設備(案内板、ベンチ等)を利用する際に一旦停止しないと利用しにくい床、路面等の部分は水平とすることが望まれます。

## 1.出入口(外部出入口)

## 整備基準

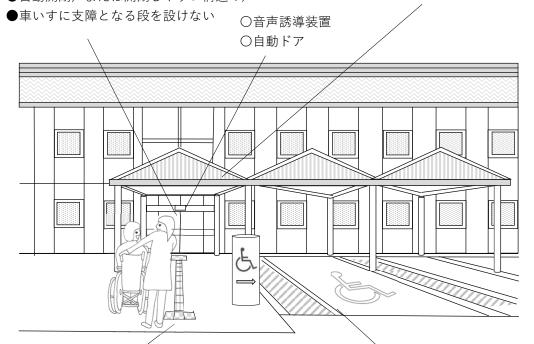
直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する室(宿泊施設の客室及び便所を含む。以下「利用室」という。)の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- ※ 直接地上へ通ずる出入口「建物出入口」及び駐車場へ通ずる出入口「駐車場 出入口」並びに利用室の出入口「利用室出入口」のおのおの1以上を車いす使 用者等に配慮した構造とすることを求めています。
  - ・「建物出入口」とは、避難階に位置し、地上に出ることのできる出入口をいい、主に玄関などを指します。
  - ・「駐車場出入口」とは、店舗等で地下や屋上に駐車場がある場合に店舗等の 部分から駐車場に通じる出入口を指します。
- イ 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口の有効幅員は、90cm 以上とすること。
  - ※ 90cmは、車いすで通過しやすい幅員です。
  - ※ 両開き戸(手動)、親子扉(手動)、引分け戸(手動)の場合、片側の戸を開けた際に、実際に通行できる幅員を有効幅員と考えます。
- ロ 利用室の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。
  - ※ 80cmは、車いすが通過できる幅員です。
  - ※ 両開き戸(手動)、親子扉(手動)、引分け戸(手動)の場合、片側の戸を開けた際に、実際に通行できる幅員を有効幅員と考えます。
- ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)その他の障がい者、 高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
  - ※ 車いす使用者が通過できない構造の回転扉等のみとしないことを求めているものであり、これらを設置する場合には、別の形式による戸を併設してください。
  - ※ ドアの前後は車いす1台が止まることができるよう120cm以上の長さの水平部を設けます。自動式扉でない場合は、車いすからの開閉動作のため車いすが回転できるように150cm以上の水平部を設けることが望まれます。
- ニ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - ※ 車いす使用者が通過できる仕様の段とは、一例として高低差が1~2cm 程度で、丸みを持ち又はすりつけを行い処理された段のものが該当します。
- ホ 直接地上へ通ずる主な出入口には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。

## 建物出入口および敷地内の通路の整備例

- ●出入口有効幅員 90cm以上
- ●自動開閉戸または開閉しやすい構造の戸

○屋根またはひさしを設けること により雨に濡れない配慮をする

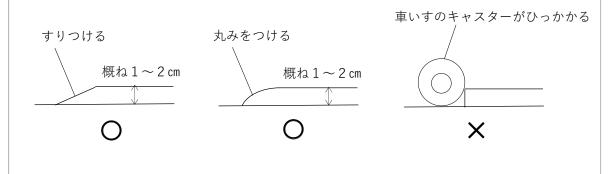


「6.敷地内の通路」の規定参照してください

●点状ブロックおよび線状ブロックの設置 等(用途面積2,000㎡未満の公共的施設を 除く) 「7.駐車場」の規定参照してください

- ●区画幅350cm以上
- ●床面は平坦とし、水はけをよくする
- ●車いす使用者用駐車区画であることを示す標示等(用途面積2,000㎡未満の施設で30台未満の駐車場の場合を除く)
- ○屋根または庇を設置することにより雨に濡 れない配慮をする

## すりつけの例



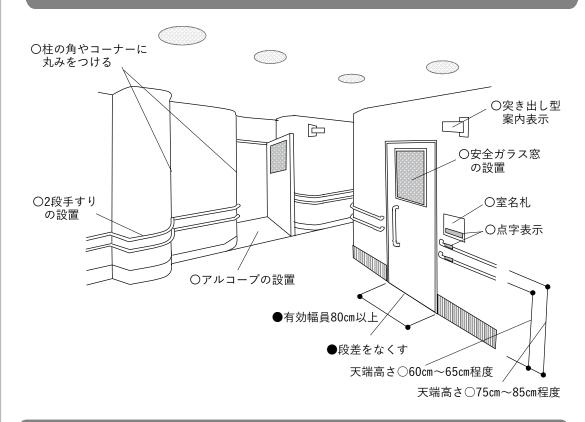
## 1.出入口(各室出入口)

## 整備基準

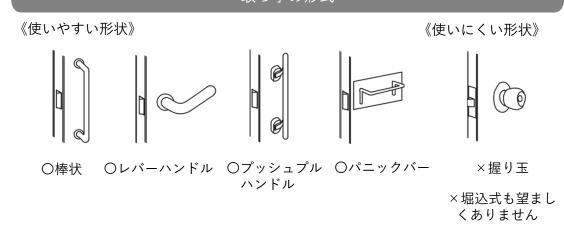
直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並び利用室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

※ 共同住宅の場合は、共有スペースの居室等への出入口が該当します。

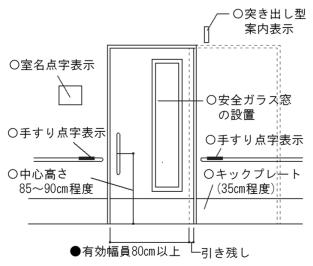
## 内部出入口の整備例

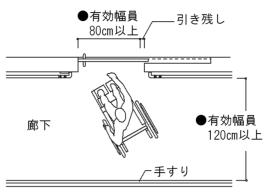


## 取っ手の形式



## 引き戸の例

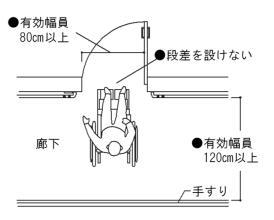




## 開き戸の例

○室名点字表示
○字を出し型 案内表示
○安全ガラス窓 の設置
○手すり点字表示
○キックプレート
(35cm程度)
●有効幅員80cm以上

※開き戸の有効幅員は、扉の厚みを除き、 実際に通行できる幅員とします。



## 外開き戸:アルコーブを設けた例

外開き戸を設置する場合、廊下の通行者 との衝突を避けるため、アルコーブを設置 するなど配慮することが望まれます。 ○全体の幅は、容易に出入りできる スペースを確保します

## **2.廊下** その他これに類するもの (以下「廊下等」という。)

## 整 備 基 準

- (1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
  - ※ 障がい者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるように整備することが求められており、水分や油の付着によって滑りやすくなる材料もあるので、床材の 選定にあたっては十分に注意が必要です。
- (2) 段を設ける場合において、当該段は、3に定める構造に準じたものとすること。
  - ※ 3の階段の規定により、手すりの設置、回り段を設けない、段が認識しやすく、かつ、段鼻の突き出しがなく、つまづきにくい構造、階段の上端に点状ブロック等の敷設など配慮をしてください。
- (3) 直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から利用室の1に定める構造の各出入口及び共同住宅等の住戸の出入口(以下「利用室等の各出入口」という)に至る経路、駐車場へ通ずる1に定める構造の各出入口から利用室等の各出入口に至る経路並びに利用室等の各出入口から5の(1)に定める構造の便所の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路の廊下等においては、次に定める構造とすること。

この場合において、4の(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、 当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。

- ※ 「直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口」、「駐車場へ通ずる1に定める構造の各出入口」、「利用室の1に定める構造の各出入口」とは、「1. 出入口」に定める構造のものをいいます。
- イ 有効幅員は、120cm以上とすること。
  - ※ 120cmは、廊下を車いすが通行しやすい幅員、人が横向きになればすれ違える幅員及び松葉つえ使用者が円滑に通過できる幅員です。
- ロ 廊下等の末端付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、 区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設け ること。
  - ※ 車いすの転回に支障のないものとは、180° 転回では $140 \times 170$ cm以上のスペース(T字形の交差部など)が該当します。
- ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。
  - (イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。
  - (ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- 二 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法に定める規定に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。
  - ※ 車いす使用者用特殊構造昇降機とは、機械式段差解消装置のことです。

## 整 備 基 準

- ホ 1 に定める構造の出入口並びに 4 の(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。
- (4) 直接地上へ通ずる出入口のうち、1以上の出入口から人又は案内設備により 視覚障がい者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場 所までの廊下等には、視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声によ り視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること(教育施 設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び 自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。)。

ただし、直接地上へ通ずる出入口、又は出入口が視認できる場所において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

- ※ 自動車販売施設、給油所等の自動車関連施設において視覚障がい者誘導用ブロック等を除いているのは、視覚障がい者には運転手等の視覚障がい者以外の者が同行することが見込まれるためです。
- ※ 視覚障がい者の誘導が必要であり、情報提供を行うことができる場所には、インターホンの設置や点字や音声による案内板等を含みます。
  - ・その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合とは、
  - ① ホテルの入口に常時勤務している人により誘導が可能である
  - ② 百貨店等で受付が入口付近にあるもの
- ※ 視覚障がい者誘導用ブロック等とは、線状ブロック等と点状ブロック等を適切に組み合わせて、床面に敷設したもの。

線状ブロック等は、視覚障がい者を誘導するための床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいい、点状ブロック等は、突起の形状が点状になります。

- (5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造(教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあっては、次のイからトまでに定める構造)とすること。
  - ※ 傾斜路とは、勾配が1/20を超えるものをいいます。
  - イ 有効幅員は、120cm(段を併設する場合にあっては、90cm)以上とすること。
  - ロ こう配は、1/12(高さが16cm以下の場合にあっては、1/8)を超えないこと。
  - ハ 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm 以上の踊り場を設けること。
    - ※ 傾斜路が長くなる場合には、車いす使用者が昇降中に休憩したり、加 (減)速できるような平坦部分を設ける必要があるためです。
  - ニ 両側に立ち上げ等を設けること。
    - ※ 車いすの脱輪防止や松葉つえ等が落ちないよう安全上の配慮を行うことが必要となります。

## 整備基準

- ホ 高さ80cm程度の手すりを設けること(高さが16cm以下、かつ、こう配が 1/12以下の傾斜路を除く。)。
  - ※ 手すりを設置した場合の廊下の有効幅員は手すりの内側の寸法とします。
  - ※ 手すりは片側まひの方の利用も考慮し、両側に設けることが望まれます。
- へ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
- ト 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとすること。
  - ※ 弱視者等視覚障がい者の利用に配慮し、傾斜路の勾配部分の色彩を周囲の廊 下等の色彩と識別しやすいものとしてください。
- チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を 敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。
  - ※ 上端部に点状ブロック等を設け、視覚障がい者等への注意を促すことで、安全な利用に対応するものです。
  - ※ 自動車販売施設、給油所等の自動車関連施設において傾斜路の上端部点状プロック等を除いているのは、視覚障がい者には運転手等の視覚障がい者以外の者が同行することが見込まれるためです。
  - ※ 入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所において傾斜路の上端部点状 ブロック等を除いているのは、日常的に利用するのは入所者や園児等の特定 された者であり、点状ブロック等がつまずきの原因となり危険であるとの声 が多く、一般的に介助者や保育士による対応が考えられるためです。
- (イ) こう配が1/20以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分
- (ロ) 高さが16cm以下、かつ、こう配が1/12以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分
  - ※ 物販店や飲食店等では主要な通路について対象とします。従業員専用通路 等は対象外です。
- (ハ) 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分

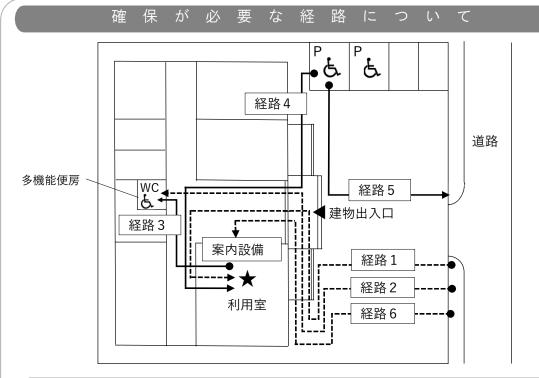
### 確 保 が 必 要 な 経 路 に つ い て

次の経路のうち、それぞれ1以上を確保してください。増築や一部改築の場合は、内容によって確保すべき経路が異なりますので、判断に迷う場合は審査機関にご相談ください。

- 経路1.道等から利用室及び共同住宅等の住戸(以下「利用室等」という。)
- 経路2. 道等から多機能便房(経路1の多機能便房以外の利用室等がない場合)
- 経路3. 利用室等から多機能便房
- 経路4.車いす使用者用駐車区画から利用室等
- 経路5.車いす使用者用駐車区画から道等(経路1の利用室等がない場合)
- 経路6. 道等から案内設備(視覚障がい者利用円滑化経路)
  - ※利用室等(図中では★印の室を利用室としています。)

利用室とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する室(便所、宿泊施設の客室を含む。)をいいます。利用室及び共同住宅等の住戸を「利用室等」といいます。

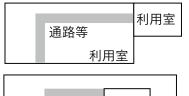
経路1の「利用室等」がない場合は経路2、経路5を確保してください。



## 利用室内における「廊下等」の考え方

原則として、一般的な利用室内部の部分に対して「廊下等」の整備基準は適用しませんが、次のような事例においては、利用室内であったとしても「廊下等」の基準を適用します。

- ①利用室内を経由して、別の利用室に至る 経路にあたる通路等
- ②利用室内に別の利用室を内包する場合に おける当該最小単位となる利用室に至る 経路にあたる通路等

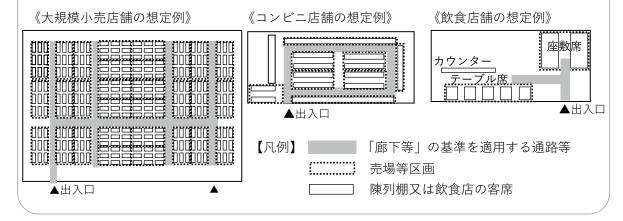




### ③利用室内の主要な通路等

※売場・陳列棚、飲食店の客席の外見上の概ねの区画(以下「売場等区画」という。) を利用室②における最小単位の利用室同等として扱い、一定の通路については主要な通路として「廊下等」の基準を適用します。

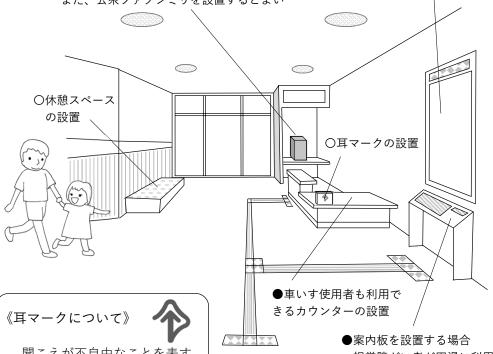
その他の通路は、店員等の人的対応が講じられることを前提に、基準の適用外とします。





〇公衆電話を設置する場合、車いす使用者に使い やすいように設置高さは70cm程度とする

受話器は、ボリュームコントロール付きがよい、 また、公衆ファクシミリを設置するとよい ●案内板を設置する場合 車いす使用者用駐車区画、 昇降機、多機能便房などを表示



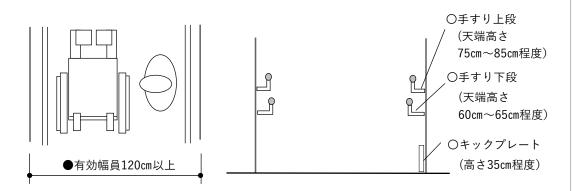
聞こえが不自由なことを表すとともに、聞こえない人・聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を示すマークです。このマークを掲示することで、聞こえが不自由な方からお申し出により必要な援助を行うという意思表示ができます。

●案内板を設置する場合 視覚障がい者が円滑に利用できる構造

○触知図・音声案内装置

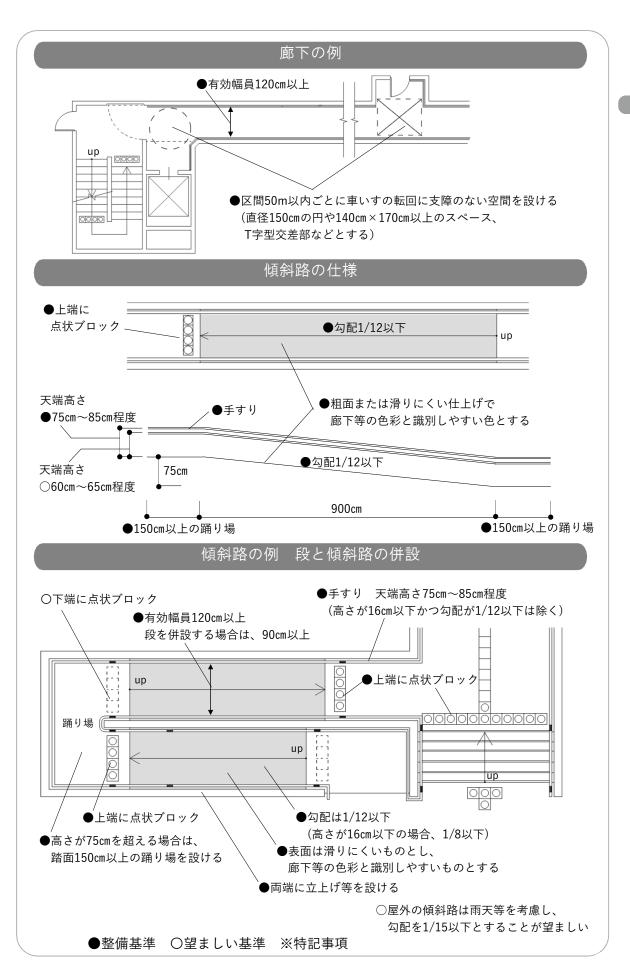
●滑りにくい床材とする

## 廊下の幅員



### ※有効幅員120cm

廊下を車いす使用者が通行しやすい寸法 車いす使用者と横向きになった人がすれ違うことができる寸法 松葉づえ利用者が円滑に通貨できる寸法

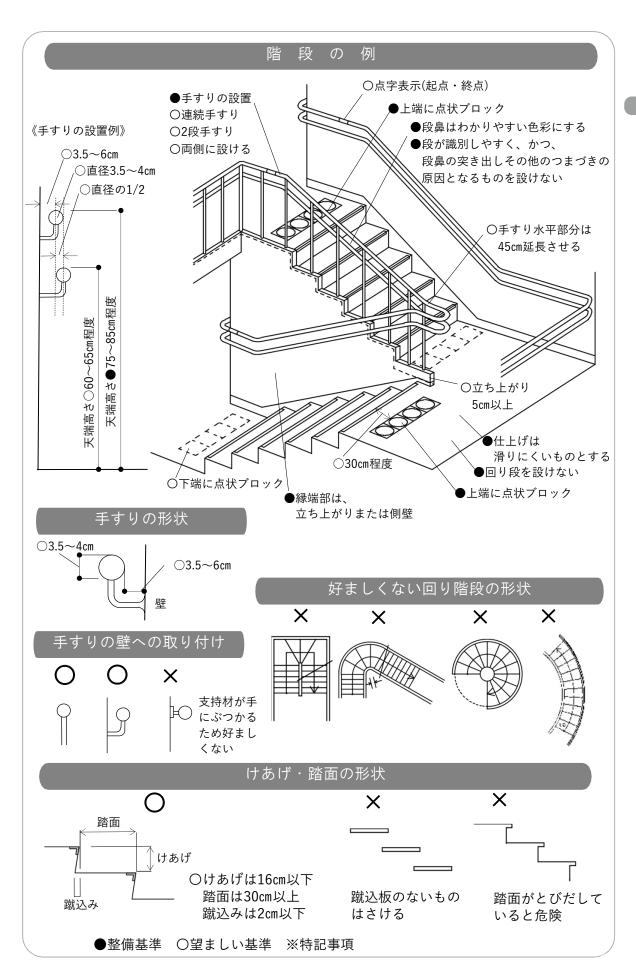


## 3.階段(踊り場を含む)

## 整備基準

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する階段は、次に定める構造(教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあっては、次のイからホまでに定める構造)とすること。

- ※ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する階段 について基準に適合することを求めています。
- ・自動車販売施設、給油所等の自動車関連施設において階段の上端部点状ブロック等 を除いているのは、視覚障がい者には運転手等の視覚障がい者以外の者が同行す ることが見込まれるためです。
- ・入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所において階段の上端部点状ブロック 等を除いているのは日常的に利用するのは入所者や園児等の特定された者であり、 点状ブロック等がつまずきの原因となり危険であるとの声も多く、一般的に介助 者や保育士による対応が考えられるためです。
- イ 高さ80cm程度の手すりを設けること。
  - ※ 階段の昇降を安全に行うための措置であり、廊下や踊場等と連続して設けてください。なお、片側まひの方の利用を考慮し、両側に設置することが望まれます。
- ロ 主な階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。
  - ※ 回り階段の場合、視覚障がい者が方向を失いやすく、また、踏み面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外す危険があります。
    - ・ 建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合とは、小規模な 2階建など、構造上やむを得ない場合です。
- ハ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
- 二 側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。
  - ※ 松葉つえ等使用者の安全な利用に考慮した対応です。
- ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと により段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
  - ※ 段鼻と踏面の色彩を明度差の大きいものとすること等により弱視者など視覚障がい者の安全な利用に考慮した対応です。
- へ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この限りでない。
  - ※ 上端部に点状ブロック等を設け、視覚障がい者等への注意を促すことで、安全 な利用に対応するものです。



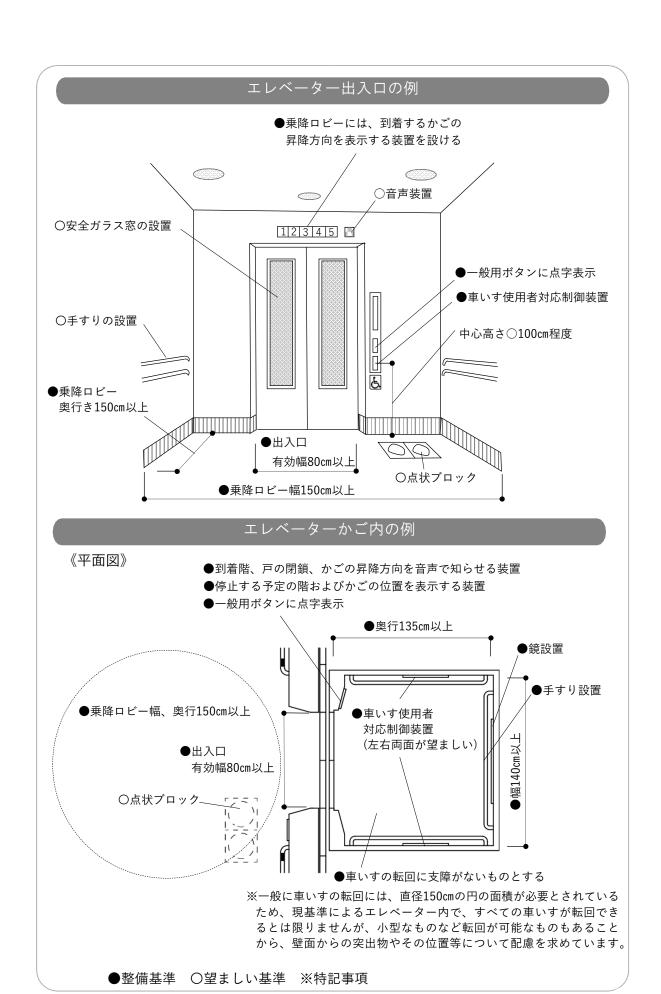
## 4. 昇降機

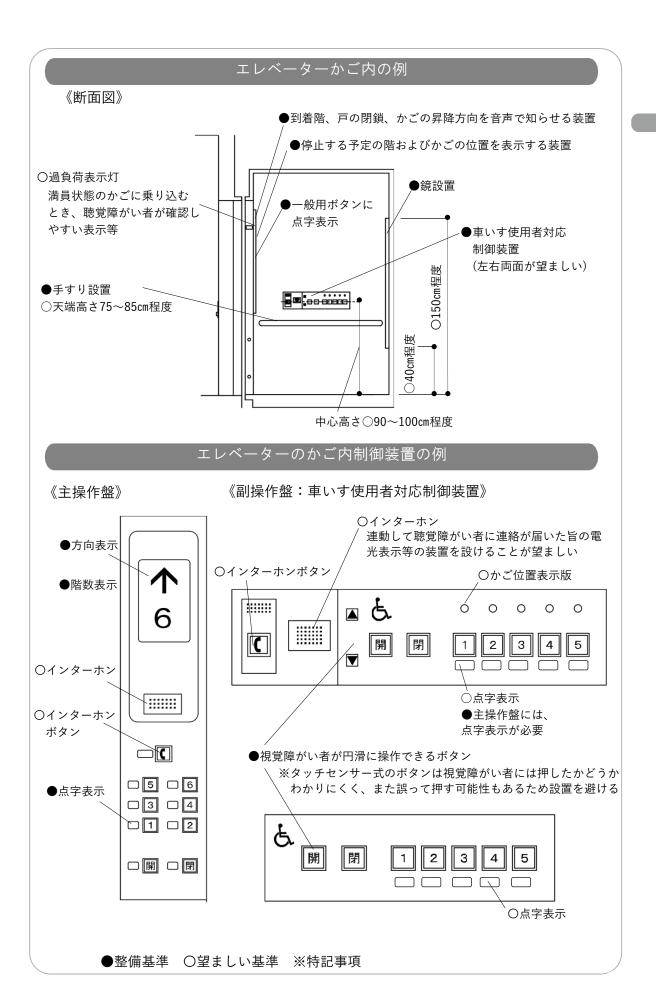
## 整備基準

- (1) 2以上の階を有し、用途面積が2,000㎡以上の公共的施設(教育施設(地方公共団体が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)には、エレベーターを設けること。
  - ※ 地方公共団体以外が設置する学校、各種学校、共同住宅等、事務所及び工場 の用途を除く2,000㎡以上の公共的施設である建築物に(2)で定める構造の 車いす使用者及び視覚障がい者対応の昇降機を設置することが必要となります。
- (2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造(入所型の社会福祉施設に設ける寝台用エレベーターにあっては、次の口及び二からワまでに定める構造)とし、かつ、主な廊下等に近接した位置に設けること。ただし、次に定める構造と同等以上の性能等を有すると認められるエレベーターを設置する場合においては、この限りでない。
  - ※ 設置場所は、主要となる動線上のわかりやすい位置に設けることが必要です。
- イ かごの幅は、140cm以上とすること。
- ロ かごの奥行きは、135cm以上とすること。
- ハかごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。
  - ※ 車いす使用者もエレベーターには前進で乗り込み、できるだけ中で転回して前進で降りられるよう一定寸法を確保としています。ただし、一般的には、転回には直径150cmの円のスペースが必要とされていることから、全ての車いす使用者が、中で転回できるとは限りません。
    - ・かごの、内法幅1.4m×奥行き1.35m は、JIS規格による一般乗用エレベーターの 11人乗りの寸法です。
    - ・かごの、内法幅1.6m×奥行き1.35m は、JIS規格による一般乗用エレベーターの13人乗りの寸法です。
    - ・かごの奥行き135cmは、電動車いす使用者も利用できる大きさです。
- ニ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を 設けること。
  - ※ 聴覚障がい者に対して電光表示等で現在階や停止予定階の表示を求めているも のです。
- ホ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

## 整 備 基 準

- へ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を 音声により知らせる装置を設けること。
  - ※ 視覚障がい者に対して音声で到着する階並びに戸の閉鎖を知らせることを求めているものです。
- ト かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80cm以上とすること。
  - ※ 80cmは、車いすが通過できる幅員です。
- チ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を 設けること。
  - ※ 床面から90cm程度の高さに設置し、ボタンは操作しやすいように大きめのものを用います。
  - ・ この制御装置(副制御盤)に視覚障がい者対応を求めていないのは、視覚障がい者である車いす使用者には介助者がつくことが想定されるためです。
- リ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(チに規定する制御装置を除く。) は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。
  - ※ この制御装置(主操作盤)は、視覚障がい者が操作することを想定しており 制御装置の各ボタンに点字表示を適切に行い視覚障がい者の利用に対応できる 構造を求めています。
- ヌ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150cm以上とすること。
  - ※ 150cmは、車いすが転回できる寸法です。
- ルかご内の側面には、手すりを設けること。
- ヲ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
- ワ かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる 装置を設けること。
  - ※ 視覚障がい者に対して音声による情報を提供することが必要となります。





## 5. 便所

## 整備基準

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する 便所を設ける場合においては、次に定める構造及び設備を有する便所を1以上 (男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。
  - イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間(直径150cm以上の円が内接でき、かつ、便器の前方に120cm以上の距離があるもの)が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり(L字型手すり及び可動式手すりとする。)、洗浄装置、鏡、洗面器、容易に操作できる水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダー等が適切な位置に配置されている便房(以下「多機能便房」という。)が設けられていること。

ただし、用途面積が300㎡未満の公共的施設(公衆便所を除く。)においては、「車いす使用者が利用できる空間を確保した便房」とすることができる。

- ※ 長時間車いすを使用する者は、褥瘡を防止するためシートを使用することが多いため、その厚みにも配慮した高さとすることが望ましいと考えられます。
- ※ 「車いす使用者が利用できる空間を確保した便房」は、「コンパクトタイプ」 と呼ぶこととします。
- ロ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80cm 以上とし、かつ、車いす使用者の通行に支障となる段を設けないこと。
- ハ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、 高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
  - ※ 戸は車いす使用者などの利用に配慮して、自動扉、手動引き戸など円滑に開閉して通過できる構造とすることが必要です(コンパクトタイプで戸袋のスペースが取れない場合などは、外開き戸、引き込み戸などが考えられます。外開き戸とするときは、利用者の衝突の危険がないよう便房の位置を便所の奥側にするなどの配慮が必要です)。また、緊急時の救出のため外部から鍵を開けることができる構造としてください。
- 二 多機能便房のある便所には、その出入口付近に当該便房が設置されていることを適切な方法で表示すること。
  - ※ 建物のどの位置にどのような便所、便房が設けられているかの適切な情報提供が必要です。
- ホ 多機能便房内の洗面器は、車いす使用者が利用できる高さ及び下部に空間を 確保した構造とすること。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する 便所を設ける場合においては、各便所に腰掛け便座及び手すりを設けた便房を 1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。

ただし、当該便所内に(1)に定める構造の便房を設ける場合においては、この限りでない。

※ 高齢者等の利用に配慮した手すり付き腰掛便器のある便房の設置を求めています。

## 整備基準

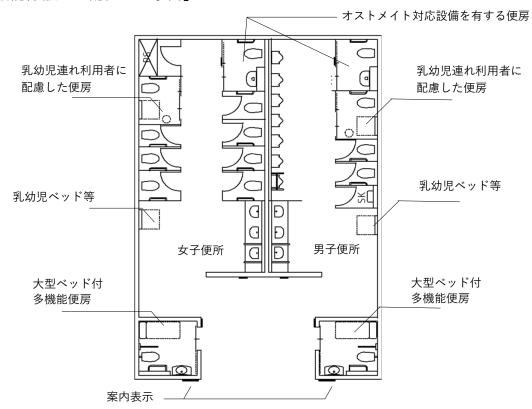
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する 男子用小便器を設ける場合においては、両側に手すりのある床置式の小便器、 壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。) その他これに類 する小便器を1以上設けること。
  - ※ 子供や高齢者等の利用に配慮した両側手すり付きの受け口の低い小便器の設置を求めています。
- (4) 便所には、次に定める構造及び設備を有する洗面器を1以上設けること。
  - イ カウンター埋め込み式とするか又は手すりを設置すること。ただし、多機 能便房内に設けられた洗面器については、この限りではない。
  - ロ 水栓器具は、レバー式、光感知式その他障がい者、高齢者等が容易に操作できるものとし、高さにも配慮すること。
    - ※ 障がい者等の利用に配慮した構造の洗面器を設けることを求めています。
    - ※ 整備基準の洗面器には、手洗器を含みます。
- (5) 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設(母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限る。)、商業施設(遊技施設を除く。)、文化施設、体育施設、宿泊施設又は集会施設で、用途面積が2,000㎡以上のものに不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。
  - **イ 乳幼児いすその他乳幼児を座らせることができる設備**(以下「乳幼児いす 等」という。) **のある便房を1以上設けること。**
  - ロ 乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつ替えのできる設備(以下「乳幼児ベッド等」という。)を1以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。
  - ハ 乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等のある便房及び便所の出入口付近には、 当該設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。
- (6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する 便所を設ける場合で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号) 第14条第1項の規定の適用を受けるときは、次に定め る設備のある便房を1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)設 けること。
  - **イ 人工肛門又は人口膀胱を使用している者**(以下「オストメイト」という。)**のための汚物流しを設けた洗浄設備**(ただし、既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。)**を設けること。**
  - ロ イに定める洗浄設備が設置されている便房及び当該便房が設置されている 便所の出入口付近には、オストメイトのための洗浄設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。

## 多機能便房等の配置について

多機能便房にオストメイト対応設備や乳幼児用いす、乳幼児用ベッド等などの機能があるため、利用が集中する傾向にあります。このため、これらの機能を便所内に適切に分散して配置することが望ましいと考えられます。

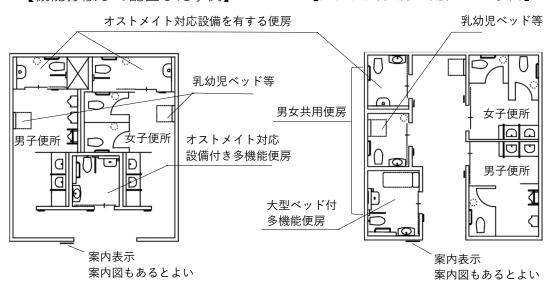
また、異性による介助のため、男女共用で利用できる便房のニーズが高まってきています。男女共用便房の配置も望ましいです。

## 【機能分散して配置した事例】



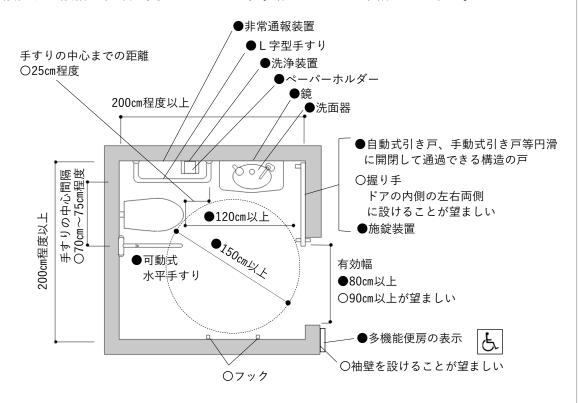
## 【機能分散して配置した事例】

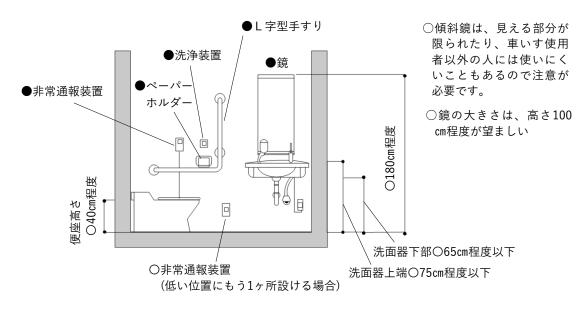
## 【男女共用便房を配置した事例】



## 多機能便房整備例 基本プラン

多機能便房の基本的なプランを示します。車いすが転回できるよう十分な空間を確保しましょう。複数の多機能便房を設置する場合は、手すりの位置を反転させたり、設置する設備の種類を変えるなどして、多様なプランを準備しましょう。

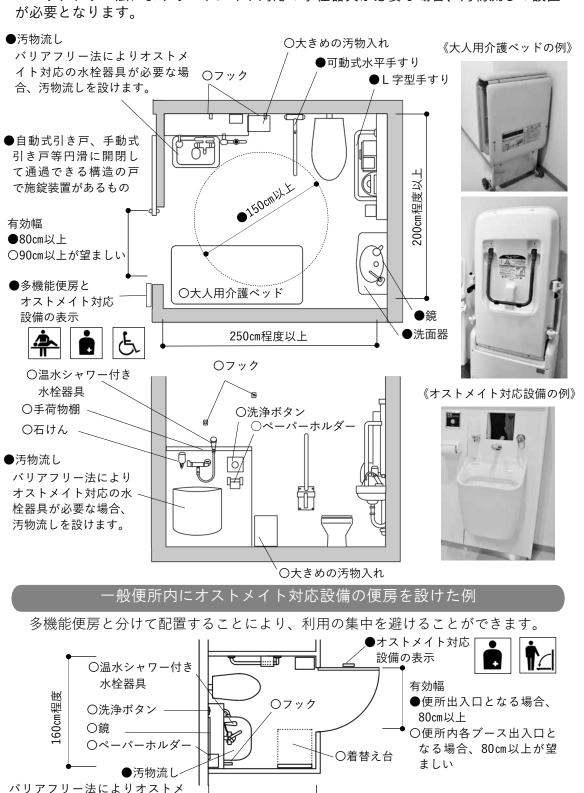




- ○非常通報装置は、転倒時の利用に配慮して、 ひも付きとするか、または低い位置にもう 1ヶ所ボタンを設置することが望まれます。
  - ●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

## 多機能便房整備例 基本プラン+オストメイト対応設備

多機能便房にオストメイト対応設備と大型ベッドを備え付けた事例です。 バリアフリー法によりオストメイト対応の水栓器具が必要な場合、汚物流しの設置 が必要となります。



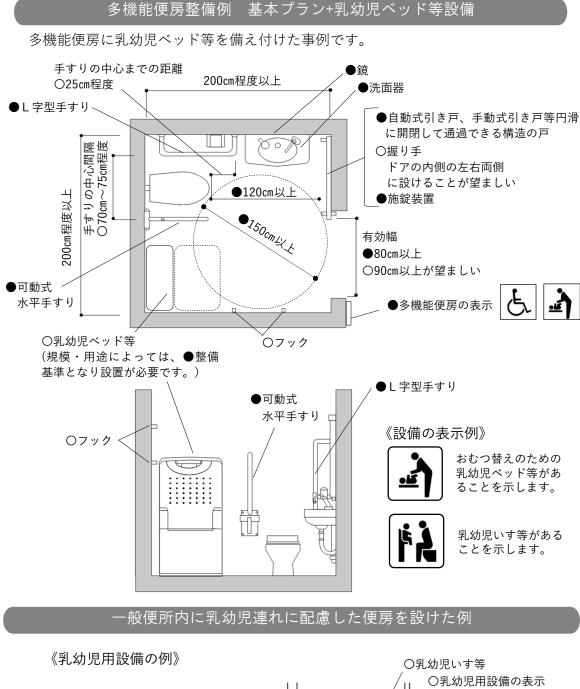
- 32 -

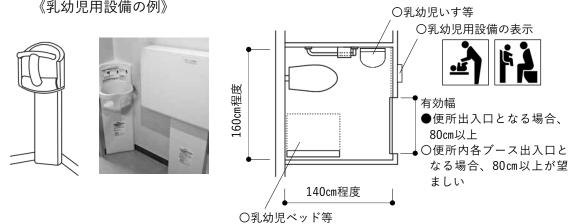
140cm程度

●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

イト対応の水栓器具が必要な場

合、汚物流しを設けます。



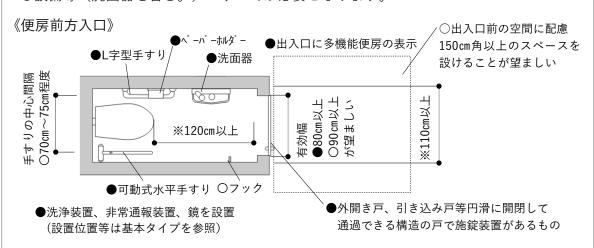


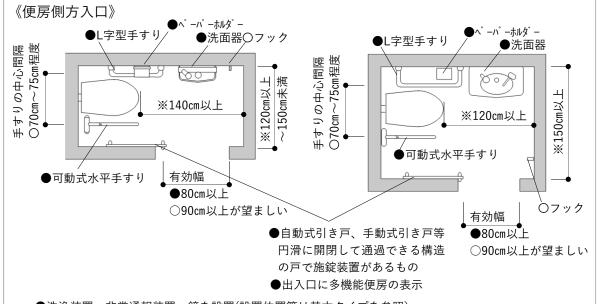
## 多機能便房整備例 コンパクトタイプ

用途面積300㎡未満の公共的施設(公衆便所を除く。)の場合、「車いす使用者が利用できる空間を確保した便房」とすることができ、この便房を「コンパクトタイプ」と呼ぶこととします。

コンパクトタイプの形状や出入口の位置等により必要となる内部の寸法が異なりますので、整備例を参考にしてください。

なお、コンパクトタイプであっても、通常の多機能便房で設置することとされている設備等(洗面器を含む。)のすべてが必要となります。





●洗浄装置、非常通報装置、鏡を設置(設置位置等は基本タイプを参照)

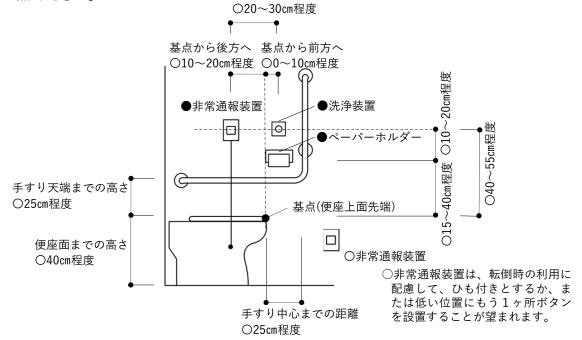
※上図のほか側方入口の場合は、以下の取り扱いも参考にしてください。 ①②のいずれかを満たす広さが必要ですが、独自のデータ等の根拠がある 場合などは個別に審査機関にご相談ください。

- ①便器前方距離を A、奥行(幅) 寸法をBとし、 A+B ≥ 260cm、A ≥ 110cm、B ≥ 120cm の広さを満たすもの。
- ②内接円150cm以上の空間が確保されたもの。
- ●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

### 付属設備(ペーパーホルダー、洗浄装置等)標準配置例

ペーパーホルダー、洗浄装置は、便器に腰かけた状態及び車いすに座った状態から、 非常通報装置はさらに床に転倒した状態からも操作できる位置に設けます。

ペーパーホルダー、洗浄装置、非常通報装置の配置等の詳細は、JIS S 0026をご参照ください。



### 小便器 整備例

《壁掛式》

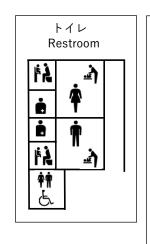
# ●両側手すり ○80~90cm程度 ●受け口の高さが 35cm以下 ○80~90cm程度 ●両側手すり ○80~90cm程度 ●両側手すり

●整備基準

### 案内板 整備例

出入口に、内部の配置等をわかり やすく示した案内図を設けることが 望まれます。

多機能便房には、備えられた設備、 機能を示した表示板を設置します。





車いす使用者対応で、 オストメイト対応設備 乳幼児用ベッド等、介 助用ベッド、着替え台 の設備があります

点字

○望ましい基準 ※特記事項

# 6.敷地内の通路

### 整備基\_準

- (1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
- (2) 段を設ける場合において、当該段は、3のイからホまでに定める構造に準じたものとすること。

【3の規定】

- イ 高さ80cm程度の手すりを設けること。
- ロ 主な階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。
- ハ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
- ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。
- ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (3) 通路を横断する排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたを設けること。
  - ※ 開口部分が小さなものや間隔等が狭い溝ふたを設置するようにしてください。
- (4) 直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地に接する道又は空地(建築基準法第43条第2項第1号で認められた道又は同項第2号の許可を受けた敷地に接する空地に限る。以下「道等」という。)に至る敷地内の通路及び直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から駐車場の車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用駐車区画」という。)に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、 直接地上へ通ずる1に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合に おける当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。

- ※ 敷地内通路(建物出入口から道等に通ずる通路、建物出入口から屋外の車いす使用者用駐車区画に至る通路)のそれぞれ1以上の通路の構造を定めたものです。ただし書で基準の適用が除外されるのは、建物出入口から道等に通ずる車路を設けた場合の通路であり、建物出入口から屋外の車いす使用者用駐車区画に至る通路は除外されていません。
- イ 有効幅員は、120cm以上とすること。
- ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。
  - (イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。
  - (ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等 が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

### 整 備 基 準

- 二 高低差がある場合においては、(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
  - ※ 屋外の傾斜路は、雨天等を考慮し勾配を1/15以下とすることが望まれます。
- ホ 車いす使用者用駐車区画に至る敷地内の通路には、必要に応じて、降雨等 の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。
- (5) 公共的施設(共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。)の直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
  - ※ 自動車販売施設等の自動車関連施設に視覚障がい者誘導用ブロック等を除いているのは視覚障がい者には運転手等の視覚障がい者以外の者が同行することが見込まれるためです。
  - イ 用途面積が2,000㎡以上の公共的施設においては、視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。
    - ※ 視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設又は音声誘導装置等の設置が求められるのは、建物の各出入口から道等に至る通路のうち、1以上の通路とします。
  - ロ 車路に接する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び 踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部 分は、この限りでない。
    - ※ 視覚障がい者の安全確保のため視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設を求めています。
    - (イ) こう配が1/20以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分
    - (ロ) 高さが16cm以下、かつ、こう配が1/12以下の傾斜路の上端に近接する 敷地内の通路及び踊り場の部分
    - (n) 段がある部分又は傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分 ※ (イ)から(口)を満たしても、車路に接する部分への敷設は必要です。
- (6) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造とする こと。
  - ※ 傾斜路とは、勾配が1/20を超えるものをいいます。
  - イ 2の(5)のイからニまで及びへに定める構造とすること。【2の(5)の規定】
    - イ 有効幅員は、120cm (段を併設する場合にあっては、90cm) 以上とすること。
    - 口 こう配は、1/12 (高さが16cm以下の場合にあっては、1/8) を超えないこと。
    - ハ 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。
    - ニ 両側に立ち上げ等を設けること。
    - へ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
  - ロ 高さ80cm程度の手すりを設けること(高さが16cm以下、かつ、こう配が 1/12以下又はこう配が1/20以下の傾斜路を除く。)。
  - ハ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路と の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする こと。

# 7.駐車場

### 整 備 基 準

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する 自動車の駐車場を設ける場合において、1以上の車いす使用者用駐車区画は、 次に定める構造(用途面積が2,000㎡未満の公共的施設に、自動車の駐車の用 に供する区画が30台未満の駐車場を設ける場合にあっては、次のイからハまで に定める構造)とすること。
  - イ 建築物の出入口に最も近い位置に設けること。
    - ※ 車いす使用者等の移動距離をできるだけ短くして、安全の確保と利便に配慮して設けてください。
    - ※ 車いす使用者用駐車区画のほか、建物出入口付近に乗降用の車寄せがあると、 運転者が別にいる場合、車いす使用者等が円滑に施設を利用することができます。
  - ロ 区画の幅は、350cm以上とすること。
    - ※ 車いす使用者等は、車の乗降の際、ドアを全開とする必要があるためです。
  - ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。
  - 二 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。
    - ※ 立て看板等を設置することで運転席から駐車区画の位置が認識しやすく、車 いす使用者等の円滑な誘導を図るためです。
  - ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置 を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等 がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、 この限りでない。
  - へ 車いす使用者用駐車区画には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひ さし又は屋根を設けること。
    - ※ 車いす使用者や松葉杖使用者等、雨天時、傘をさして歩行することが困難な 人にとっては、車いす使用者用駐車区画から、建物出入口までの間に屋根やひ さしがかかっていると大変有効です。
- (2) 車いす使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車区画に至る 駐車場内の通路は、6の(1)から(4)までに定める構造とすること。
  - ※ 駐車区画に通じる出入口から車いす使用者用駐車区画に至る通路は、車いす使用者が通行できる構造とすることが必要です。

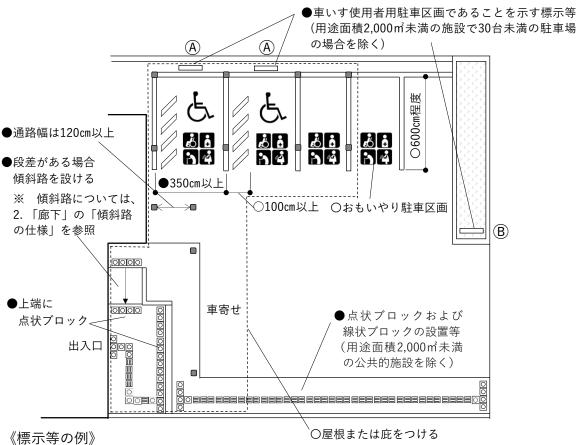
### 国際シンボルマークについて

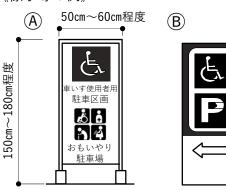


障がい者が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通の シンボルマークです。

「車いす使用者用駐車区画」に、このマークを示すことで、障がい者が利用できる駐車区画として整備してあることを示しています。

### 車いす使用者用駐車区画・おもいやり駐車区画を設けた駐車場の例





- ※雨天時、傘をさすことが困難な人にとって、車 いす使用者用駐車区画から建物出入口までの庇 があると大変便利です。
- ※建物出入口付近に乗降用の車寄せがあると、 歩行が困難な人の乗降が円滑にできます。
- ※車寄せは、福祉車両の寸法に配慮し、幅、長さ、 高さを検討しましょう。

※寸法は参考です。 わかりやすい適切なサイズの ものを設置してください。

### 三重おもいやり駐車場利用証制度について

「車いす使用者用駐車区画」は、整備基準やバリアフリー法の規定により 設置されることがありますが、利用対象者や利用方法が明確ではないため、 歩行に支障のない方の不適正な利用が問題となっています。

そこで、三重県では平成24年10月に「おもいやり駐車場利用証制度」 を導入し、駐車場の利用ルールとマークを定めました。

この制度では、歩行が困難な方の外出を支援するため、障がいや病気等の状況・症状 等に応じて「おもいやり駐車場」の利用対象者を明確にし、県が利用証を交付します。 利用者は、「おもいやり駐車場」に駐車する際、利用証を車外から見えるように車内 に掲示することで適正な利用であることを示します。

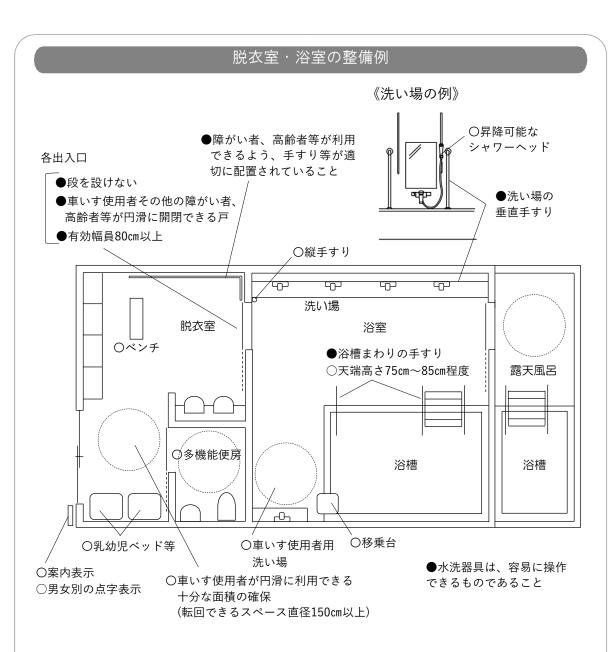
施設を整備する際には、「おもいやり駐車場」の登録をご検討いただきますようお願 いします。

# 8.浴室

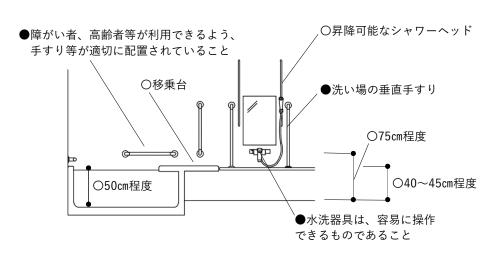
### 整備基準

用途面積が1,000㎡以上の医療施設、社会福祉施設、宿泊施設及び公衆浴場に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する浴室をける場合において、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の浴室は、次に定める構造とすること。

- イ 脱衣室及び浴室の出入口は、次に定める構造とすること。
  - (イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。
    - ※ 80cmは、車いすが通過できる幅員です。
  - (ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
    - ※ 開き戸形式の場合は、戸の前後に車いす使用者が直進でき、方向転回で きるスペースを設けてください。
  - (ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
  - ※ 滑りにくくするとともに転倒時や座位での移動で体を傷つけない仕上げとするように配慮してください。
- ハ 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されている こと。
  - ※ 浴槽への出入りに利用する手すりを取り付けるとともに、洗い場には、立ち上がる動作を補助する垂直の手すりを取り付けてください。
- 二 水栓器具は、容易に操作できるものであること。
  - ※ レバー式など簡単に操作しやすい器具及びシャワーはハンドシャワーとして シャワーヘッド掛けを可動タイプにするなど取り付け位置についても配慮し てください。



### 《車いす使用者用洗い場の例》

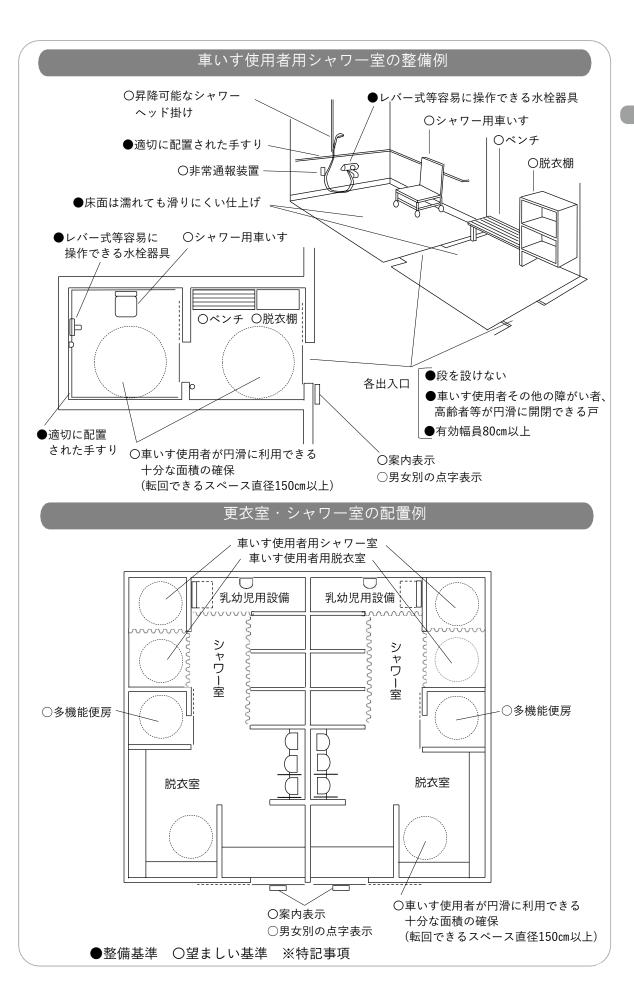


# 9. 更衣室マはシャワー室

### 整備基準

用途面積が1,000㎡以上の体育施設に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する更衣室又はシャワー室を設ける場合において、以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。

- イ 出入口は、次に定める構造とすること。
  - (イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。
    - ※ 80cmは、車いすが通過できる幅員です。
  - (ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
    - ※ 開き戸形式の場合は、戸の前後に車いす使用者が直進でき、方向転回できるスペースを設けてください。
  - (ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
  - ※ 滑りにくくするとともに転倒時や座位での移動で体を傷つけない仕上げとするように配慮してください。
- ハ 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されている こと。
  - ※ シャワーブース内での利用が支障なくできるように手すりを水平及び垂直 に取り付けるようにしてください。
- ニ 水栓器具は、容易に操作できるものであること。
  - ※ レバー式など簡単に操作しやすい器具及びシャワーはハンドシャワーとしてシャワーヘッド掛けを可動タイプにするなど取り付け位置についても配慮してください。



# 10.客室

### 整 備 基 準

50室以上の客室を有する宿泊施設には、次に定める構造の客室を客室の総数の **百分の一を乗じて得た数**(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り 上げた数)以上設けること。

- ※ 50室以上100室以下の場合 1室以上、101室以上200室以下の場合 2室以上の 設置が求められます。
  - イ 出入口は、次に定める構造とすること。
  - (イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。
  - 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢 者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
    - ※ 引き戸が望ましいものの構造上等により設けられない場合は、開き戸と し、戸の前後に車いす使用者が転回できるスペースを設けてください。な お、取っ手は、レバー等とし、取っ手側に袖壁等を設けるなど操作しやす いようにしてください。
  - (ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- ロ 室内の便所は、5の(1)のイからハまでに定める構造とすること。

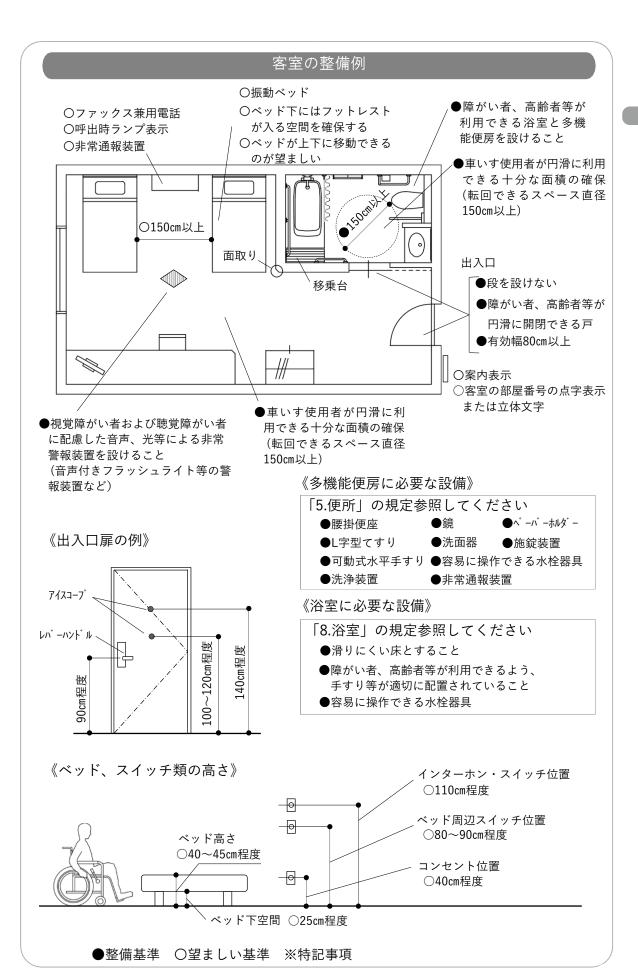
【5の(1)のイ~ハの規定】

- イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間(直径150cm以上の円が 内接でき、かつ、便器の前方に120cm以上の距離があるもの)が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり(L字型手すり及び可動式手すりとする。)、洗浄装置、鏡、洗面器、 容易に操作できる水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダー等が適切な位 置に配置されている多機能便房 が設けられていること。(略)
- ロ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とし、 かつ、車いす使用者の通行に支障となる段を設けないこと。
- ハ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合において、当 該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に 開閉して通過できる構造とすること。
- ハ 室内の浴室は、次に定める構造とすること。
  - (イ) 非常通報装置を設けること。
  - 8に定める構造とすること。 (口)

【8の規定】

- 脱衣室及び浴室の出入口は、次に定める構造とすること。

  - (イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。 (ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は重 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑 に開閉して通過できる構造とすること。
  - (ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
- ハ 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 水栓器具は、容易に操作できるものであること。
- ニ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な面積が確保されていること。
- ホ 視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置 を設けること。
  - ※ 非常警報の伝達に有効な手段として視覚又は振動による伝達装置(光、文字 表示、バイブアラーム)などを設けてください。



# 1.授乳場所等

公共的施設には、必要に応じて、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を 1以上設けること。

※ 少子化に伴う子育て支援の観点から、授乳のためのスペースの設置に努めるよ う求めています。

授乳のためのスペースは、区切られた空間とし、プライバシーの確保に配慮す る必要があります。男性による哺乳瓶での授乳もできるよう配慮する必要があ ります。

授乳用のいす、荷物置き場、給湯設備、哺乳瓶の洗浄のための設備などを設け ることが望ましく、おむつ替え用のスペースにも配慮します。

なお、出入口には授乳のためのスペースである旨の表示を行い、男女の入室可 否を表示します。

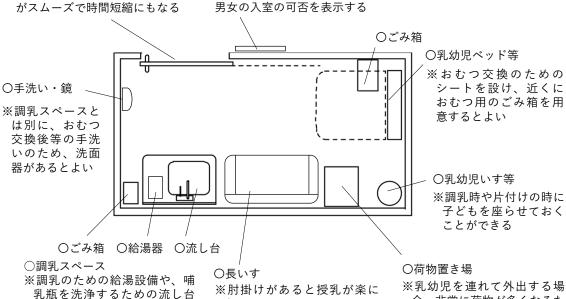
### 授乳室の整備例

### ○案内表示

※出入口は、ベビーカーごと入る ことができるようにする

※子どもを抱きかかえての移動よ り、ベビーカーごと移動する方

- ※授乳のためのスペースである旨 を表示する
- ※男性の哺乳びんによる授乳にも 配慮し、内部の設備や配置を示し、 男女の入室の可否を表示する



乳瓶を洗浄するための流し台 を設置し、近くにごみ箱を用 意するとよい

なる

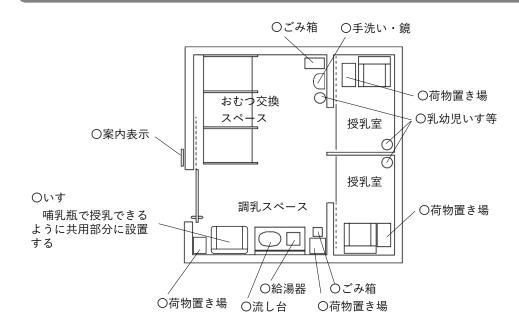
※背もたれがあると姿勢が安 定する

※長椅子だと同伴者や上の子 も一緒に座ることができる

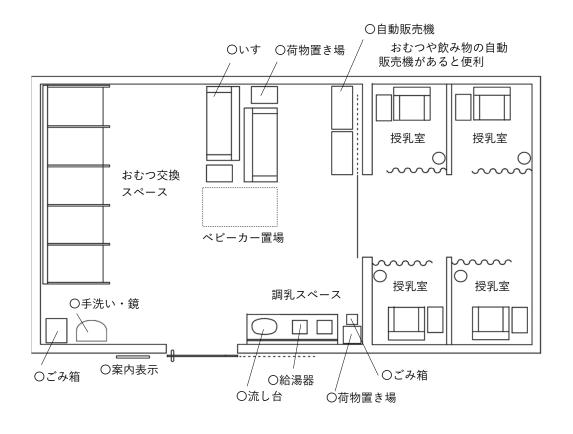
※乳幼児を連れて外出する場 合、非常に荷物が多くなるた め、荷物置き場を設置する

※授乳時に哺乳瓶をなどを置 く場所にも使用できる

### 小規模な授乳室の整備例



### 大規模な授乳室の整備例



# 12.観覧席及び客席

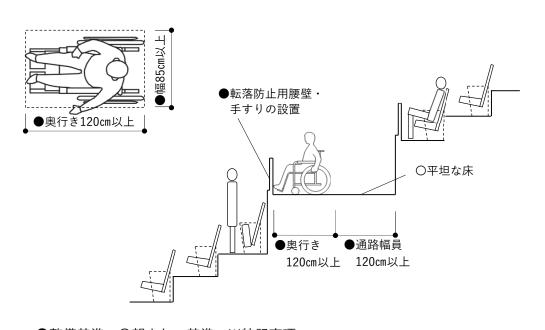
### 整 備 基 準

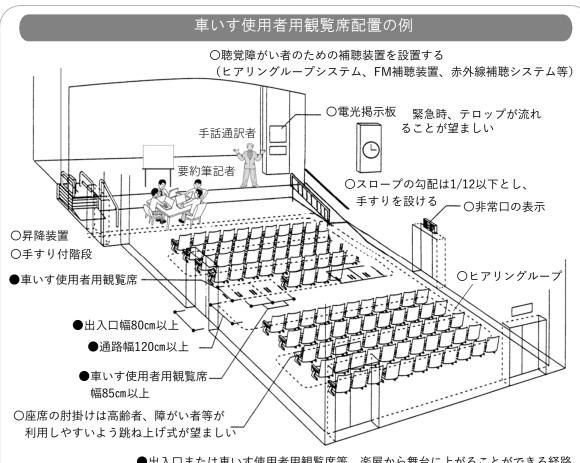
娯楽施設、体育施設及び集会施設に、固定式の観覧席等を設ける場合において、車いす使用者用観覧席等は、席数が100席以上400席以下のときは2席以上の、400席を超えるときは2席に席数200席(200席に満たない場合は、200席とする。)ごとに1席を加えた席数(その席数が10席を超える場合は10席)以上とし、かつ、次に定める構造で、利用しやすい適切な位置に設けること。

- ※ 100席未満でも、1席以上設けることが望ましいです。
- ※ 車いす使用者の観覧席は、舞台などを観覧しやすく、避難口に容易にアクセスできる位置に複数箇所で観覧できるよう客席の配置に配慮してください。
- イ 1席につき、幅85cm以上、奥行き120cm以上とすること。
  - ※ 車いす使用者の観覧席など1席当たりのスペースです。
- ロ **車いす使用者用観覧席等の前面及び側面には、腰壁、手すり等を設けること。** ※ 転落等を防止するために腰壁、手すり等を設けてください。
- ハ 出入口から車いす使用者用観覧席等に至る1以上の経路及び出入口又は車い す使用者用観覧席等から舞台等に至る経路は、円滑に到達できる構造とするこ と。
  - ※ 出入口から観覧席等への経路及び出入口又は観覧席等から舞台や楽屋への経路について、車いす使用者が円滑に利用できることを求めています。

舞台など高低差がある部分への経路は、スロープや昇降機などによる円滑な 経路の確保を求めています。ただし、車いすで客席から直接舞台へのアプロー チが困難な場合は、客席外の廊下等を経由する経路であっても構いません。

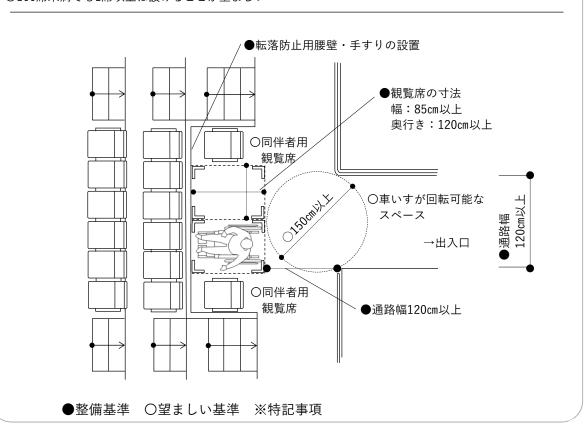
### 車いす使用者用観覧席の寸法





●出入口または車いす使用者用観覧席等、楽屋から舞台に上がることができる経路 (舞台のそで口や廊下等を経由して上がる方法なども可能)を確保します。

○100席未満でも1席以上は設けることが望ましい

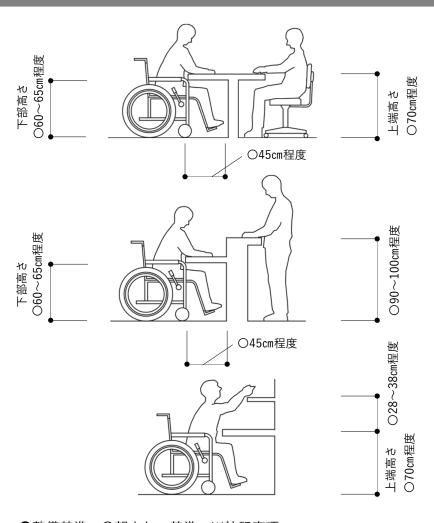


# 13.カウンター、記載台、公衆電話台等

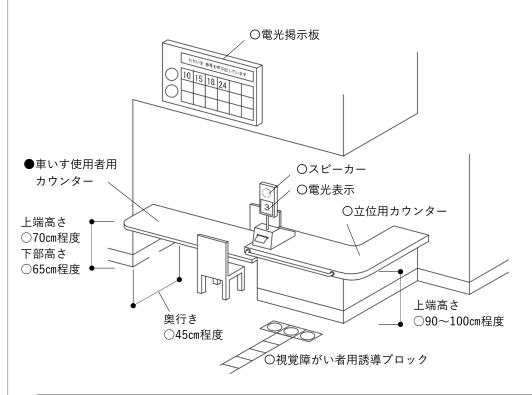
### 整備基準

- (1) カウンター等を設ける場合において、1以上のカウンター等を車いす使用者 が利用できる高さ及び構造とすること。
  - ※ 車いす使用者が利用できるカウンター等は、下部に床面から65cm程度、間口80cm程度、奥行き45cm程度の、車いす使用者がカウンターに寄りつけることができるスペースが必要です。
- (2) レジカウンター(商品、サービス等の代金を支払う場所をいう。)を設ける場合において、1以上のカウンターを次に定める構造とすること。
  - イ 有効幅員は、80cm以上とすること。
  - ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。

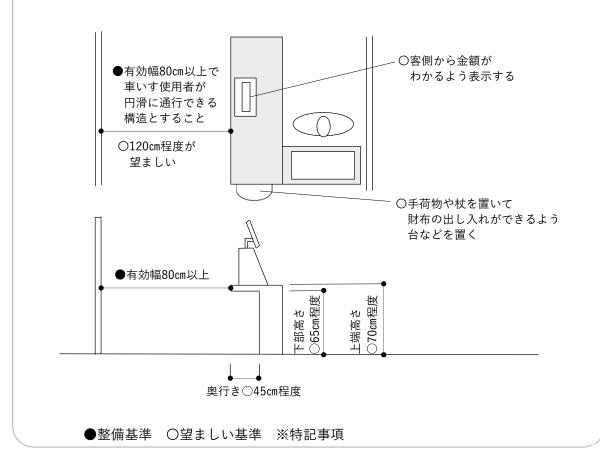
### カウンターの寸法



### 呼出カウンターの例



### レジカウンターの例



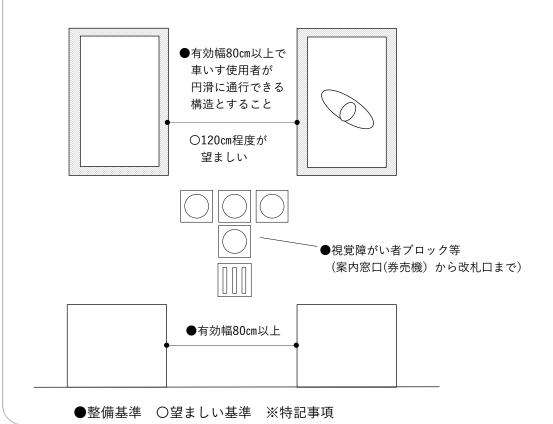
# 14. 改札口

### 整備基準

改札口(入場券等の検査又は取集めを行う場所をいう。)を設ける場合において、1以上の改札口を次に定める構造とすること。

- イ 有効幅員は、80cm以上とすること。
  - ※ 80cmは、車いすが通過できる幅員です。
- ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。
- ハ 案内窓口(券売機)から改札口に至る通路に視覚障がい者誘導ブロック等 を敷設すること。
  - ※ 視覚障がい者を案内窓口から改札口まで円滑に誘導するため、通路上に視覚 障がい者誘導用ブロック等を敷設する必要があります。
  - ※ 建築物の整備基準における改札口は、施行規則別表第2第2「公共 交通機関の施設」の適用を受けるもの以外で設けられるもの(映画館、 劇場、体育施設等)が対象となります。

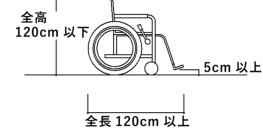
### 改札口の整備例



### 参考資料:基本寸法

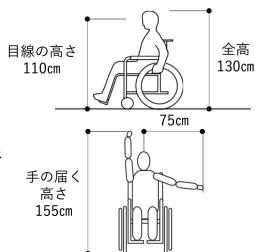
### 《車いすの寸法》

# 全幅 70cm 以下



### 《人間工学的寸法》

※車いすの大きさや障がいの種別により異なり ますので、参考としてください

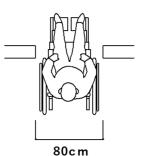


### 《主要寸法の考え方》

### 80cm

車いす使用者が 通過できる寸法

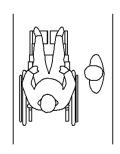
※通りやすいのは90cm



150cm 車いす使用者が 転回(360度)できる寸法 ※転回しやすいのは180cm

# 120cm

車いす使用者と横向 きになった人がすれ 違うことができる寸 法

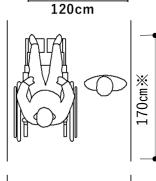


150cm

### 140cm

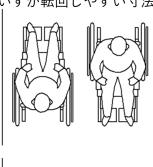
車いす使用者と人が すれ違うことができ る寸法

※長さが170cm以上 あれば、車いすが転 回できます



180cm

車いす使用者同士が すれ違うことができる寸法 車いすが転回しやすい寸法



180cm

# 15.避難設備(緊急時の設備)

### 整備基準

- (1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合において、視覚障がい者及び聴覚 障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置を設けること。
  - ※ 非常警報装置には、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光、文字などの設備を併設して火災報知機と連動させることが必要です。
- (2) 非常口の屋内から外部に至る主要な避難通路には、段差を設けないこと。
  - ※ 避難階において、主要な避難通路においては避難上支障となる段差を設けないでください。
- (3) 防火戸に附帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造とすること。
  - ※ 主要な避難経路上における防火戸のくぐり戸下部の構造で、避難の際に支障 とならないような措置が必要です。

### 緊急時の避難を考慮した計画の考え方について

緊急時には、まず非常事態発生を適切に伝達することが重要となり、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に情報提供を行うための配慮が必要となります。

そのため、音声と光等による非常警報装置を適切に組み合わせて設置することが整備基準で求められています。

円滑な避難のために、わかりやすい動線計画とし、避難方向等を適切に示します。 避難に支援や時間を必要とする人のために、一時的に待避し、安全に救助を待つためのスペースを設けることが望ましいでしょう。

子どもや外国人への情報提供のため、漢字にはふりがなをつけ、外国語による放送 や表示も行うことが望ましいです。

なお、各種装置設置にあたっては、消防機関と十分調整を行い、指導に従ってください。

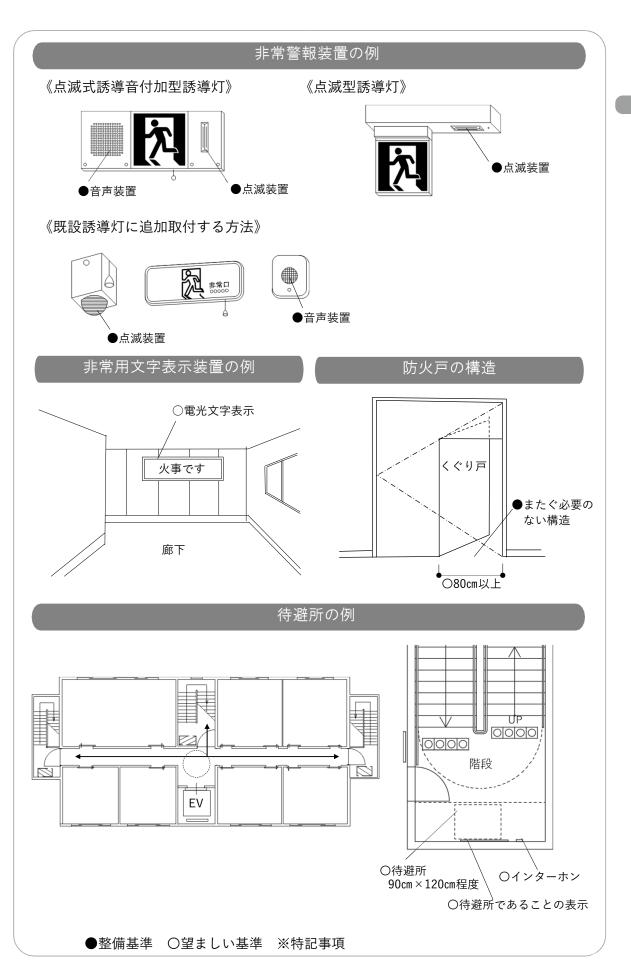
参考:火災時における考え方

■連続した移動を可能とする避難経路

避難行動とは・・・

火災情報確認 →避難方向認識 →避難開始 →移動 →安全な場所に到達

- ■避難経路の円滑化
  - 1. すべての在館者が円滑に避難できる避難経路
  - 2. 避難方向が表示等により明確
  - 3. 火災時でも運行可能な昇降機による経路が望ましい
  - 4. 上記昇降機がない場合は傾斜路、傾斜路がない場合は階段からの人的対応
  - 5. 階段による人的対応の場合、人的対応が開始されるまでの待避所の設置
  - 6. 階段の上端の踊場に待避区画
- ■避難経路の並列化
  - 1. 火煙によって、同時に避難不能とならないよう2方向以上の避難経路の設置
  - 2. 各階の平面上を防火戸でブロックに分割



# 16.案内板

### 整備基\_準

### 案内板を設ける場合は、次に定める構造とすること。

- ※ 施設全体を配置図や平面図で表し、位置関係を案内したものを対象とし、階ごと の簡易な案内や文字のみの案内は対象としません。
- イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障がい者、高齢者等が見やすく理解 しやすいように配慮したものとすること。
  - ※ 文字は、大きく太い文字書体(角ゴシック体)が望まれます。 サイン計画では、図色と地色の明度差、彩度差を大きくするとともに、色覚に特性がある人や白内障の人にも見やすい色の組み合わせに配慮してください。

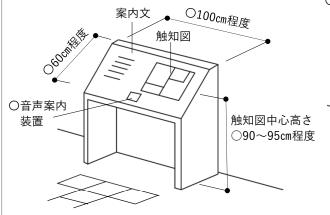
【見分けにくい色の組み合わせの例と見分けやすくする改善方法の例】

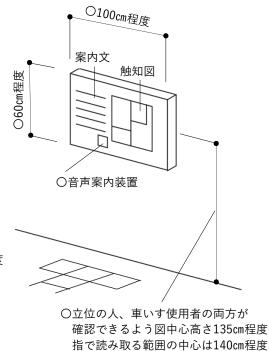
- ・ 赤と黒 → オレンジ又はオレンジに近い赤に
- · 赤と緑 → 赤と青、赤と水色の組み合わせに
- ・ ピンクと水色 → 赤と青の組み合わせに
- ・ 黄色と明るい黄緑、オレンジと黄緑 → 黄緑の代わりに青みの強い緑に
- · 茶色と赤、茶色と緑 → 焦げ茶色と明るい緑など、明度差を大きく
- ・ 青と黒、白と黄も、見分けにくい組み合わせ
- ・ 色の変更ができない場合は、図と地の境目に、白又は黒で細い線を入れる と見分けることができます。
- ※ 案内板の掲出高さは、車いす使用者、視覚障がい者、高齢者等が利用しやす い位置に設けるように配慮してください。
- ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に利用することができる構造とすること。 ただし、案内所、案内設備等により、視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設(特別支援学校を除く)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。
  - ※ 点字表記や文字等の浮き彫り、音声等により視覚障がい者が利用できるよう に配慮してください。音声等の案内装置を設置する場合、対面して操作する利 用者の「前、後、右、左」など、分かりやすい言葉を用いて、簡単、明瞭に施 設等の方向を示してください。
- ハ 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。
- ニ 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。
  - ※ JIS Z 8210 で、案内用図記号が定められているものは、これを使用することが望まれます。

また、英語を併記する場合、英訳できない固有名詞にはヘボン式ローマ字つづりを使用します。固有名詞のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に〜Bridgeや、〜Riverなど、意味が伝わる英語を補足します。地域ごとの来訪者事情などにより、日本語、英語以外の言語を併記することが望ましいです。

### 案内板の例

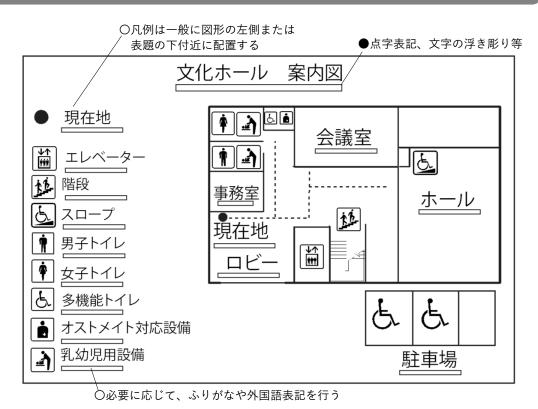
- ●位置、高さ、文字の大きさ、色彩等に 配慮すること
- ●点字、文字の浮き彫り、音声等により 視覚障がい者が円滑に利用できること
- ●多機能便房、エレベーターその他の昇 降機、車いす使用者用駐車区画の位置 を表示





※触知図については、JIS T 0922も参考にしてください 案内用図記号については、JIS Z 8210も参考にしてください

### 表示内容の例



### 案内用図記号の例

### 《JIS Ζ 8210 抜粋》



Question & answer 案内所



Information 案内



Check-in / Reception チェックイン/受付



Parking 駐車場



Coin lockers コインロッカー



Toilets お手洗



Men 男性



Women 女性



**Facilities for Ostomy** オストメイト用設備



Tickets / Fare adjustment きっぷうりば/精算所



Accessible facility 障がいがある人が 使える設備



Slope スロープ



Stairs 階段



Elevator エレベーター



Escalator エスカレーター



Prams / Strollers ベビーカー



Baby care room ベビーケアルーム



Squatting Style Seat Sitting Style Seat 和風便座



洋風便座



Spray seat 温水洗浄便座

### 《JIS Z 8210 以外の記号》

(公財) 交通エコロジー・モビリティ財団の標準案内用図記号より一部抜粋



All gender toilet



Children's toilet 男女共用お手洗い こどもお手洗い



Care bed 介助用ベッド



Diaper changing table おむつ交換台



Baby chair ベビーチェア



着替え台



Changing board Calm down/Cool down カームダウン クールダウン

## 第2部 第2章

# 整備基準の解説 【公共交通機関の施設】

### ■対象施設

公共的施設	特定施設
鉄道駅、船舶の発着場およびバスターミナ ル等の施設で旅客の乗降または待合の用に供 するもの	すべてのもの

### ■留意事項

公共交通機関の施設と用途上不可分の関係にある建築物については、公共交 通機関の施設として事前協議または通知等を行いますが、建築物の基準も適用 します。(この場合は、建築物の整備基準の適合表も添付してください。)

原則として、車いす使用者が設備(案内板、ベンチ等)を利用する際に一旦停止しないと利用しにくい床、路面等の部分は水平とするのが望ましいです。

# 1. 整備基準

### 1. 移動円滑化経路

- (1) 公共用通路(公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている道路、駅前広場、通路その他の施設であって、当該公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)と公共車両等の乗降口との間の経路には、移動円滑化経路を乗降場ごとに1以上設けること。
  - 線路によって地域が分断されている場合などは、各方面への主要出入口から移動円滑化経路を確保することが望ましいです。
  - 同一業種で事業者の異なる路線相互の乗り換え経路についても、旅客の移動が 最も一般的な経路を移動円滑化経路とします。
  - 他の業種の交通機関への乗換え経路の確保についても配慮することが望まれます。
- (2) 移動円滑化経路の床面に高低差がある場合においては、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者が円滑に利用することができる構造のもの)をもってこれに代えることができる。
- (3) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路((6)に定める構造のものに限る。)又はエレベーター((7)に定める構造のものに限る。)を利用することにより障がい者、高齢者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と公共車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。
  - 隣接する施設にエレベーター等があり、それを活用する場合は十分な案内設備 を設置します。
- (4) 移動円滑化経路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とすること。
  - イ 有効幅員は、90cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
  - ロ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。
    - (イ) 有効幅員は、90cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
    - (ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
  - ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造 上の理由によりやむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設する場合は、こ の限りでない。
    - ●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

### 1. 移動円滑化経路 続き

- 公共用通路と旅客施設の境界部分については、管理区域および施行区分が異なることによる段差が生じないように配慮します。
- ※ ドアの前後は車いす1台が止まることができるよう120cm以上の長さの水平 部を設けます。自動式扉でない場合は、車いすからの開閉動作のため車いすが 回転できるように150cm以上の水平部を設けることが望ましいです。
- (5) 移動円滑化経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。
  - イ 有効幅員は、140cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の構造を車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50m以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けた上で、120cm以上とすることができる。
    - 車いす使用者同士のすれ違いを考慮すると180cm以上の有効幅員を確保する ことが望まれます。
  - ロ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。
    - (イ) 有効幅員は、90cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
    - (ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
      - ※ (4)の出入口と同様に、120cm以上の長さの水平部を設けます。自動式扉でない場合は、150cm以上の水平部を設けることが望ましいです。
  - ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造 上の理由によりやむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、こ の限りでない。
  - ニ 照明設備が設けられていること。
- (6) 移動円滑化経路を構成する傾斜路は、次に定める構造とすること。
  - イ 有効幅員は、120cm(段を併設する場合にあっては、90cm)以上とすること。
    - (5) と同様に、180cm以上の有効幅員を確保することが望まれます。
  - ロ 勾配は、12分の1(高さが16cm以下の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。
- ハ 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。
  - ※ 勾配のある通路の場合、下り時に加速がついて危険であり、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平な部分が必要となります。
    - ●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

### 1. 移動円滑化経路 続き

- (7) 移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。
  - イ かごの幅は、内のりを140cm以上とし、奥行きは135cm以上とすること。 ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が 円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる 装置が設けられているものに限る。)については、この限りでない。
    - ※ かごの出入口が複数あるエレベーターとは、貫通型や直角2方向型のことです。
  - ロ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- ハ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖 を音声により知らせる装置を設けること。
- ニ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80cm以上とすること。
  - 車いすで通過しやすい寸法である90cm以上の有効幅の確保が望まれます。
- ホ かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置 を設けること。
  - 操作盤は、操作盤中心高さが90cm~100cm程度に設置します。
  - かご内に設置する操作盤は、左右壁面に設置するのが望ましいです。
- へ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(ホに規定する制御装置を除く。)は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。
  - 一般操作盤、インターホン等には、ボタンに点字表示を行い、誤って押して はいけないボタンにはそのすぐ近くに点字表記を行います。
- ト かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。
- チ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150cm以上とすること。○ 電動車いすが回転できる広さ(180cm×180cm以上)の確保が望まれます。
- リ かご内の側面には、手すりを設けること。
  - 手すりの天端高さは、75cm~80cm程度とし、握りやすい形状とします。
- ヌ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。
- ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。
- ヲ かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。
  - ●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

### 1. 移動円滑化経路 続き

- (8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に定める構造とすること。 ただし、ト及びチについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。
  - イ 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。 ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この 限りでない。
  - ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくいものとすること。
  - ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。
- 二 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きい ことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとすること。
- ホ くし板の端部と踏み段との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとすること。
- へ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
  - 点状ブロックを設置すること。
  - 点状ブロックは2列に設置するのが望ましいです。
- ト 有効幅員は、80cm以上とすること。
- チ 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めを設けること。

### 2. 通路

通路は、次に定める構造とすること。

- イ表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
- ロ 段を設ける場合において、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色 相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出 しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
  - ※ 移動円滑経路を構成する通路の場合は「公共交通機関の施設 1.移動円滑化経路(5)」も参照して下さい。 移動円滑化経路を構成しない通路であっても、移動円滑化経路を構成する経路

移動円滑化経路を構成しない通路であっても、移動円滑化経路を構成する経路 と同等の整備が望ましいです。

※ 歩行に制約のある利用者に配慮して、手すりを設置することが望ましいです。 手すりは2段とすることがなお望ましいです。 手すりの構造等については「建築物 2.廊下」を参照してください。

### 3. 傾斜路

傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に定める構造とすること。

- イ 両側に高さ80cm程度の手すりを設けること。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - ※ 手すりの形状、設置方法については「建築物 2.廊下、3.階段」を参照してく ださい。
- ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
- ハ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとすること。
- ニ 両側に立ち上げ等を設けること。
  - 立ち上げの高さは5cm以上が望ましい。
  - ※ 側面が壁面である場合はこの限りではありません。
  - ※ 移動円滑経路を構成する傾斜路の場合は「公共交通機関の施設 1.移動円滑 化経路(6)」も参照して下さい。

移動円滑化経路を構成しない傾斜路であっても、移動円滑化経路を構成する 傾斜路と同等の整備が望ましいです。

### 4. エスカレーター

エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により 知らせる設備を設けること。

※ 移動円滑経路を構成するエスカレーターの場合は「公共交通機関の施設 1.移動円 滑化経路(8)」も参照して下さい。

### 5. 階段

階段は、次に定める構造とすること。

- イ 両側に高さ80cm程度の手すりを設けること。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - ※ 手すりの形状、設置方法については「建築物 2.廊下、3.階段」を参照してく ださい。
  - 階段の幅が、4mを超える場合には、中間にも設置するのが望ましい。
- ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
  - 点字には、その内容を文字で併記することが望ましい。
- ハ 回り段を設けないこと。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - ※ 「回り段を設けない」とは、回り段は踏面が内側と外側で異なるため視覚障がい者等が段を踏み外す、また、方向がわからなくなる恐れがあるからです。
- ニ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
- ホー側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。
  - 立ち上げの高さは5cm以上が望ましい。
- へ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
  - ※ 「建築物 3.階段」を参照してください。
- ト 照明設備が設けられていること。
  - 高さ3m以内ごとに踊り場を設置するのが望ましい。なお、踊り場の長さは 120cm以上が望ましい。
    - ●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

### 6. 視覚障がい者用誘導ブロック等

(1) 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)であって公共用通路と公共車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロック(線状ブロック(床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの(日本産業規格T9251に適合するものに限る。)をいう。)及び点状ブロック(床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの(日本産業規格T9251に適合するものに限る。)をいう。以下同じ。)を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。)を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する装置を設けること。

ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。

- ※ 視覚障がい者に対して、視覚障がい者誘導用ブロック等、音響音声案内装置、 点字等による案内板及び点字表示を動線に沿って適所に配置して、誘導案内の ための情報提供を行います。
- ※ ただし書きにより、視覚障がい者用誘導ブロックを敷設しない場合は、インターホン等により視覚障がい者から常駐するものへ連絡する設備が必要です。 また、当該設備までの案内設備も必要となります。
- (2) (1)の規定により視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された通路等と 1の(7) のへに規定する乗降ロビーに設ける制御装置、7の(5)に規定する設備、便所の出入口及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)のただし書に規定する場合は、この限りでない。
  - ※ 視覚障がい者誘導用ブロックを敷設した経路上から、移動円滑化のための主要な設備であるエレベーター、便所、乗車券等販売所(券売機を含む)および旅客施設の構造、主要な設備の配置を視覚障がい者に示すための設備へ分岐する経路上にも敷設します。この分岐する経路では、往経路と復経路を別としません。
- (3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロックを敷設すること。
  - ※ 視覚障がい者誘導用ブロック等は、歩行できるスペースが確保できるよう、 壁面、柱等から適度な距離に配置します。
  - ※ 視覚障がい者用誘導ブロック等の標準職は黄色となります。敷設方法等については「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」 (交通エコロジー・モビリティ財団)も参考としてください。
- (4) 旅客船ターミナルにおいて、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が 転倒するおそれがある場所には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、視覚障 がい者誘導用ブロックを敷設しないことができる。
  - ●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

### 7. 案内設備

- (1) 公共車両等の運行に関する情報について、文字等により表示するための設備 及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - ※ 表示する情報内容は、発車番線、発車時刻、車両種別、行先など、車両等の運 行に関する情報となります。
- (2) エレベーター等の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(以下「移動円滑化のための主要な設備」という。)又は(4) に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。
- (3) (2)に定める標識は、日本産業規格 Z 8210に適合するものでなければならない。
- (4) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、移動円滑化のための主要な設備(1の(3)前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同号前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。(5)において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- (5) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所には、公共交通機関の施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けること。
  - ※ 出入口と改札口が離れている場合に出入口付近、改札口付近にそれぞれの箇所の移動方向にある主要な設備等の位置や方向を点字等でわかりやすく示した案内板等を設置します。
  - 点字による案内板等は、指先で読み取りやすい外形寸法、高さ及び表示面の傾 きとします。
  - 点字による案内板等にスピーカーを内蔵し、押しボタンによって作動する音声 案内装置を設置することが望ましいです。この装置を設置する場合、対面して操 作する利用者の「前、後、右、左」など、わかりやすい言葉を用いて、簡単、明 瞭に施設等の方向を掲示してください。

### 8. 便所

便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。

- イ 便所の出入口付近には、男女用の区別(当該区別がある場合に限る。)及 び便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備 を設けること。
  - ※ 車いす使用者、オストメイト、妊産婦、乳幼児を連れた人等の使用に配慮した 便所であることを表示します。
- ロ 第1の5の(1)(同号イただし書を除く。)から(4)までに定める構造とする こと。
- $1 \circ (1)$  に規定する移動円滑化経路と多機能便房が設けられた便所との間の経路における通路のうち 1 以上は、 $1 \circ (5)$  に定める構造とすること。
- 二 一日の平均乗降客が5,000人以上の公共交通機関の施設については、次に定める構造の便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。
  - (イ) 乳幼児いす等のある便房を1以上設けること。
  - (ロ) 乳幼児ベッド等を1以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。
  - (n) 乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等のある便房及び便所の出入口付近には、 当該設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。
- ホ 次に定める設備を有する便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。
  - (イ) オストメイトのための汚物流しを設けた洗浄設備を設けること(ただし、 既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは簡易洗浄装置と することができる。)。
  - (ロ) (イ)に定める洗浄設備が設置されている便房及び当該便房が設置されている便所の出入口付近には、当該設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。

### 9. 乗車券等販売所、待合所及び案内所

乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合は、それぞれ1以上は、次に定める構造とすること。

- イ 移動円滑化経路と乗車券等販売所、待合所及び案内所との間の経路における通路のうちそれぞれ1以上は、1の(5)に定める構造とすること。
- ロ 出入口を設ける場合において、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。
  - (イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。
  - (ロ) 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。
    - 1 有効幅員は、80cm以上とすること。
    - 2 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
      - ※ ドアの前後は車いす1台が止まることができるよう120cm以上の長さの水 平部を設けます。自動式扉でない場合は、車いすからの開閉動作のため車 いすが回転できるように150cm以上の水平部を設けることが望ましいです。
  - (n) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
- ハ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用 に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前 に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
  - ※ 「建築物 13.カウンター、記載台、公衆電話台等」を参照してください。
- 二 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)は、聴 覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を備えるとともに、当該 設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。

### 10. 券売機

乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、障がい者、高齢者等の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応し、車いす使用者の円滑な利用に適した構造の窓口が設置されている場合は、この限りでない。

- 障がい者、高齢者等の円滑な利用に適した構造の券売機付近には点字運賃表を設置します。
- ※ 点字運賃表は大きな文字でその内容を示します。
- ※ 券売機の運賃等を表示するボタンには点字を表示します。 点字の表示位置は、縦方向に並ぶボタンの場合はその左側、横方向に並ぶボタン の場合はその上側が望ましいですが、スペース上やむを得ない場合はこの限りでは ありません。
- ※ ボタンの料金表示は、周辺との明度の差が大きいこと等により容易に識別できるようにします。
- ※ タッチパネル式の場合は点字表示付きのテンキーを設置します。 テンキーを設置した券売機には音声案内を設置します。

### 11. 休憩施設

障がい者、高齢者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

- ※ 大規模な旅客施設においては、高齢者や身体障がい者、妊産婦、乳幼児連れの旅客等が休憩できるための設備が必要です。
- 旅客の移動を妨げないよう配慮しつつ、主要な経路上に休憩のためのベンチ等を 設けます。水飲み台を設置する場合も旅客の移動を妨げないよう配慮します。
- ベンチの形状は、はねあげ式や折りたたみ式を避け、背もたれ付きの固定式とし、 腰掛の高さは40cm程度とします。
- 水飲み台は車いす使用者が使いやすいよう飲み口の高さ75cm程度、壁付きの場合は奥行き45cm程度とします。

#### 12. 改札口

- (1) 移動円滑化経路上に改札口を設ける場合は、そのうち1以上の改札口の有効幅員は、80cm以上とすること。
  - ※ 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた旅客等が一般の旅客同様に改札口 を利用できるよう配慮する必要があります。

自動改札機の利用が困難な場合もあるため、有人改札口を併設するのが望まれます。その場合、改札口への線状ブロックの敷設経路は有人改札口が望ましいです。

- 80cmとは車いすが通過できる有効幅員です。車いすが通過しやすい90cm以上 の有効幅員とするのが望ましいです。
- (2) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別できる方法で表示すること。

#### 13. 乗降場

- (1) 鉄道駅のプラットホームは、次に定める構造とすること。
  - イ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、 鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さ いものとすること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大き いときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。
  - ロ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らと すること。
  - ハ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備えること。

ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 二 排水のための横断勾配は、1%を標準とすること。 ただし、ホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられたプラットホーム又は構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - ※ 1%とは車いす使用者等の線路内への転落防止に配慮した勾配です。
- ホ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
- へ ホームドア、可動式ホームさく、内方線付き点状ブロック(日本産業規格 T9251に適合するものに限る。)その他の視覚障がい者の転落を防止するため の設備を設けること(発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一 定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプ ラットホーム(鋼索鉄道に係るものを除く。)にあっては、旅客の円滑な流 動に支障を及ぼすおそれがない限り、ホームドア又は可動式ホームさくを設 けること。)。
- ト プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。
- チ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、ホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられたプラットホーム又は電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- リ 照明設備が設けられていること。
- ヌ 列車に車いす使用者が利用することができる部分を設ける場合は、当該部分に通ずる旅客用乗降口の位置をプラットホーム上に表示すること。 ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。
  - ●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

#### 13.乗降場 続き

- (2) バスターミナルの乗降場は、次に定める構造とすること。
  - イ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
  - ロ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車の用に供する場所(以下「自動車用場所」という。)に接する部分には、さく、点状ブロック等その他の視覚障がい者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。
    - ※ 視覚障がい者を車等から守るために設置するものです。
  - ハ 当該乗降場に接して停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造とすること。
    - ※ 車いす使用者の円滑な移動により、安全を確保します。
- (3) 旅客船ターミナルにおいて旅客船に乗降するためのタラップその他の設備を設置する場合は、次に定める構造とすること。
  - イ 車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できること。ただし、構造上 の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。
  - ロ 有効幅員は、90cm以上とすること。
  - ハ 高さ80cm程度の手すりを設けること。
  - ニ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
  - ホ 視覚障がい者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設けること。
  - ※ 連絡橋、ボーディングブリッジは「旅客船に乗降するためのその他の施設」に含まれます。
  - ※ 連絡橋、タラップ、ボーディングブリッジの勾配は潮位が $H.W.L\sim L.W.L$ の間にて 1/12以下とするのが望ましいです。

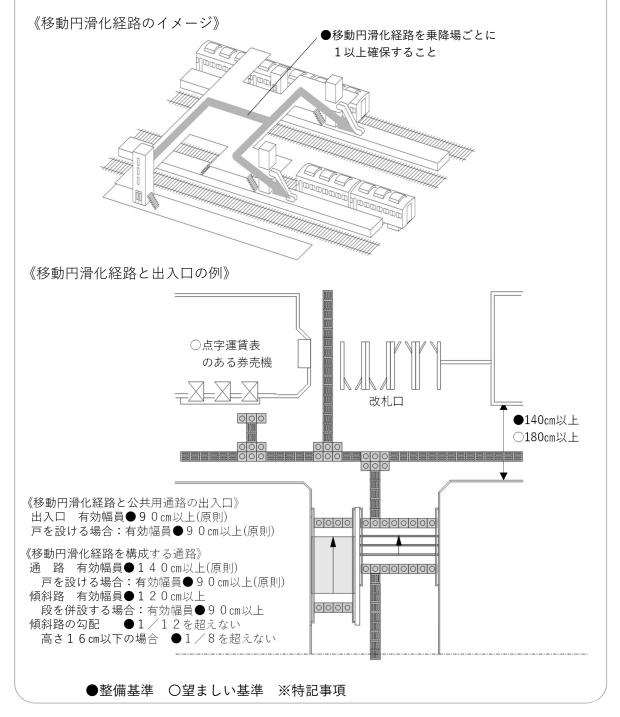
## 公共交通機関の施設

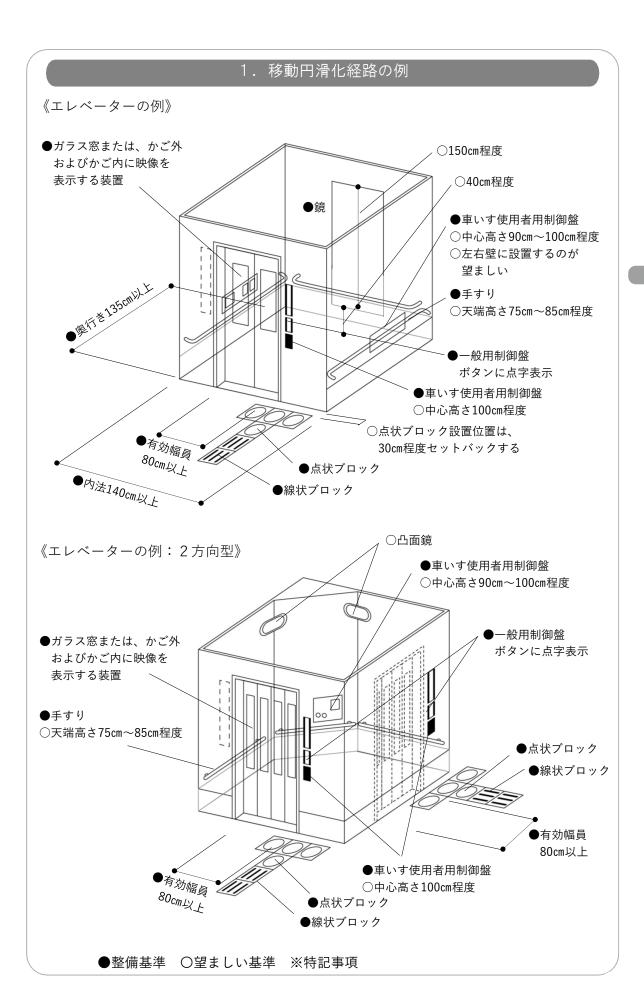
## 2.整備例

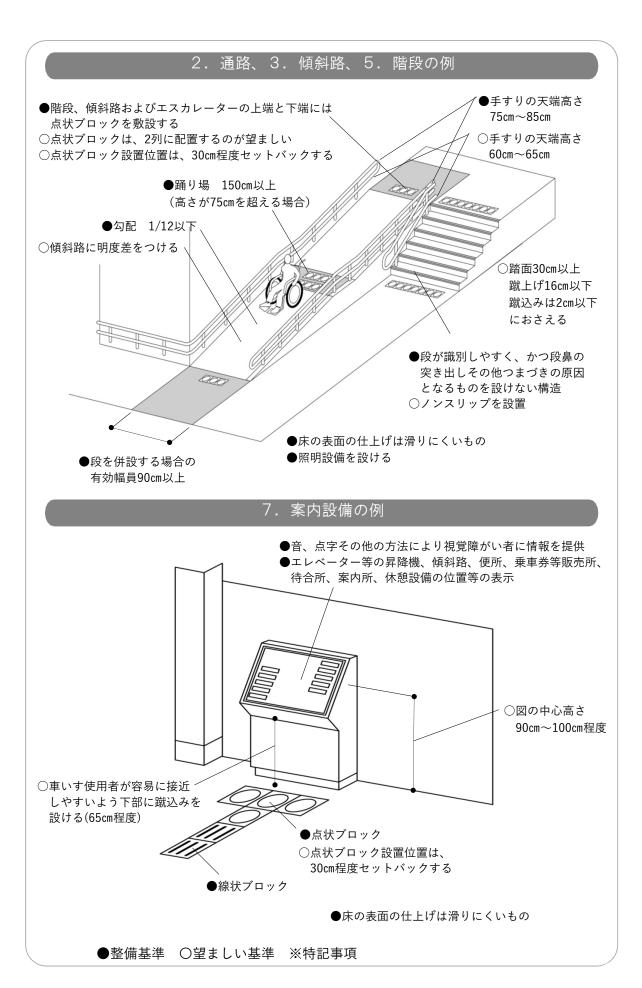
#### 1. 移動円滑化経路の例

#### 《基本的な考え方》

- 高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人等すべての人が可能な限り単独で、 駅前広場や公共用通路などの旅客施設の外部から施設内へ移動し、車両等へスムー ズに乗降できるよう、連続性のある移動経路を確保する必要があります。 旅客の移動が最も一般的な経路について、乗降場ごとに移動円滑化経路を1以上 確保することが必要です。
- 他の経路についても可能な限り移動の円滑化に努めることが必要です。

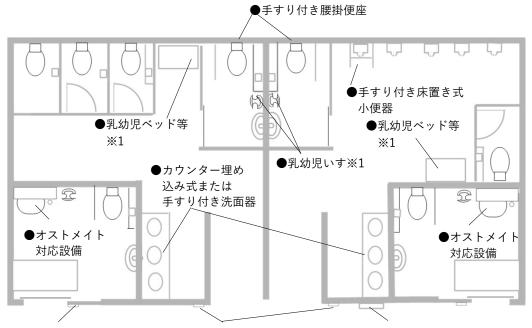






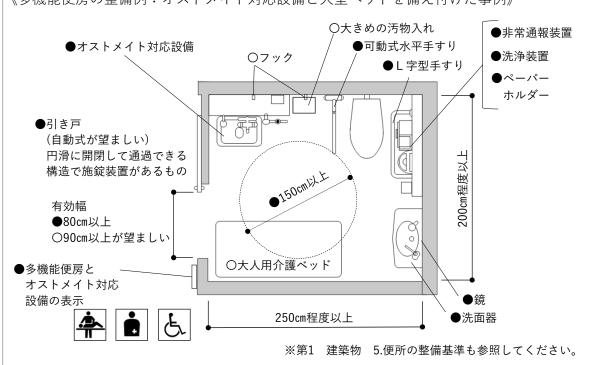
#### 8. 便所の例

●第2の1(1)に規定する移動円滑化経路と多機能便房が設けられた便所と の間の経路のうち1以上は、第2の1(5)に定める構造とすること。



- 対応設備の表示
- ●多機能便房、オストメイト ●乳幼児いす、乳幼児ベッド等が 設置されていることを表示※1
- ●便所の構造等を音、点字その他の 方法により視覚障がい者に示す設備
- ※1 乳幼児いす、乳幼児ベッド等については、平均乗降客5,000人以上/日の 公共交通機関の施設には必ず設置する。

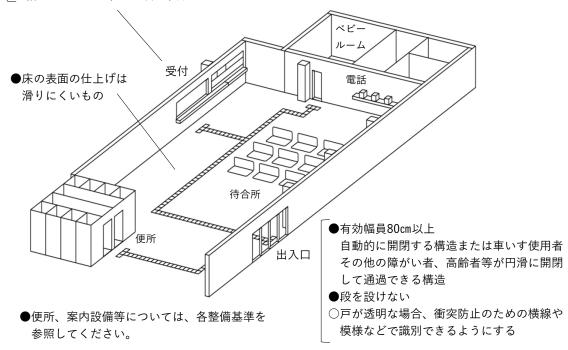
《多機能便房の整備例:オストメイト対応設備と大型ベッドを備え付けた事例》



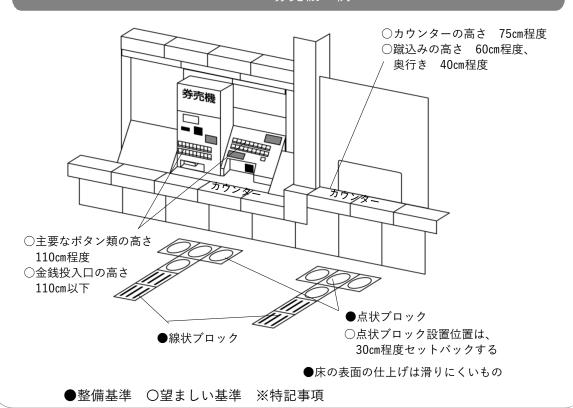
#### 9. 待合所の例

#### 受付

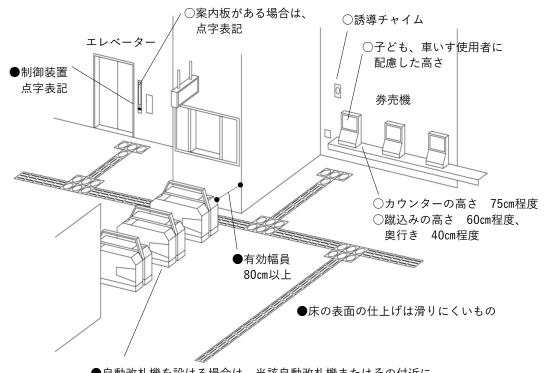
- ●カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は車いす使用者に適した構造とする (常時勤務する者が容易にカウンターの前に出てきて対応できる場合はこの限りではない)
- ●乗車券販売所または案内所には、聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を 備えるとともに、その旨を表示する



#### 10. 券売機の例



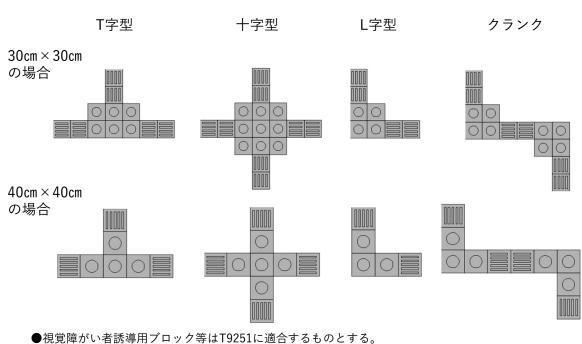
#### 12. 改札口の例



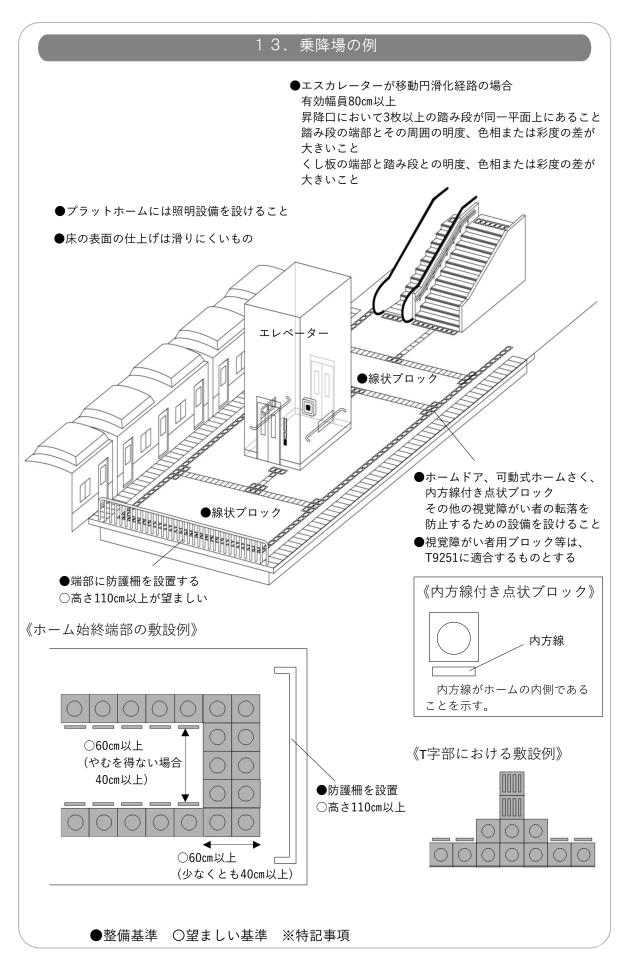
●自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機またはその付近に、 進入の可否を容易に識別できる方法で表示

#### 6. 視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設方法

《分岐部・屈曲部の例》



- ●抗見降がい自動等用プログク寺は19231に過日するものとす
  - ●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項



# 整備基準の解説 【道路】

#### ■対象施設

公共的施設	特定施設
一般の道路(自動車のみの交通の	歩道等を新設し、または
用に供する道路は除く。)	改築するもの

#### ■「特定道路」の整備基準の適用について

道路の整備基準は、「特定道路以外の道路」(別表第2 第3)と「県の特定道路」(別表第2 第4)の2つの基準に分かれています。

「特定道路」とは、市町が作成する基本構想等に基づき、多数の高齢者、障がい者等の通行のあるもので、国土交通大臣が指定した道路のことです。

「特定道路」の場合、適用する基準が異なりますので、注意してください。

国の特定道路	県の特定道路	市町の特定道路
UD条例 (別表第2 第3) + バリアフリー法省令	UD条例 (別表第2 第4) 「県の特定道路」	UD条例 (別表第2 第3) + バリアフリー法省令を 参酌した市町の条例

#### ■留意事項

道路とは一般交通の用に供する道で、現在から将来に至る間において地方公共団体の長が認定又は国が政令にてその路線を指定するものをいいます。

原則として、車いす使用者が設備(案内板、ベンチ等)を利用する際に一旦停止しないと利用しにくい床、路面等の部分は水平とすることが望まれます。

### 道路:県の特定道路以外の道路

## 1. 整備基準

#### 1. 歩道 原則として、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、原則として200cm以上とすること。ただし、トンネル及び橋 りょう部の区間については、この限りでない。

※有効幅員とは歩道等の幅員から縁石、手摺り、路上施設若しくは歩行者の安全かつ 円滑な通行を妨げるおそれのある工作物、物件若しくは施設(照明灯、標識等)を 設置するために必要な幅員を除いた幅員をいいます。

ロ 歩道 (縁石を除く。) の車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路 肩(以下「車道等」という。) に対する高さは、5cmを標準とする(交差点又 は横断歩道において、車道等に接続する歩道の部分を除く。)。

ただし、乗合自動車停留所部分における歩道については、乗降する車いす 使用者の利便性を考慮して、15cmを標準とする。

- ハ 歩道と車道等の境界は、縁石、防護柵、植樹帯等を設けること。
- 二 横断勾配は、2%以下とすること。
- ホ 縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
- へ 歩道が交差点又は横断歩道において、車道等に接続する部分の縁端の段差 は、2cm以下とすること。
  - ※縁石は、車いす使用者の通行に配慮して、縁端部分に丸みをもたせます。
- ト への段差に接続する歩道の部分には、車いす使用者が静止し、又は円滑に 転回することができる部分を設けること。ただし、沿道の状況等によりやむ を得ない場合は、この限りでない。
- チ 舗装の表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
- リ 切り下げ部へのすりつけ勾配は、5%以下とすること。ただし、沿道の状況 等によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
- ヌ 歩道内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝ふたを設けること。
  - ※歩道等に排水溝を設ける場合のふたについては、以下の構造とします。
    - ・コンクリートぶたの場合は、手掛けが片方のもの。
    - ・グレーチングぶたの場合は、細めタイプ、すべり止め付きのもの。

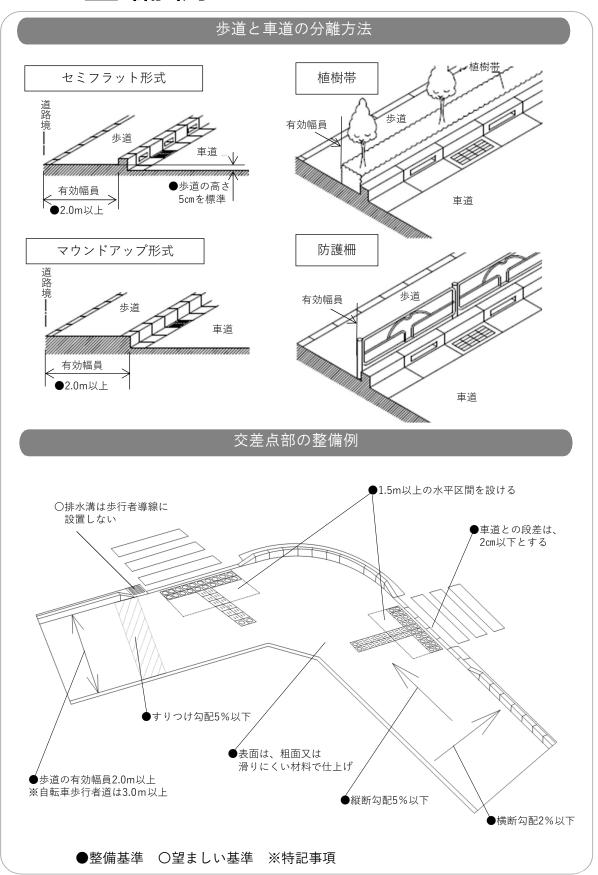
#### 2. 立体横断施設 次に定める構造とすること。

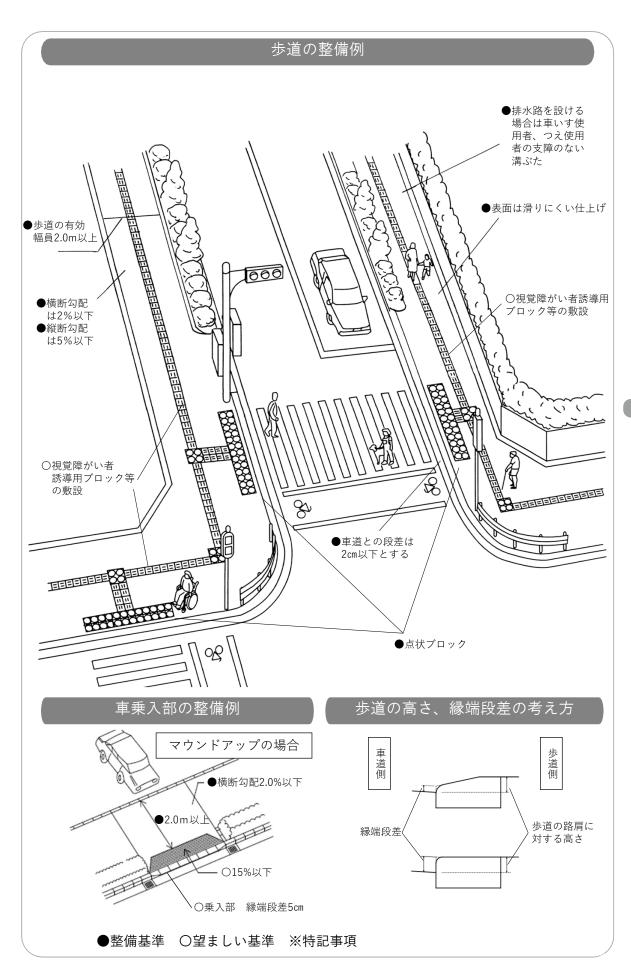
- イ 横断歩道橋の有効幅員は、200cm以上とすること。ただし、地下横断歩道に ついては、300cm以上とすること。
- ロ 傾斜路又は傾斜路付きの階段を設けること(昇降装置等の施設を設置する場合は除く。)
  - ※車いす等の円滑な通行を考えると、昇降装置等の設置が好ましいが、多額の費用を要することから設置が困難な場合は、傾斜路又は傾斜路付き階段とする。この場合の、傾斜路及び傾斜路付き階段の勾配は、それぞれ12%、25%を超えないようにします。
- ハ 階段又は傾斜路付きの階段(以下「階段等」という。)の高さが300cmを超える場合には、その途中に踊り場を設けること。
- ニ 階段の踏面及び路面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
- ホ 階段等及び踊り場には、手すりを両側に設けること。

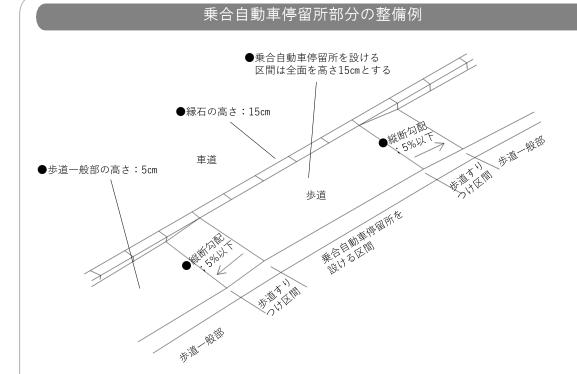
#### 3 視覚障がい者誘導用ブロック等

- (1) 視覚障がい者誘導用ブロック等は、次に定める場所に設置すること。
  - イ 視覚障がい者の歩行の多い歩道、公共交通機関の駅等と視覚障がい者の 利用が多い施設を結ぶ歩道等は、必要に応じて連続して敷設すること。
  - ロ 横断歩道のある交差点では、横断歩道の直前及び直後に敷設すること。
  - ハ 立体横断施設における階段等の上端及び下端に近接する当該通路、歩道 及び踊り場に敷設すること。
- (2) 視覚障がい者誘導用ブロック等の色彩は、原則として黄色とすること。
  - ※周囲の面との色の明度の差が大きいことが前提となります。 なお、黄色によりがたい場合は、周囲の面との色の明度の差が大きい色彩を選択してください。
  - ○視覚障がい者誘導用ブロック等の形状、寸法については、JIS T 9251 に合わせたものとします。
  - ※線状ブロックは誘導の方向と線状突起の方向を平行にして、原則連続して設置します。

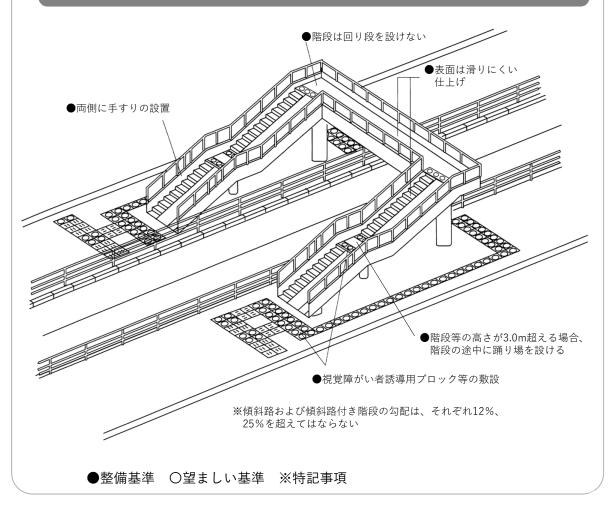
# 2.整備例



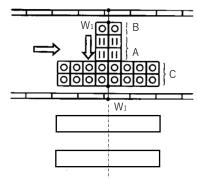


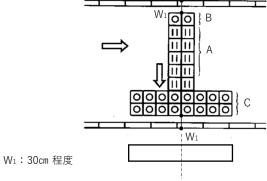


### 横断歩道橋の整備例





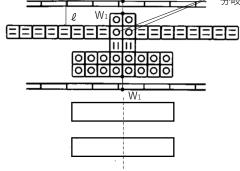




さらに歩道幅員が広い場合は、Aの部分 の設置する範囲がひろくなることとなる

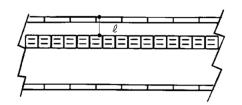
#### 継続的に直線歩行を案内している場合

\_\_\_\_\_ この部分を点状ブロックとし、ここが 「分岐点であることを案内する



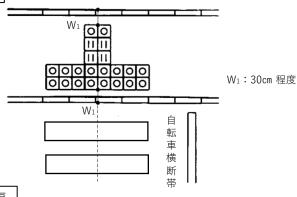
W1:30cm 程度

 $\ell:60 {
m cm}$  程度(ただし、路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切でない場合は、この限りではない)

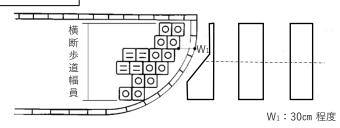


※線状ブロックの設置にあたっては視覚障がい者の歩行空間 の確保のため、線状ブロック左右端から60cm程度の空間が 必要です

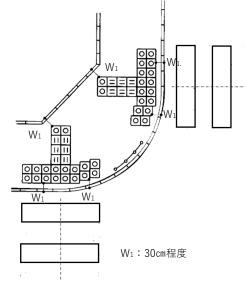
#### 自転車横断帯がある場合



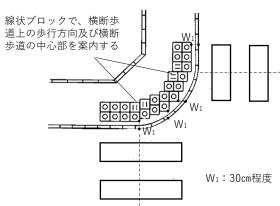
#### 点状ブロックの設置する幅



# 視覚障がい者用誘導ブロックの整備例 2方向に横断が生じる場合

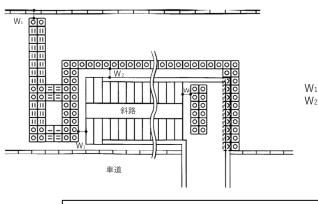


#### 横断歩道が近接している場合



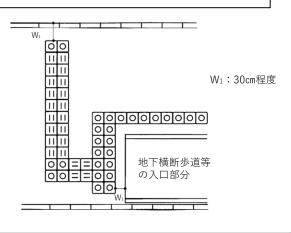
#### 車路付き階段のある横断歩道橋の例

※前後に線状ブロックによる誘導がない場合



W<sub>1</sub>:30cm 程度 W<sub>2</sub>:30~60cm程度

地下横断歩道等の入り口部分の方向が歩道上の歩行方向と一致している場合



# .

# 路

### 道路:県の特定道路

## 3. 整備基準

#### 1. 歩道等

- (1) 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、原則として歩道を設けること。
- (2) 有効幅員は、次に定めるとおりとすること。
  - イ 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、原則と して道路の構造基準を定めた「三重県が管理する県道の構造の技術基準を定 める規則しに規定する幅員の値以上とすること。
  - ロ 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めること。
- (3) 舗装は、次に定める構造とすること。
  - イ 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路 の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限り でない。
  - ロ 平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (4) 勾配は、次に定めるとおりとすること。
  - イ 縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
  - ロ 横断勾配(車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分(以下「車両 乗入れ部」という。)を除く。)は1%以下であること。
    - ただし、(3)のイただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。
- ハ 切り下げ部へのすりつけ勾配は、5%以下とすること。ただし、沿道の状況 等によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
- (5) 歩道等と車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)は、次に定めるとおり分離すること。
  - イ 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。
  - ロ 歩道等(車両乗入れ部及び交差点又は横断歩道に接続する部分を除く。)に 設ける縁石の車道等に対する高さは15cm以上とし、当該歩道等の構造及び交 通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。
  - ハ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車 道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設ける こと。
- (6) 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、次のとおりとすること。
  - イ 高さは、原則として、5cmを標準とすること。ただし、交差点又は横断歩道 に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。
- ロ イの高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して 定めること。

#### 1. 歩道の続き

- (7) 交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分は次に定める構造とすること。
  - イ 縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2cm以下とすること。
  - ロ イの段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造 とすること。
- (8) (2)の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち、(4)の口に規定する勾配の基準を満たす部分の有効幅員は、原則として、200cm以上とすること。
- (9) 歩道等内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝ふたを設けること。

#### 2. 立体横断施設

- (1) 道路には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障がい者等の円滑な移動に適した構造の立体横断施設を設けること。
- (2) 次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。
  - イ かごの内のり幅は150cm以上とし、内のり奥行きは150cm以上とすること。
  - ロ イの規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)の場合は、内のり幅は140cm以上とし、内のり奥行きは135cm以上とすること。
  - ハ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、イに定める構造のエレベーターの場合は90cm以上とし、口に定める構造のエレベーターの場合は80cm以上とすること。
  - ニ かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、口に定める構造のエレベーターの場合は、この限りでない。
  - ホ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。
  - へ かご内の側面には、手すりを設けること。
  - トかご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
  - チ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を 設けること。
  - リ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を 音声により知らせる装置を設けること。
  - ヌ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を 設けること。
  - ル かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(ヌに定める制御装置を除く。)は、 視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。
  - ヲ 乗降ロビーの幅及び奥行きはそれぞれ150cm以上とすること。

#### 2. 立体横断施設 続き

- ワ 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降ロビーには、到着するかごの 昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及 び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装 置が設けられている場合は、この限りでない。
- (3) 傾斜路は、次に定める構造とすること。
  - イ 有効幅員は、200cm以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、100cm以上とすることができる。
  - ロ 縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
  - ハ 横断勾配は、設けないこと。
  - 二 二段式の手すりを両側に設けること。
  - ホー手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
  - へ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
  - ト 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する歩道等又は通路の 部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいもの とすること。
  - チ 両側に、立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、 側面が壁面である場合は、この限りでない。
  - リ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250cm以下の歩道等の部分への進入を 防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。
  - ヌ 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。
- (4) (2)に定めるもののほか、高齢者、障がい者等の交通の状況により必要がある場合は、次に定める構造のエスカレーターを設けること。
  - イ 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。
  - ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくいものとすること。
  - ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。
  - ニ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとすること。
  - ホ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりく し板と踏み段との境界を容易に識別できるものとすること。
  - へ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、 エスカレーターへの進入の可否が示されていること。
  - ト 踏み段の有効幅員は、100cm以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60cm以上とすることができる。
- (5) 通路は、次に定める構造とすること。
  - イ 有効幅員は、200cm以上(地下横断歩道にあっては、300cm以上)とし、当 該通路の高齢者、障がい者等の通行の状況を考慮して定めること。
  - ロ 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを 得ない場合又は路面の排水のため必要な場合は、この限りでない。

#### 2. 立体横断施設 続き

- ハ 二段式の手すりを両側に設けること。
- ニ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- ホ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- へ 両側に立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 階段は、次に定める構造とすること。
  - イ 有効幅員は、150cm以上とすること。
  - ロ 二段式の手すりを両側に設けること。
  - ハ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- 二 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむ を得ない場合は、この限りでない。
- ホ 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- へ 階段の両側には、立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。 ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- ト 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- チ 階段の下面と歩道等の路面との間が、250cm以下の歩道等の部分への進入を 防ぐため、必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。
- リ 階段の高さが300cmを超える場合には、その途中に踊り場を設けること。
- ヌ 踊り場の踏幅は、直階段の場合は120cm以上とし、その他の場合は、当該階段の幅員の値以上とすること。

#### 3. 乗合自動車停留所

- (1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15cmを標準とすること。
- (2) ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が 既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、 この限りでない。

#### 4. 自動車駐車場

- (1) 自動車駐車場には、全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を 乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1 を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造とすること。
  - イ 当該車いす使用者用駐車区画へ通ずる歩行者の出入口に最も近い位置に設けること。
  - ロ 区画の幅は、350cm以上とすること。
  - ハ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。

# 口人

#### 4. 自動車駐車場 続き

- (3) 自動車の出入口又は車いす使用者用駐車区画を設ける階には、次に定める構造の車いす使用者が円滑に利用できる停車の用に供する部分(以下「車いす使用者用停車施設」という。)を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - イ 当該車いす使用者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口に最も近い位置に設けること。
  - ロ 車両への乗降の用に供する部分の有効幅員及び有効奥行きは、それぞれ150 cm以上とする等、車いす使用者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- ハ 車いす使用者用停車施設であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。
- (4) 歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。
- イ 有効幅員は、90cm以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる 歩行者の出入口のうち、1以上の出入口の有効幅員は120cm以上とすること。
- ロ 戸を設ける場合において、当該戸は、有効幅員を120cm以上とする歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ハ車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (5) 車いす使用者用駐車区画へ通ずる歩行者の出入口から当該車いす使用者用駐車区画に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。
  - イ 有効幅員は、200cm以上とすること。
  - ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- ハ 路面は、平坦で、かつ、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(車いす使用者用駐車区画が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとし、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて傾斜路を設けることができる。
  - イ 当該エレベーターのうち、1以上のエレベーターは、(5)に規定する出入口に 近接して設けること。
  - ロ 当該エレベーター ( ( ( )
  - ハ イのエレベーターは、2の(2)に定める構造とすること。
- (7) 傾斜路は、2の(3)に定める構造とすること。
- (8) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段は、2の(6) に定める構造とすること。
- (9) 屋外に設けられる自動車駐車場の車いす使用者用駐車区画、車いす使用者用停車施設及び(5)に規定する通路には、屋根を設けること。

#### 4. 自動車駐車場 続き

- (10) 車いす使用者用駐車区画を設ける階に便所を設ける場合において、当該便所は、次に定める構造とすること。
  - イ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障がい者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
  - ロ 床の表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
  - ハ 男子用小便器を設ける場合においては、両側に手すりのある床置式の小便器、 壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類 する小便器を1以上設けること。
  - 二 1以上(男女用の区別があるときは、それぞれの1以上)の便所は、次に定める構造とすること。
    - (イ) 第1の5の(1)のイからホまでに定める構造とすること。
    - (ロ) 第1の5の(6)のイ及び口に定める設備を設けること。
  - ホ 第1の5の(1)に定める便所にあっては、第1の5の(4)に定める構造とし、 それ以外の便所にあっては、第1の5の(2)及び(4)に定める構造とすること。

#### 5. 移動等円滑化のために必要なその他の施設

- (1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、 障がい者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、 福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な 施設の案内標識を設けること。
- (2) (1)の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障がい者を案内する設備を設けること。
- (3) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。
- (4) 立体横断施設及び自動車駐車場における階段、傾斜路及びエスカレーターの 上端及び下端に近接する通路及び踊り場には点状ブロックを敷設すること。
- (5) 視覚障がい者誘導用ブロックの色彩は、原則として黄色とする。
- (6) 視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障がい者を案内する設備を設けること。
- (7) 歩道等には適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (8) 歩道等及び立体横断施設には、照明設備を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。
- (9) 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要と認められる箇所には、照明設備を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

# 整備基準の解説 【公園等】

#### ■対象施設

公共的施設	特定施設
都市公園、動物園、植物園、緑地、 遊園地その他これらに類するもの	すべてのもの

#### ■「特定公園施設」の整備基準の適用について

公園の整備基準は、「県営の都市公園以外の公園」(別表第2 第5) と「県営の都市公園」(別表第2 第6)の2つの基準に分かれています。

「特定公園施設」とは、都市公園法による都市公園の主要な施設のことです。 「特定公園施設」の場合、適用する基準が異なりますので、注意してください。

国の特定公園施設	県の特定公園施設	市町の特定公園施設
UD条例 (別表第2 第5) + バリアフリー法省令	UD条例 (別表第2 第6) 「県の特定公園施設」	UD条例 (別表第2 第5) + バリアフリー法省令を 参酌した市町の条例

#### ■留意事項

原則として、車いす使用者が設備(案内板、ベンチ等)を利用する際に一旦停止しないと利用しにくい床、路面等の部分は水平とすることが望まれます。



袁

### 公園等:県の特定公園施設以外の公園

## 1.整備基準

#### 1. 園路

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する主要な園路は、次に定める構造とすること。

- イ 道路へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の 出入口は、次に定める構造とすること。
  - (イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。
  - (ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - (ハ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。
    - ※注意を要するところへの敷設に配慮をしてください。

※出入口部は車いすでの円滑な通行を考慮して、その前後に150cm以上の水平部を確保するのが望ましいです。

- ロ 通路は、次に定める構造とすること。
  - (イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。
    - ※ 120cmは、横向きの人と車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員です。
  - (ロ) 舗装の表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
  - (ハ) 縦断勾配は、4%以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを 得ない場合は、8%以下とすることができる。
    - ※地形等やむを得ない場合でも、8%の勾配を超えないこととします。
    - ※勾配のある園路が長く続くと、下り時は加速がついて危険であり、上り時は休憩したり、加速をつけるための水平部が必要となります。
  - (二) 歩車道のある通路については、第3の1に定める構造とすること。
  - (ホ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。
    - ※注意を要するところへの敷設に配慮をしてください。
  - (^) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- ハ 階段は、次に定める構造とすること。
  - (イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。
    - ※120cmは、杖使用者等を考慮した幅員です。
  - (ロ) 第1の3のイ及びハからホまでに定める構造とすること。
    - ※側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けて杖先が落ちないように配慮します。
  - (n) 階段の上端に近接する通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を 敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊 り場の部分については、この限りでない。
    - ●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

- ニ 傾斜路(階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)**は、** 次に定める構造とすること。
  - (イ) 有効幅員は、120cm (階段又は段を併設する場合にあっては、90cm) 以上とすること。
  - (ロ) 勾配は、8%以下とすること。
  - (n) 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150 cm以上の踊り場を設けること。
  - (二) 両側に立ち上げ等を設けること。
  - (ホ) 高さ80cm程度の手すりを設けること。
  - (^) 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
  - (ト) 傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。
    - a 勾配が5%以下の傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分
    - b 高さが16cm以下、かつ、勾配が8%以下の傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分
    - c 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分

#### 2. 便所

便所を設ける場合は、第1の5の(1)から(4)までに定める構造とすること。

#### 3. 駐車場

駐車場を設ける場合において、1以上の車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造(自動車の駐車の用に供する区画が30台未満の場合は、次のイからハまでに定める構造)とすること。

- イ 公園の出入口に最も近い位置に設けること。
- ロ 区画の幅は、350cm以上とすること。
- ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。
- 二 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。
- ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。

#### 4. 標識

標識を設ける場合は、第1の16に定める構造とすること。

#### 5. 附帯設備

ベンチ、野外卓及び水飲場その他設備を設ける場合は、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。

## 2.整備例

#### 公園の考え方

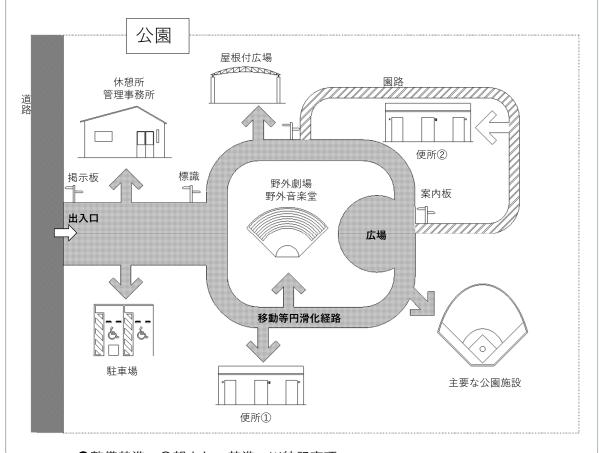
※公園等を設計・施工するにあたって、国定公園内等で自然の地形を利用する場合は当該基準を遵守することが難しい場合があります。

その場合は公園の利用計画が重要となります。

利用計画(ふれあいゾーン、アスレッチックゾーン等)に基づき、障がい者、 高齢者等の移動経路、利用施設を考慮することにより、対象エリアを明確に した設計が必要です。

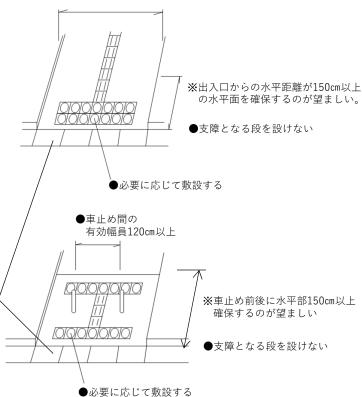
又、利用計画に基づき、経路の確保が必要となります。

- ●確保が必要な経路
  - 1. 道等から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障がい者等が利用する対象エリア
  - 2. 道等から車いすが使用可能なトイレ(1.の対象エリアがない場合)
  - 3. 1の対象エリアから車いすが使用可能なトイレ
  - 4. 車いす使用者用駐車区画から1.の対象エリア
  - 5. 車いす使用者駐車区画から道等(1.の対象エリアがない場合)
  - 6. 道等から案内設備(視覚障がい者利用円滑化経路)
- ※上記経路のうち、それぞれ1以上を確保してください。
- ※原則として、車いす使用者が設備(案内板、ベンチ等)を利用する際に一旦停止しないと利用しにくい床、路面等の部分は水平とするのが望ましいです。









#### 車止めと視覚障がい者誘導用ブロック

#### 《車止め2本設置の例》

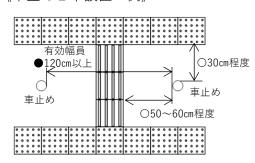
●公園利用者の移動経路上 に排水路や桝を設ける 場合は、車いす使用者や つえ使用者の使用に支障

のないふたを設置する

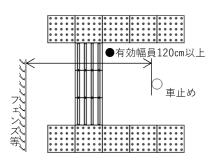
コンクリートぶた

グレーチングぶた :細目ノンスリップタイプ

: 片側手掛けタイプ



#### 《車止め1本設置の例》

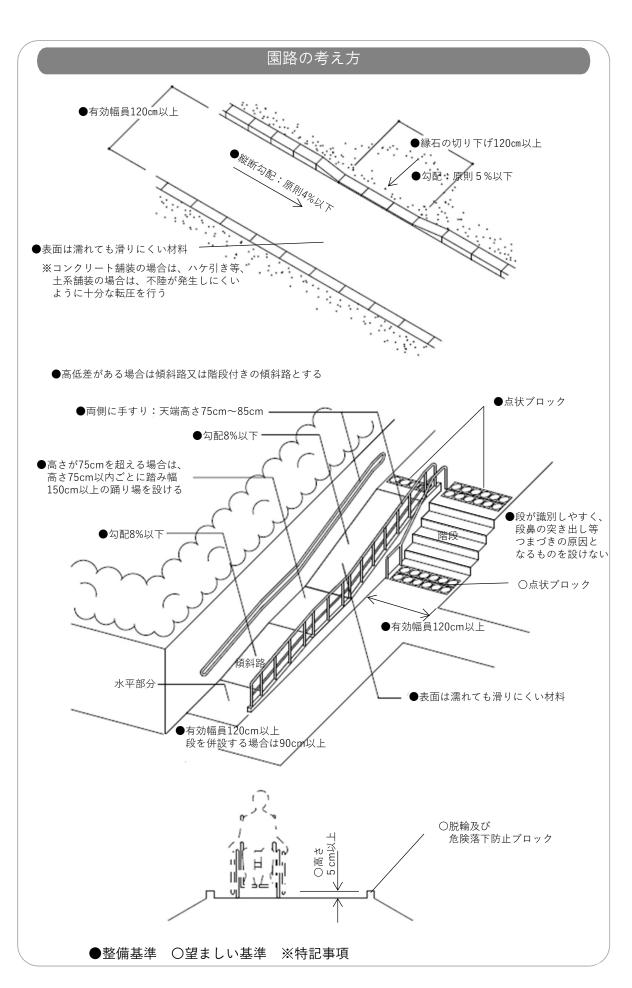


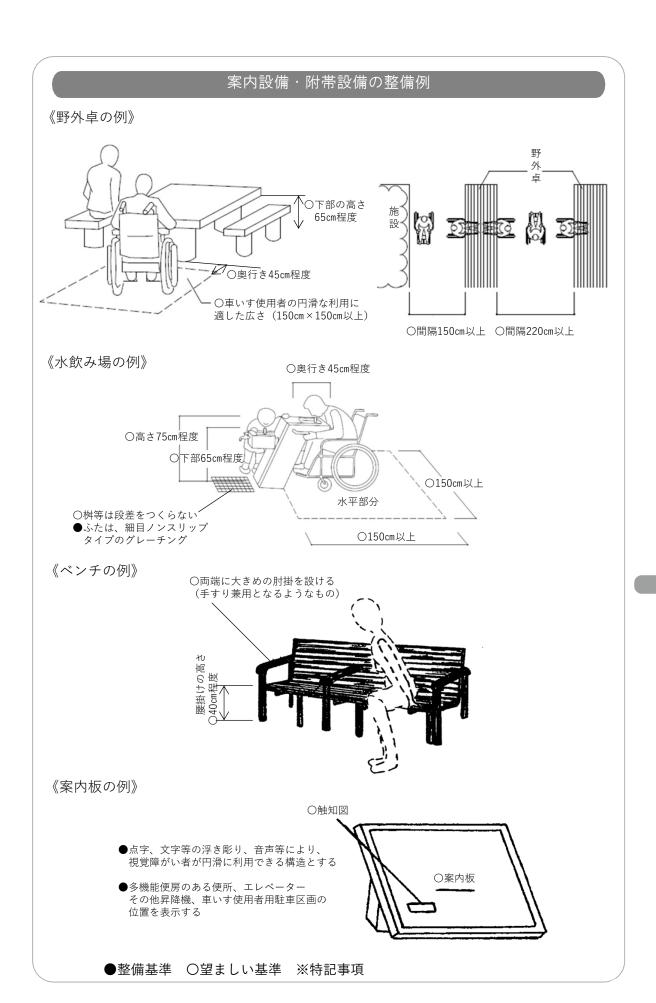
- ○車止めは、弱視の人や色覚に特性がある人が認識できる 色調(周辺との対比を考慮)とする
- ○視覚障がい者誘導用ブロック等の形状、寸法については、 JIS T 9251にあわせたものとします
- ※車止めを設置する場合は、視覚障がい者誘導用ブロック等を設置して、車止めに視覚障がい者が衝突しないよう配慮してください。

ただし、土面等構造上不可能なものは除き、車止めは人がぶつかってもよい材質としてください

- ※車止め間の有効幅員は、必ず120cm以上確保してください。 付属品やピン等も張り出さないようにしてください
- ○逆U字タイプの車止めは、白杖が当たる部分を設けるなど、 視覚障がい者に配慮した構造とする







### 公園等:県の特定公園施設

# 3. 整備基準

#### 1. 園路および広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」(平成18年政令第379号)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

- イ 出入口は、次に定める構造とすること。
  - (イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。
  - (ロ) 車止めを設ける場合において、当該車止めの相互間の間隔のうち、1以上は、120cm以上とすること。
  - (n) 出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - (二) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - (ホ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を設けること。
- ロ 通路は、次に定める構造とすること。
- (イ) 有効幅員は、180cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120cm以上とすることができる。
- (ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (n) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜 路を併設すること。
- (二) 縦断勾配は、4%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
- (ホ) 横断勾配は、1%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。
- (^) 表面の仕上げは滑りにくいものとすること。
- (ト) 歩車道がある場合は、第3の1に定める構造とすること。
- (f) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。
- ハ階段は、次に定める構造とすること。
  - (イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。
  - (ロ) 両側に高さが80cm程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - (ハ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
  - (二) 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりや むを得ない場合においては、この限りでない。
  - (ホ) 第1の3のハからホまでに定める構造とすること。

#### 1. 園路および広場 続き

- 二 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- **ホ 傾斜路**(階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。その踊り場を含む。)は、次に定める構造とすること。
  - (イ) 有効幅員は、120cm (段を併設する場合にあっては90cm) 以上とすること。
  - (中) 縦断勾配は、8%以下とすること。
  - (ハ) 横断勾配は、設けないこと。
  - (二) 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。
  - (ホ) 両側に立ち上げ等を設けること。
  - (^) 両側に高さが80cm程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側とすることができる。
  - (ト) 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
- へ 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック等その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備を 設けること。
- ト 2から7までに規定する特定公園施設のうち、それぞれ1以上及び「高齢者、 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」(平成18年国土交 通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続すること。

公

责

#### 2. 屋根付広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する屋根付広場を設ける場合において、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

- イ 出入口は、次に定める構造とすること。
- (イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の 理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
- (ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- ロ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。

#### 3. 休憩所および管理事務所

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する休憩所又は管理事務所を設ける場合において、当該休憩所のうち1以上及び管理事務所は、それぞれ次に定める構造とすること。

- イ 出入口は、次に定める構造とすること。
  - (イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
  - (ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - (ハ) 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。
    - a 有効幅員は、80cm以上とすること。
    - b 高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ロ カウンターを設ける場合において、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑 な利用に適した構造のものとすること。ただし、常時勤務する者が容易にカ ウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- ハ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。
- 二 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する 便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6のイからハまでに定める構造とすること。

#### 4. 野外劇場および野外音楽堂

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合は、それぞれ次に定める構造とすること。

- イ 出入口は、2のイに定める構造とすること。
- ロ 出入口とハに規定する車いす使用者用観覧スペース及びへに規定する便所と の間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。
  - (イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、80cm以上とすることができる。
  - (ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - (n) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、傾斜路を併設すること。
  - (二) 縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
  - (ホ) 横断勾配は、1%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。
  - (^) 表面の仕上げは滑りにくいものとすること。
  - (ト) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい 者誘導用ブロック等その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための 設備を設けること。
- ハ 収容定員が200以下の場合は、当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、 収容定員が200を超える場合は、当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2 を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース (以下「車いす使用者用観覧スペース」という。)を設けること。
- 二 車いす使用者用観覧スペースは、次に定める構造とすること。
  - (イ) 幅は、90cm以上、奥行きは、120cm以上とすること。
  - (ロ) 車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。
- ホ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の 転落を防止するための設備を設けること。
- へ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する 便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6のイからハまでに定める構 造とすること。

#### 5. 駐車場

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する 駐車場を設ける場合においては、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数 が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数 が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数 以上の車いす使用者用駐車区画を設けること。

ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

- (2) 車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造(自動車の駐車の用に供する区画が30台未満の場合は、次のイから二までに定める構造)とすること。
  - イ 当該駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設けること。
  - ロ 区画の幅は、350cm以上とすること。
  - ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。
  - 二 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。
  - ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置 を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木 等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合 は、この限りでない。

#### 6. 便所

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。

ただし、口に規定する第1の5の(3)中「1以上」とあるのは、「当該小便器が設けられた便所ごとに1以上」と読み替えるものとする。

- イ 床の表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
- ロ 第1の5の(1)から(4)までに定める構造とすること。
- ハ 第1の5の(6)のイ及び口に定める設備のある便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)を設けること。

#### 7. 水飲場および手洗場等

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する水飲場、手洗場、ベンチ又は野外卓を設ける場合は、それぞれ高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものとすること。

# 公

#### 8. 掲示板および標識

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する掲示板は、次に定める構造とすること。
  - イ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とすること。
  - ロ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとすること。
- (2) 1から7までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合において、そのうち1以上は、(1)に定めるもののほか、次に定める構造とすること。
  - イ 標識を設ける位置は、1の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近とすること。
  - ロ 位置、高さ、文字の大きさ及び色彩等は、高齢者、障がい者等が見やすく理解しやすいように配慮したものとすること。
  - ハ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に利用できる構造にすること。ただし、案内所、案内設備等により視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合は、この限りでない。
- 二 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。
- ホ 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。

# 条 例 · 施 行 規 則

- 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
- 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則
- 別表第1
- 別表第2 第1 建築物に関する整備基準
  - 別表第2 第2 公共交通機関の施設に関する整備基準
  - 別表第2 第3 道路(県道の特定道路以外の道路)に関する整備基準
  - 別表第2 第4 道路(県道の特定道路)に関する整備基準
  - 別表第2 第5 公園(県営の特定公園施設以外の公園)に関する整備基準
  - 別表第2 第6 公園(県営の特定公園施設)に関する整備基準
- 別表第3
- 第1号様式 適合証交付請求書
  - 第3号様式 特定施設新築等(変更)協議申請書
  - 第4号様式 特定施設工事完了届出書
  - 第5号様式 身分証明書
  - 第6号様式 特定施設新築等通知書
  - 適合表:第2号様式(その1) 建築物
  - 適合表:第2号様式(その2) 公共交通機関の施設
  - 適合表:第2号様式(その3) 道路(県道の特定道路以外の道路)
  - 適合表:第2号様式(その4) 道路(県道の特定道路)
  - 適合表:第2号様式(その5) 公園(県営の特定公園施設以外の公園)
  - 適合表:第2号様式(その6) 公園(県営の特定公園施設)

#### 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

平成 11 年 3 月 19 日 三重県条例第 2 号

改正 平成 12 年 7月 13 日 三重県条例第 65 号 平成 13 年 3月 27 日 三重県条例第 47 号 平成 15 年 3月 17 日 三重県条例第 9号 平成 17 年 10月 21 日 三重県条例第 67 号 平成 19 年 3月 20 日 三重県条例第 17 号 平成 24 年 10月 19日 三重県条例第 56 号

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に 暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、障害者、高齢者等にとって暮らしやすいまちが、すべての人にとって暮らしやすいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせ、人間性豊かな社会の実現を目指して、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

# (目的)

**第1条** この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
  - ー ユニバーサルデザインのまちづくり 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくりをいう。
  - 二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等で日常生活 又は社会生活において制限を受ける者をいう。

- 三 公共的施設 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設、文化施設、 体育施設、宿泊施設、教育施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不 特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- 四 特定施設 公共的施設のうち、特定道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下この号及び第21条において「法」という。)第2条第9号の特定道路をいう。)、特定公園施設(法第2条第13号の特定公園施設をいう。)その他の特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。
- 五 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で、規則で 定めるものをいう。
- 六 公共工作物 案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規 則で定めるものをいう。
- 七 施設等 公共的施設、公共車両等、公共工作物及び住宅をいう。

# (県の責務)

- **第3条** 県は、市町との連携並びに事業者及び県民との協働の下に、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する 責務を有する。
- 2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めと するすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。

#### 第4条 削除

#### (事業者の責務)

- **第5条** 事業者は、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施 策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

#### (県民の責務)

- **第6条** 県民は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して理解を深めるとともに、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 県民は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が施設等を安全かつ快適 に利用できるよう配慮するとともに、その利用の妨げとなる行為をしてはなら ない。

#### 第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

#### (基本方針)

- **第7条** 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。
  - すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
  - 二 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
  - 三 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県 民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

# (ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等)

- **第8条** 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。
- 2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県 ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経 なければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

#### (三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会)

- **第9条** ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
- 2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、 知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事 が任命する。
- 5 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 第3章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策

# (啓発及び情報の提供)

**第10条** 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、自発的な活動を促進するため、必要な啓発及び情報の提供を行うものとする。

#### (教育の充実等)

**第11条** 県は、県民の人権を尊重する意識を育成し、県民の障害者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実 その他必要な施策を推進するものとする。

#### (ボランティア活動等の促進)

**第12条** 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、ボランティア活動を 始めとする自由な社会貢献活動を促進するため、情報の提供、活動基盤の整 備その他必要な施策を推進するものとする。

#### (安全な生活の確保)

**第13条** 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全に日常生活を営むことができるよう防犯、防災及び交通安全の確保に関し必要な施策を推進するものとする。

# (人材の養成等)

**第14条** 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人の社会参加を促進し、 その自立した生活を支援するため、介助等の知識及び技能を有する者の養成、確 保及び資質の向上を図るために必要な施策を推進するものとする。

#### (福祉用具等に関する研究開発等)

第15条 県は、障害者、高齢者等の自立及び社会参加の促進並びに介護者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成5年法律第38号)第2条に規定する福祉用具等に関する研究及び開発を促進し、並びにこれらの成果の普及を図るものとする。

#### (情報の利用等)

**第16条** 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が円滑に情報を利用し、 及びその意思を表示して社会参加できるよう情報伝達手段の充実に必要な施策 を推進するものとする。

# 第4章 公共的施設等の整備

#### 第1節 公共的施設の整備

#### (整備基準)

- 第 17 条 知事は、公共的施設の整備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準(以下「整備基準」という。)を 定めるものとする。
- 2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他の知事が必要と認めるものについて、公共的施設の区分に応じて規則で定める。

#### (整備基準の遵守)

- 第18条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更(施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替(以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該公共的施設(当該新築等に係る部分に限る。)について整備基準を遵守しなければならない。ただし、規模、構造、地形若しくは敷地の状況その他やむを得ない事由により、整備基準を遵守することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。
- 2 公共的施設を所有し、又は管理する者(以下「公共的施設の所有者等」という。)は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

#### (適合証の交付)

- **第19条** 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)の交付を請求することができる。
- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求を した者に対し、適合証を交付するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により適合証を交付した場合において、当該交付に係る 公共的施設が、整備基準に適合している旨を公表することができる。

#### (維持保全)

**第20条** 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設の整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

#### 第2節 特定施設の整備

# (事前協議)

- **第21条** 特定施設の新築等をしようとする者は、その計画(整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。)について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。これを変更(規則で定める軽微な変更を除く。)しようとするときも、同様とする。ただし、法第17条第1項の規定により計画の認定を申請したときは、この限りでない。
- 2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る特定 施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な 指導及び助言を行うことができる。

#### (工事完了の届出)

**第22条** 前条第1項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

#### (完了検査)

第 23 条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

#### (勧告)

- **第24条** 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第21条第1項の規定による協議を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、第 21 条第 1 項の規定による協議をした者が当該協議の内容と異なる 工事を行ったときは、その者に対し、当該協議の内容に従った工事を行うべきこ とその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、第21条第2項の規定による指導及び助言を受けた者が正当な理由なく当該指導及び助言に従わなかったときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

#### (公表)

- **第25条** 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に 従わないときは、その者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公 表することができる。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者 に対し、弁明の機会を与えなければならない。

#### (報告の徴収及び立入調査)

- **第26条** 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を所有し、 又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況その他必要な事 項について報告を求めることができる。
- 2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に 立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問 させることができる。
- 3 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を 携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## 第3節 公共車両等の整備等

#### (公共車両等の整備)

**第27条** 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

# (公共工作物の整備)

**第28条** 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

#### (住宅の整備)

- **第29条** 県民は、その所有する住宅について、将来にわたって安全かつ快適に生活できるよう整備に努めるものとする。
- 2 住宅を供給する事業者は、当該事業を実施するに当たっては、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。

#### 第5章 雑則

#### (国等に関する特例)

- 第30条 国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)については、第21条から第26条までの規定は適用しない。ただし、国等は、特定施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。
- 2 知事は、前項ただし書の規定による通知があったときは、国等に対し、整備基準への適合等について必要な措置を講じるよう要請を行うことができる。

(委任)

**第31条** この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で 定める。

#### 附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**(平成 12 年 7 月 13 日三重県条例第 65 号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成13年3月27日三重県条例第47号抄)

#### (施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

**附 則**(平成 15 年 3 月 17 日三重県条例第 9 号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**(平成17年10月21日三重県条例第67号)

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

**附 則**(平成19年3月20日三重県条例第17号)

#### (施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

#### (三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

2 三重県の事務処理の特例に関する条例(平成 12 年三重県条例第 2 号)の一部 を次のように改正する。

別表第2第25号の項及び第26号の項中「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改める。

**附 則**(平成 24 年 10 月 19 日 三重県条例第 56 号)

# (施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則

三重県規則第 118 号 平成 11 年 12 月 28 日 改正 三重県規則第 37 号 平成 16 年 3 月 31 日 改正 三重県規則第 15 号 平成 19 年 3 月 20 日 改正 三重県規則第 36 号 平成 22 年 4 月 2 日 改正 三重県規則第 23 号 平成 25 年 3 月 29 日 改正 三重県規則第 47 号 平成 29 年 4 月 18 日 改正 三重県規則第 9 号 令和元年 6 月 25 日

## (趣旨)

第1条 この規則は、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(平成11年三重県条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (公共的施設)

**第2条** 条例第2条第3号の規則で定める公共的施設は、別表第1の左欄に掲げるものとする。

# (特定施設)

**第3条** 条例第2条第4号の規則で定める特定施設は、別表第1の左欄に掲げる もののうち、同表の右欄に掲げるものとする。

#### (公共車両等)

- 第4条 条例第2条第5号の規則で定める公共車両等は、次に掲げるものとする。
  - (1) 海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 2 条第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船
  - (2) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅 客自動車運送事業又は同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供 する自動車
  - (3) 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号)第1条第1項第10号に規定する鉄道車両

# (公共工作物)

- 第5条 条例第2条第6号の規則で定める公共工作物は、次に掲げるものとする。
  - (1) 案内標識
  - (2) 公衆電話所
  - (3) 交通信号機
  - (4) 銀行その他の金融機関の現金自動支払所

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

# (整備基準)

第6条 条例第 17 条第 2 項の規則で定める整備基準は、別表第 2 のとおりとする。

# (適合証の交付)

- 第7条 条例第19条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書(第1号様式)に整備基準適合表(第2号様式)及び別表第3に定める書類(以下「適合表等」という。)を添付して行うものとする。ただし、条例第21条第1項によるあらかじめ知事にする協議(以下「事前協議」という。)を完了し、又は条例第30条第1項ただし書に規定する通知を行っている場合においては、適合表等の添付を省略することができる。
- 2 条例第 19 条第 2 項の規定による適合証の交付は、知事が別に定める様式により行うものとする。

# (適合証の返還)

- **第8条** 知事は、条例第19条第2項の規定により適合証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、適合証を返還させることができる。
  - (1) 偽りその他不正の行為により適合証の交付を受けたとき。
  - (2) 適合証の交付の対象となった公共的施設が整備基準に適合しないことが 判明したとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適合証を返還させることが適当であると認めるとき。

#### (事前協議)

- **第9条** 事前協議は、特定施設の新築等に係る基本計画等を策定するまでに、特定施設新築等協議申請書(第3号様式)に適合表等を添付して行うものとする。
- 2 条例第 21 条第 1 項の規定による変更の協議は、特定施設新築等変更協議申請 書(第 3 号様式)に適合表等を添付して行うものとする。

#### (軽微な変更)

- **第 10 条** 条例第 21 条第 1 項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 整備基準の適用がない部分の変更
  - (2) 整備基準に適合している部分を障害者、高齢者等がより安全かつ快適に利用できるようにする変更
  - (3) 工事着手又は工事完了の予定年月日の変更で3月以内のもの

#### (工事完了の届出)

第11条 条例第22条の規定による工事完了の届出は、特定施設工事完了届出書 (第4号様式)により行うものとする。

#### (公表する事項等)

- 第12条 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏 名及び主な事務所の所在地)
  - (2) 勧告の内容
  - (3) 勧告の対象となった特定施設の名称及び所在地
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
  - 2 条例第 25 条第 1 項の規定による公表は、三重県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

#### (身分証明書)

**第13条** 条例第26条第3項に規定する身分を示す証明書の様式は、第5号様式 のとおりとする。

#### (国等とみなされる法人)

第14条 条例第30条第1項の規則で定める者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

#### (国等の通知)

第15条 条例第30条第1項ただし書の規定による通知は、特定施設新築等通知書(第6号様式)に適合表等を添付して行うものとする。

#### (書類の提出部数)

**第16条** 条例及びこの規則の規定による申請書等については、第9条に規定する 書類にあっては2部、その他の書類にあっては1部を提出するものとする。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条から第 16 条までの規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

#### 附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

# 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更(施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替(以下「新築等」という。)については、第6条及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(平成11年三重県条例第2号。以下「条例」という。)第17条に規定する整備基準は、改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第8条の規定は、改 正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日から障害者自立支援法 (平成 17 法律第 123 号) 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、改正後の規則別表第 1 の 1 の表第 3 号の項中「供する施設」とあるのは、「供する施設、障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営することができるとされた同法附則第 41 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同法附則第 48 条に規定する精神障害者社会復帰施設」とする。

#### 附則

#### (施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新設又は改築については、この規則による改正後の三重県ユニバーサルのまちづくり推進条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

# 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、別表第2第1の「10 客室」の項及び第2号様式(その1)の改正規定は、令和元年9月1日から施 行する。

# (経過措置)

2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更(施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕又は同条第 15

号に規定する大規模の模様替については、第6条及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(平成11年三重県条例第2号)第17条に規定する整備基準は、この規則による改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第8条の規定は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則(次項において「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている整備基準適合表等は、改正後の規則に基づいて提出された整備基準適合表等とみなす。
- 5 この規則の施行の日前に、改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 別表第1 (第2条、第3条関係)

# 1 建築物

	<del>建業物</del> 公		特定施設
1	官公庁施設	国又は地方公共団体が設置する保健所、税 務署、警察署、消防署その他の施設	すべてのもの
2	医療施設	病院、診療所、薬局、老人保健施設その他 これらに類するもの	すべてのもの
3	社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者 社会参加支援施設、障害者支援施設、障害福 祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労 移行支援又は就労継続支援を行う事業に限 る。)の用に供する施設、地域活動支援セン ター、福祉ホーム、母子福祉施設、母子健康 センター、保健センターその他これらに類す るもの	すべてのもの
	(1) 金融機関	郵便局、銀行その他の金融機関の店舗	すべてのもの
4 商	(2) 娯楽施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類するもの	左の施設の用途に供する部分の床面積の合計(以下「用途面積」という。)が100平方メートル以上のもの
	(3) 展示施設	展示場その他これに類するもの	用途面積が 100 平方 メートル以上のもの
業	(4) 物品販売 施設	卸売市場、百貨店、マーケットその他の物 品販売業を営む店舗	用途面積が 100 平方 メートル以上のもの
施	(5) 飲食施設	飲食店、喫茶店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
設	(6) サービス 施設	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質 屋、貸衣装屋その他のサービス業を営む店舗	用途面積が 100 平方 メートル以上のもの
	(7) 遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンタ ー、カラオケボックスその他これらに類する もの	用途面積が 500 平方 メートル以上のもの
5	文化施設	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	すべてのもの
6	体育施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツ 練習場その他これらに類するもの	用途面積が 500 平方 メートル以上のもの
7	宿泊施設	ホテル、旅館、民宿その他これらに類する もの	用途面積が 500 平方 メートル以上のもの

8	教育施設	学校 (専修学校を含む。)その他これらに類 するもの	すべてのもの
9	各種学校等	各種学校、自動車教習所、学習塾、華道教 室、囲碁教室その他これらに類するもの	用途面積が 100 平方 メートル以上のもの
10	集会施設	集会場、公会堂その他これらに類するもの	用途面積が 100 平方 メートル以上のもの
11	公衆浴場		用途面積が 500 平方 メートル以上のもの
12	自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫(機械 式駐車場を除く。)	用途面積が 500 平方 メートル以上のもの
13	公衆便所		すべてのもの
14	火葬場		すべてのもの
15	共同住宅等	共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類 するもの	用途面積が 2,000 平方 メートル以上のもの
16	事務所	事務所その他これに類するもの	用途面積が 2,000 平方 メートル以上のもの
17	工場	工場その他これに類するもの	用途面積が 2,000 平方 メートル以上のもの
18	複合施設	4から7までに掲げる施設のうち2以上の異なる用途に供されたもので構成される もの	用途面積の合計が 500 平方メートル以上の もの

# 2 公共交通機関の施設

	公	共	的	施	設		特	定	施	設	
鉄道駅、 設で旅客の						レ等の施	すべてのもの				

# 3 道 路

公	共 的	施	記	特定施設
一般の道路( は除く。)	自動車のみ	の交通の	用に供する道路	歩道等を新設し、又は改築するもの

# 4 公園等

公 #	的	施	設	特	定	施	設
都市公園、動物園 これらに類するも <i>0</i>	l、植物園、 )	緑地、	遊園地その他	すべてのもの			

部分	整 備 基 準 【建築物】
1 出入口	直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する室(宿泊施設の客室及び便所を含む。以下「利用室」という。)の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 イ 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口の有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 ロ 利用室の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。ニ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ホ 直接地上へ通ずる主な出入口には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。
2 廊下その他 これの ( ) に 類 下 ( ) に 類 い う。 ) い う。 )	(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。 (2) 段を設ける場合において、当該段は、3に定める構造に準じたものとすること。 (3) 直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から利用室の1に定める構造の各出入口及び共同住宅等の住戸の出入口(以下「利用室等の各出入口」という。)に至る経路、駐車場へ通ずる1に定める構造の各出入口から利用室等の各出入口に至る経路がびに利用室等の各出入口から5の(1)に定める構造の便所の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路の廊下等においては、次に定める構造とすること。この場合において、4の(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。 イ 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 ロ 廊下等の末端付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けること。 ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。 (1) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ニ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法に定める規定に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。 ホ 1に定める構造の出入口並びに4の(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

部	分	東	整 備	基	準	【建築物】	
HIP		(4) 設をッさらい覚他周識設者(及上るが)育工保とイーローハーニホーヘトーチーのでは、「は行クれれこ障こ囲別しを特びへ者い廊施場育す」のでは、「おにいに味きも導支動ずよの等(自及こ効ンうはさチる側さメ面斜色と斜等にいき、「おにいに味きも導支動ずよの等(自及こ効ンうはさチる側さメ面斜色と斜等にいいと線口りよ者類材るのす援車るり誘に特動びと幅チ配、がメこに8ーの路のす路をでいる。「は、「おおけい」のすのもをる学販出視導設別車学。 員メは、分5ト。まセル」なほど、「おおけい」のすのもをる学販出視導設別車学。 員メは、分5ト。まセル」なほど、「おおけい」なほど、「おおけい」なほど、「おおけい」なほど、「おおけい」なほど、「おおけい」なほど、「おおけい」なほど、「おおけい」なほど、「おおけい」なほど、「おおけい」なほど、「おおけい」なほど、「おおけい」なほど、「おおけい」など、「おおけい」など、「おおけい」など、「おおけい」など、「おおけい」など、「おおけい」など、「おおけい」など、「おおけい」という。「おおけい)には、「おおおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「おおけい)には、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は	\覚でブクか容注る色のい装咬売入覚上けど反童 よー ハセハ らンレと习ぎてと设 が邪1客 通障き口そつ易意もとをう置を施口障支ら援売保 1ト21ン以 げチ下は部色。にる 0 セ上ずがるッの、にをの明い。そ除設又が障れ学施育 2ル分)チ内 等メ、、分相 近こ 分 ン端 3い場ク他周識喚で度う以のく等はいのる校設所 0)のをメご を一か滑は又 接と の チに 2 光音・ 3 1 1 2 1 2 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3	「にま(れのですっ色以引こ、自入を小斜食のあっチ上(えトに、けんごにそ彩っるたっ以った。」の公の覚類材るな、又同)に各車が導合及。動て、メすさいを幅、こ度配い踊の、下しいのいのでは、いるで、では、大人で はいかい でんしょ はじを代種関視すにび、車は、一るがこ超1、とのがもり差、等、、傾、以廊の、で、で、のの状態)敷わ学連認るおそ名説、これとえらい。手1のはだった。	一直等いもとを序の度に設う交施型。いの予重欠 くとう。もつ 12の易が 及欠 料 下下一1設に者の明い床突のをしる等設でこて踊煙施の (段。セーδセー り分すびき 踊定 の か及  以全はをで度う面起差適、装、をきとはは学設イー段 ンー傾ン り分すびき 踊定 の か及  上体、誘步、。にかが切又置共降るが、場校、かーを チー斜チー をのる当い りめ 上 つび	のの視導っ色)敷設大にはを同く場でこ易等入ら 詳 メ 路メ ・ 投】こ該こ 場る 端 、踊出利覚すて相び設けき組音設住。所きの、、所卜 す ト あト る下と傾と の部 に こり入用障る、又点さらいみ声け宅)にる限次同型ま る ト あト この。斜に 部分 近 う場口にがた線は状れれこ合にる等。お場りに住ので 場 ル つル と傾 路よ 分は 接 配の一か関いめ状彩プるてとわよこ、たい合で定氧社に 含 以 て以 と余 にり に、 す が部	者のの度でブおにせりと事だてそなめご会定 に 下 上 高路 接識 はこ る 12分誘床突のッロりよて視(務し常のいる、福め あ の 、の さを す別 、の 廊 分導面起差クッ、り床覚教所、時他。構事祉る あ 場 高明 が除 あし 点限 下 の用にがが等クか容面障育、直勤視 造務施構 て 合 高り 16く 廊や 状り 等 1ブ敷設大(そつ易にが施工接務覚 (所設造 は に さ場 6。 下す ブで 及 以口設けき視の、に敷い設場地す障 教、、) 、 あ 75を セ)。 等い 口な び 以

±5. ()	+6 /+
部 分	整備基準【建築物】
3 階段(踊り 場を含む。以 下同じ。)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する階段は、次に定める構造(教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあっては、次のイからホまでに定める構造)とすること。  イ 高さ 80 センチメートル程度の手すりを設けること。 ロ 主な階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。
	りでない。     ス 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。     ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。     ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が     大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他     のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。     へ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この限りでない。
4 昇降機	(1) 2以上の階を有し、用途面積が 2,000 平方メートル以上の公共的施設(教育施設(地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)には、エレベーターを設けること。 (2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造(入所型の社会福祉施設に設ける寝台用エレベーターにあっては、次の口及びニからりまでに定める構造)とし、かつ、主な廊下等に近接した位置に設けること。ただし、次に定める構造と同等以上の性能等を有すると認められるエレベーターを設置する場合においては、この限りでない。イかごの幅は、140センチメートル以上とすること。ハかごの興行きは、135センチメートル以上とすること。ハかごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。ニかご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。ホ乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。トかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。トかご及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。リかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(チに規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

	部	分	整 備 基 準 【建築物】
			ヌ 乗降口ビーの幅及び奥行きは、それぞれ 150 センチメートル以上とすること。 ル かご内の側面には、手すりを設けること。 ヲ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。 ワ かご内又は乗降口ビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
5	便	所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造及び設備を育する便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。 イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間(直径150センチメートル以上の円が内接でき、かつ便器の前方に120センチメートル以上の距離があるもの)が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり(L字型手すり及び可動式手すりとする。)、洗浄装置、鏡、洗面器、容易に操作できる水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダー等が適切な位置に配置されている便房(以下「多機能便房」という。)が設けられていること。ただし、用途面積が300平方メートル未満の公共的施設(公衆便所を除く。)においては、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房とすることができる。

部分	整 備 基 準 【建築物】
	(4) 便所には、次に定める構造及び設備を有する洗面器を1以上設けること。 イ カウンター埋め込み式とする又は手すりを設置すること。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器については、この限りでない。ロ 水栓器具は、レバー式、光感知式その他障がい者、高齢者等が容易に操作できるものとし、高さにも配慮すること。 (5) 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設(母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限る。)、商業施設(遊技施設を除く。)、文化施設、体育施設、宿泊施設又は集会施設で、用途面積が2,000平方メートル以上のものに、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。 イ 乳幼児いすその他乳幼児を座らせることができる設備(以下「乳幼児いす等」という。)のある便房を1以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。ハ 乳幼児・等」という。)を1以上設けることを適切な方法で表示すること。 (6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者等の移動りには、当該設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。 (6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者等の移動手項の規定の適用を受けるときは、次に定める設備のある便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。 イ 人工肛門又は人工膀胱を使用している者(以下「オストメイト」という。)のための汚物流しを設けた洗浄設備(ただし、既存便所の改修を行う場合。)を設けること。 ロ イに定める洗浄流で表示すること。値切な方法で表示すること。
6 敷地内の通路	(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。 (2) 段を設ける場合において、当該段は、3のイからホまでに定める構造に準じたものとすること。 (3) 通路を横断する排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたを設けること。 (4) 直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地に接する道又は空地(建築基準法第43条第2項第1号で認められた道又は同項第2号の許可を受けた敷地に接する空地に限る。以下「道等」という。)に至る敷地内の通路及び直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から駐車場の車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用駐車区画」という。)に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とす

部 分	整備基準【建築物】
前分	整備基準【建築物】 ること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1に定める構造の出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。 イ 有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。 ロ 50 メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。(イ) 有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。(1) 自動的に間閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 エ 高低差がある場合においては、(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用駐車区画に至る敷地内の通路には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。 カ 車いす使用者用駐車区画に至る敷地内の通路には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。 (5) 公共的施設(共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売能験等の自動車関連施設を除く。)の直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 イ 用途面積が2,000平方メートル以上の公共的施設においては、視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 東路に接する夢分はに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。(イ) こう配が16センチメートル以下、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜路の部分(の) 酸地内の通路に設けられる傾斜路と速続して手すりが設けられた踊り場の部分(6) 敷地内の通路に設けられる傾斜路とびその踊り場は、次に定める構造とすること。 コ 高さ80センチメートル程度の手すりを設けること(高さが16センチメートル以下、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜路を除く。)。ハ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとすること。

部分	整 備 基 準 【建築物】
7 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する自動車の駐車場を設ける場合において、1以上の車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造(用途面積が2,000平方メートル未満の公共的施設に自動車の駐車の用に供する区画が30台未満の駐車場を設ける場合にあっては、次のイからハまでに定める構造)とすること。 イ 建築物の出入口に最も近い位置に設けること。 ロ 区画の幅は、350センチメートル以上とすること。 ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。 ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。 ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。 ヘ 車いす使用者用駐車区画には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。 (2) 車いす使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、6の(1)から(4)までに定める構造とすること。
8 浴室	用途面積が1,000平方メートル以上の医療施設、社会福祉施設、宿泊施設及び公衆浴場に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する浴室を設ける場合において、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の浴室は、次に定める構造とすること。 イ 脱衣室及び浴室の出入口は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 (ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。 ハ 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること。 こ 水栓器具は、容易に操作できるものであること。
9 更衣室又は シャワー室	用途面積が 1,000 平方メートル以上の体育施設に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する更衣室又はシャワー室を設ける場合において、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。  イ 出入口は、次に定める構造とすること。  (イ) 有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。  (ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。  (ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

部分	整備基準【建築物】
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。 ハ 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること。 ニ 水栓器具は、容易に操作できるものであること。
10 客 室	50 室以上の客室を有する宿泊施設には、次に定める構造の客室を客室の総数に百分の一を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けること。 イ 出入口は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。 (ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ロ 室内の便所は、5の(1)のイからハまでに定める構造とすること。 ハ 室内の浴室は、次に定める構造とすること。 (イ) 非常通報装置を設けること。 (ロ) 8に定める構造とすること。 ニ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な面積が確保されていること。 ホ 視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置を設けること。
11 授乳場所等	公共的施設には、必要に応じて、円滑に授乳及びおむつ替えができる 場所を1以上設けること。
12 観覧席及び 客席(以下 「観覧席等」 という。)	娯楽施設、体育施設及び集会施設に、固定式の観覧席等を設ける場合において、車いす使用者用観覧席等は、席数が100 席以上400 席以下のときは2 席以上の、400 席を超えるときは2 席に席数200 席(200 席に満たない場合は、200 席とする。) ごとに1 席を加えた席数(その席数が10 席を超える場合は10 席)以上とし、かつ、次に定める構造で、利用しやすい適切な位置に設けること。  イ 1 席につき、幅85 センチメートル以上、奥行120 センチメートル以上とすること。 ロ 車いす使用者用観覧席等の前面及び側面には、腰壁、手すり等を設けること。 ハ 出入口から車いす使用者用観覧席等に至る1以上の経路及び出入口又は車いす使用者用観覧席等から舞台等に至る経路は、円滑に到達できる構造とすること。
13 カウンタ 一、記載台、 公衆電話台等 (以下「カウ ンター等」と いう。)	<ul> <li>(1) カウンター等を設ける場合において、1以上のカウンター等を車いす使用者が利用できる高さ及び構造とすること。</li> <li>(2) レジカウンター(商品、サービス等の代金を支払う場所をいう。)を設ける場合において、1以上のカウンターを次に定める構造とすること。</li> <li>イ 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</li> <li>ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</li> </ul>

部分	整備基準【建築物】
14 改札口	改札口(入場券等の検査又は取集めを行う場所をいう。)を設ける場合において、1以上の改札口を次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。 ハ 案内窓口(券売機)から改札口に至る通路に視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。
15 避難設備 (緊急時の設備)	<ul><li>(1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合において、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置を設けること。</li><li>(2) 非常口の屋内から外部に至る主要な避難通路には、段差を設けないこと。</li><li>(3) 防火戸に附帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造とすること。</li></ul>
16 案内板	案内板を設ける場合は、次に定める構造とすること。 イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障がい者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮したものとすること。 ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に利用することができる構造とすること。ただし、案内所、案内設備等により、視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。 ハ 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。 ニ 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。

Ħ	2 公共交通機	幾関の	施設に関	する整備	基準			
	部 分		整	備	基	準	【公共交通機関】	
		後関の (1) (2)	公時他も路移斜由あレタこき公共一ののに動路にるーーとる共整 用般施をは円又よ場タ以が。交通のではり合一外で、通	路通でう多化工傾はをのき 機 ののあ。動経レ斜、設昇る 関 公用っ以円路べ路工置降構 の 共にて下滑の一又スす機造 施	基 機れ該)路にあなかるでの 設 機れ該)路面ーエレこあも に 関 て公とを高設べタがて) 構	のい共公乗低けーー困車を し施る交共降差るタ(難いも て設道通車場 カ こー構ですっ ま	は、外ととは、大きに、外ととは、大きに、外とというでは、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	通部のけて造がりス利こ 公路に間るは上困エカ用と 共そあのと、の難スレすが 交のる経。傾理でカーるで 通
		(4)	機定構者用と理も移とイのるのが路でのま円る有、一施構も公とき理た滑こ効構ト	設造の共公る由司化と幅造ルとのに交共場に様経。員上以一も限通車合よと路(はの上体のる機両はりすど(、理と	的に。)関等、昇る公 90 由すに限をのの2) 降。共 セにるのよう機 用 ンよこりと	さ又すの口定設 路 メやがれはる営とに置 の 一むで	他の施設の((で) にレには内移いとには にと間内移いとは、 にはいりででは、 はいりででは、 はいでででいて消でできます。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	料の、常にきあ め との((6)め高公う。場 構 たンにる齢共こ管合 造 だチ
		(5)	と (イ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (エ) (こる動と (五) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型	こ効だセ動いすたで化 幅と幅、ン的者る用し傾路 はの員構 > 1、こ者、斜を	は り り の の の の の の の の の の の の の	ソ由上造が る理す通 チチにと文滑 にに場る メ	ix に さいる までで さいる まだい という はい こうない はい ない この はい はい いい はい となき のい とい となら のい とり とり はい となら はい とり ない とり は は は で とり は は が は で が は で とり は いっぱん という は に となら も が は で とり は が は が は が は が は が は が は が は が は が は	る場。そで 設段で造 ことは 他る な設いす 。 の構 いけ。る た

部分	整 備 基 準 【公共交通機関】
	の末端付近の構造を車いすの転回に支障のないものと
	し、かつ、区間 50 メートル以内ごとに車いすが転回す
	ることができる構造の部分を設けた上で、120 センチメ
	ートル以上とすることができる。
	ロ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造
	とすること。
	(イ) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。
	ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、 80 センチメートル以上とすることができる。
	00センテメートル以上とすることができる。
	の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過でき
	る構造とすること。
	ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けな
	いこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を
	設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りで
	ない。
	ニ 照明設備が設けられていること。
	(6) 移動円滑化経路を構成する傾斜路は、次に定める構造とす
	ること。
	イ 有効幅員は、120 センチメートル(段を併設する場合
	にあっては、90 センチメートル)以上とすること。 ロ こう配は、12 分の 1(高さが 16 センチメートル以下
	の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。
	ハ 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあっては、
	高さ75センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメー
	トル以上の踊り場を設けること。
	(7) 移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に定める構
	造とすること。
	イ かごの幅は、内のりを 140 センチメートル以上とし、
	奥行きは 135 センチメートル以上とすること。ただし、
	かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす
	使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの
	出入口を音声により知らせる装置が設けられているもの に限る。)については、この限りでない。
	- ローかご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在
	位置を表示する装置を設けること。
	ハかご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路
	の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける
	こと。
	ニ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80 センチメー
	トル以上とすること。
	ホーかご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しや
	すい位置に制御装置を設けること。
	へ かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置(ホに規定する おかば ない はい おば におば におば におば におば におば におば におば におば におば
	る制御装置を除く。)は、視覚障がい者が円滑に操作する ことができる構造とすること。
	してかてする悟但とすること。

部分	整	備	基	準	【公共交通機関】
	トかご	及び昇降	蜂路の出	入口の	戸の開扉時間を延長する
		有するこ	-		
	·			行きは	、それぞれ 150 センチメ
		·以上とす		<u>+ 11 = </u>	と 三几 1 ナ フ ァ し
					を設けること。 路の出入口の戸の開閉状態
					路の山八口の戸の開闭仏恩 設けること。ただし、イの
					この限りでない。
				•	□にガラスその他これに類
					こと又はかご外及びかご内
	に画像	を表示す	る設備だ	が設置	されていることにより、か
	ご外に	いる者と	かご内に	こいる	者が互いに視覚的に確認で
		造とする			
				-	到着するかごの昇降方向
					設けること。ただし、当該
			停止する	階か	2のみである場合は、この
	限りで (Q) 移動口语	- 0	を 様 式 す :	スナフ	カレーターは、次に定める カレーターは
	. ,			_	ガレーダーは、久に定める びチについては、複数のエ
					没けられる場合は、そのう
					るものとする。
	イ 上り	専用のも	のと下り	専用の	のものをそれぞれ設置する
	こと。	ただし、	旅客が同	同時にえ	双方向に移動することがな
	い場合	について	は、この	)限り	でない。
			及びくし	板の作	生上げは、滑りにくいもの
	とする				
			て、3 を	以上(	の踏み段が同一平面上にあ
	ること - 吹っ		レスの田		部分との色の明度、色相又 部分との色の明度、色相又
					ョかとの色の明度、巴伯文 │ り踏み段相互の境界を容易 │
		.の左かろ  できるも		_	
					。 色の明度、色相又は彩度の
					と踏み段との境界を容易に
	識別で	きるもの	とするこ	こと。	
	ヘエス	カレータ	一の上端	景及び つ	下端に近接する通路の床面
	=	-			への進入の可否が示されて
		-	•		又は下り専用でないエスカ
			•		りでない。
					トル以上とすること。
					が円滑に昇降するために必 構造であり、かつ、車止め
		ここりること。	. C C /J, (	. c o1	再但でのり、かつ、早里の
		<i>a</i>			

部分	整 備 基 準 【公共交通機関】
2 通 路	通路は、次に定める構造とすること。
	イ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
	ロ 段を設ける場合において、踏面の端部とその周囲の部分
	との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が
	識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの
	原因となるものを設けない構造とすること。
3 傾斜路 	傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、 次に定める構造とすること。
	イ 両側に高さ 80 センチメートル程度の手すりを設けるこ
	と。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、こ
	の限りでない。
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
	ハ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する通路
	との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやす
	いものとすること。
	ニ 両側に立ち上げ等を設けること。
4 エスカレー	エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降
ター	方向を音声により知らせる設備を設けること。
5 階段	階段は、次に定める構造とすること。
	イ 両側に高さ 80 センチメートル程度の手すりを設けるこ
	と。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、こ
	の限りでない。
	ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字
	をはり付けること。
	ハ 回り段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりや
	むを得ない場合は、この限りでない。 ニ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。
	- 表面の仕工りは、滑りにくいものとすること。 ホ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。
	へ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩
	度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻
	の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない
	構造とすること。
	ト 照明設備が設けられていること。
6 視覚障がい	(1) 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)で
者誘導用ブロ	あって公共用通路と公共車両等の乗降口との間の経路を構
ック等	成するものには、視覚障がい者誘導用ブロック(線状ブロ
	ック(床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が
	設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又
	は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの(日
	本産業規格 T9251 に適合するものに限る。)をいう。) 及び
	点状ブロック(床面に敷設されるブロックであって、点状
	の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、
	色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの(Clt まざまね T0251 にきんせるものに関え、) たいま
	の(日本産業規格 T9251 に適合するものに限る。)をいう。
	以下同じ。)を適切に組み合わせて床面に敷設したものをい

部分	整		 準	【公共交通機関】
HIT /J	う覚がでとい(た御等覚た階る旅りかいが者っははの路置売がし、路船をかいかいので、、規等、所い書傾等タカル	同者誘、当こ定と7と者に斜に1転じを導当該のに1のの誘規路はナ倒を導行2以りりのにの用すび点にお敷すう以上で視7)規経ブるエ状おお設る者上のな覚の定路口場スブいそ	し装がの設い章へすをッ合カロてい、置常設備。がにる構クはレッ、が又を駐備間 い規設成を、一ク乗あれは設す間の 者定備す敷こタを降場の	声をの他の方だし、 の方だし、 の方だしがのでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでいる。 のでい。 のでいる。 のでい。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでい。 のでい。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでい。 のでいる。 のでい。 ので
7 案内設備	では、	め。や夕案な付るかば路のけレ内め限題公のたむ一内設近こるなにたなべ板のりに共設だを等所備にと標ら直めいーそ主で直交備し得の若」は。識な接の場タの要な接機及、な昇しい、 はい通主合ー他ない通機び電い降くご	音気易機はられるなあ含設備であたに備は傾憩又の一産ー出設っむ備の「出設」はが、斜設は設一業「口(1は)・設置「口橋りなこ路備4備」規「フィ、にけ置「口橋	ま設理 ・ はの ・ はい ・ はい ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で
8 便 所	便所を設け イ 便所の 場合に限 り視覚障 ロ 第1の	る場合は、次 出入口付近に る。) 及び便所 がい者に示す	は、男女用 の構造を音 ための設備 イただし書	造とすること。 の区別(当該区別がある 6、点字その他の方法によ 6を設けること。 6を除く。)から(4)までに

部分	整	備	基	準	【公共交通機関】
	た(5)日いあ 以限乳所をにと 設構が(該たに日いあ 以限乳所をにと 設構が(該便定のてる乳乳タル)の 変るイ	所と平はと幼幼トー幼出切めはストもご)更精とめ均、き児児おな児入なる、トこやる定が設の構築に、すっむい口方設そメとむ)め設置間構築に、すっむいすイデ備オイとむ)の設置	引き客に「・・つ。「寸去漬い」(を。る置のと客定そ等ド替(等近でをぞトた得)洗さ経すがめれの等え(又に表有れのだな)浄れ路るの様々を1の(乳は示す1たしい)設て	ここの構れるしで、し、すっとり、と、備いおとの造1便以き、幼当る便上の既と、備るけ。人の以房上を、児該こ房)汚存き、がる、以修」を記る、〈説〉を記物係は、設便	は、 との との との との との との との との との との
9 乗車券等販 売所、待合所 及び案内所	れ ロ ロ	「売次滑路構を造団にる効動者こ、とる、タ円る所に化に造設と員けこ幅的、とす。場 一滑者、定経おとけすはると員に高。使た合 をなが得め路にするる、 は開歯 用たて 説系室	の各サールの、場の、別舎、者によりと引尽のとるる場こ8合、別者、おし、、け用易構乗通こ合とのに、8す等、が、傾いるにに造車路とに。セお、セるが、通構斜、場適力と差の。ま、ンお、ご構門・過過路、名しい	こきり らっい ン青円 『宣各 合しつす等う い チて チ造滑 す上を はたンる販ち て メート メンに るの併 、構タこうそ 、 一計 ・に厚 際理説 そ後・	高所、(5) 一方、(

部分	整		 準	【公共交通機関】
10 券売機	を除く。) の設備を 該乗車券	は、聴覚障害者 備えるとともに 等販売所又は案	が文字に 、当該認 内所に表	か務する者を置かないものこより意思疎通を図るため 設備を保有している旨を当 表示すること。
20 75 76 112	障がい者、高 だし、乗車券	齢者等の円滑な 等の販売を行う	利用に通者が常問	適した構造とすること。た 持対応し、車いす使用者の 置されている場合は、この
11 休憩施設		、旅客の円滑な		まする設備を 1 以上設ける 定障を及ぼすおそれのある
12 改札口	上の改札 と。 (2) 自動改札 に、当該	口の有効幅員は	80 センは、当記	ける場合は、そのうち1以 ンチメートル以上とするこ 核自動改札機又はその付近 J否を、容易に識別できる
13 乗降場	イ ロ ハ ニ ホヘ ののことと で とが備を こけな クの(しとにプ縁なのき。プきプのあを得排とらい表ホ(視発てがあう端い場は ラるラ隙る1な水。れ場面一日覚着おでっツと範合、 ツ限ツ間場以いのたた合のム本障すりきて	トの囲に旅 トりト又合上場ただプは仕ド産がる、るはホ間にお客 ホ平ホはは備合めしラ、上ア業いす鉄プ、一隔おいに 一ら一段、えはの、ッこげ、規者べ道ラ旅ムはいて対 ムとム差車る、横ホトのは可格のて車ッ客の、て、し とすのにいここ断ーホ限、動 T転の両トの縁鉄、構こ 鉄る縁よすとのこムーり滑式25落鉄をホ円端道で造れ 道こ端り使。限うドムでりホ51を道自一滑	と車き上を(車とと車用たり配ア又なこー(防車動ムな鉄両るの警(両。鉄い者だでは若はいくムこ止両的(流道の限理告)の(道すのしな、し構。いさ適すのに鋼動車走り由す)が(車伐乗、い1く造)もく合るが「素に	パーセントを標準とする は可動式ホームさくが設 造上の理由によりやむを得

部分	整	備	基	準	【公共交通機	終関】
	トプラッ	トホーム	の線路側	以外の	端部には、	旅客の転落を
	防止する	ためのさ	くを設け	ること	。ただし、	当該端部に階
	段が設置	されてい	る場合そ	の他旅	客が転落す	るおそれのな
	い場合は	、この限	りでない	0		
	チー列車の	接近を文	字等によ	り警告	するための	設備及び音声
	により警	告するた	めの設備	を設け	·ること。た	だし、ホーム
	ドア若し	くは可動	式ホーム	さくか	設けられた	プラットホー
	ム又は電	気設備が	ない場合	その他	技術上の理	由によりやむ
	を得ない	場合は、	この限り	でない	٠,٥	
	リ 照明設備	備が設けら	っれている	こと。		
	ヌ 列車に	車いす使	用者が利	用する	ことができ	る部分を設け
	る場合は	、当該部	分に通ず	る旅客	用乗降口の	位置をプラッ
	トホーム	上に表示	すること	。たた	こし、当該位	置が一定して
	いない場	合は、こ	の限りで	ない。		
	(2) バスター	ミナルの	乗降場は	は、次に	こ定める構造	<b>邑とすること。</b>
	イ 表面の作	生上げは.	、滑りに	くいも	のとするこ	と。
	口乗降場の	の縁端の	うち、誘導	算車路?	その他の自動	助車の通行、停
	留又は駐車	車の用に	供する場	所(以	下「自動車	用場所」とい
	う。)に接	する部分	、には、さ	く、点	状ブロック	等その他の視
	覚障がいる	者の自動	車用場所	への進	入を防止す	るための設備
	を設ける。	こと。				
	ハ 当該乗	降場に接	して停留	する自	動車に車い	す使用者が円
	滑に乗降っ	できる構え	造とする	こと。		
	(3) 旅客船タ	ィーミナノ	レにおい:	て旅客	船に乗降す	るためのタラ
	ップその	他の設備	を設置す	る場合	な、次に定	める構造とす
	ること。					
	イ 車いす使	用者が持	ち上げられ	れること	こなく乗降で	きること。ただ
	し、構造上	の理由に	よりやむを	を得なし	ゝ場合には、こ	この限りでない。
	口有効幅	員は、90	センチメ	ートル	/以上とする	こと。
	ハ 高さ80	センチノ	(一トル科	星度の	手すりを設け	けること。
	ニー表面の作	生上げは.	、滑りに	くいも	のとするこ	と。
						る場所には、
						水面への転落
	を防止す	るための	設備を設	けるこ	と。	

# 別表第2 (第6条関係)

第3 道路(第4の基準の適用を受けるものを除く。)に関する整備基準

部 分	* の基準の適用を受けるものを除く。)に関する登備基準整理
1 歩 道	歩道は、原則として、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、原則として 200 センチメートル以上とすること。ただし、トンネル及び橋りょう部の区間については、この限りでない。 ロ 歩道(縁石を除く。)の車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)に対する高さは、5 センチメートルを標準とする(交差点又は横断歩道において、車道等に接続する歩道の部分を除く。)。ただし、乗合自動車停留所部分における歩道については、乗降する車いす使用者の利便性を考慮して、15 センチメートルを標準とする。 ハ 歩道と車道等の境界は、縁石、防護柵、植樹帯等を設けること。  横断こう配は、2 パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。 ヘ 歩道が交差点又は横断歩道において、車道等に接続する部分の縁端の段差は、2 センチメートル以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。 チ への段差に接続する歩道の部分には、車いす使用者が静止し、又は円滑に転回することができる部分を設けること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、5 パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。 ヌ 歩道内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝ふたを設けること。
2 立体横断施設	立体横断施設を設ける場合には、次に定める構造とすること。 イ 横断歩道橋の有効幅員は、200 センチメートル以上とすること。ただ し、地下横断歩道については、300 センチメートル以上とすること。 ロ 傾斜路又は傾斜路付きの階段を設けること(昇降装置等の施設を設置 する場合は除く。)。 ハ 階段又は傾斜路付きの階段(以下「階段等」という。)の高さが 300 センチメートルを超える場合には、その途中に踊り場を設けること。 二 階段の踏面及び路面の仕上げは、滑りにくいものとすること。 ホ 階段等及び踊り場には、手すりを両側に設けること。
3 視覚障害 者誘導用ブロック等	(1) 視覚障がい者誘導用ブロック等は、次に定める場所に設置すること。 イ 視覚障がい者の歩行の多い歩道、公共交通機関の駅等と視覚障が い者の利用が多い施設を結ぶ歩道等は、必要に応じて連続して敷設 すること。 ロ 横断歩道のある交差点では、横断歩道の直前及び直後に敷設する こと。 ハ 立体横断施設における階段等の上端及び下端に近接する当該立体 横断施設の通路、歩道及び踊り場に敷設すること。 (2) 視覚障がい者誘導用ブロック等の色彩は、原則として黄色とするこ と。

第4 道路(県道の特定道路に限る。) に関する整備基準

部 分	型の特定連路に限る。)に関する登禰基準 整備基準【県道の特定道路】
1 歩道等	(1) 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、原則として歩
	道を設けること。
	(2) 有効幅員は、次に定めるとおりとすること。   イ 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、
	原則として道路の構造基準を定めた「三重県が管理する県道の構造
	の技術的基準を定める規則」に規定する幅員の値以上とすること。
	ロ 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障がい者等の交通の状
	況を考慮して定めること。 (2) 禁禁は、次に完める、禁禁とせること
	(3) 舗装は、次に定める構造とすること。   イ 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。た
	だし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得な
	い場合は、この限りでない。
	ロー平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
	(4) 勾配は、次に定めるとおりとすること。
	イ 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況そ の他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下と
	することができる。
	ロ 横断勾配(車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分(以
	下「車両乗入れ部」という。)を除く。)は1パーセント以下であ
	ること。ただし、(3)のイただし書に規定する場合又は地形の状況そ
	の他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下と することができる。
	ハ 切り下げ部へのすりつけ勾配は、5パーセント以下とすること。た
	だし、沿道の状況によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とす
	ることができる。
	(5) 歩道等と車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下 「車道等」という。)は、次に定めるとおり分離すること。
	「単道等」という。)は、次に定めるとおりガ離すること。   イ 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。
	ロ 歩道等(車両乗入れ部及び交差点又は横断歩道に接続する部分を
	除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは 15 センチメートル以
	上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の
	状況等を考慮して定めること。 ハ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、
	歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木
	若しくは柵を設けること。
	(6) 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、次のとおりとす
	ること。
	イ 高さは、原則として、5 センチメートルを標準とすること。ただし し、交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この
	し、父左点又は懊断少垣に接続する少垣寺の部分にあつては、この 限りでない。
	ローイの高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等
	を考慮して定めること。
	(7) 交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分は次に定める構造と
	すること。

部分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	イ 縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は 2 センチメートル以下とすること。 ロ イの段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造とすること。 (8) (2)の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち、(4)の口に規定する勾配の基準を満たす部分の有効幅員は、原則として、200 センチメートル以上とすること。 (9) 歩道等内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝蓋を設けること。
2 立体横断施設	(1) 道路には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障がい者等の円滑な移動に適した構造の立体横断施設を設けること。 (2) 次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。イかごの内のり幅は、150 センチメートル以上とし、内のり奥行きは、150 センチメートル以上とし、内のり奥行きは、150 センチメートル以上とし、内のり奥行きは、150 センチメートル以上とし、内のり奥行きは、150 センチメートル以上とし、内のり奥行きは、150 センチメートル以上とし、内のり奥行きは、150 センチメートル以上とし、内のり奥行きは、170 センチメートル以上とし、内のり奥行きは 135 センチメートル以上とし、内のり奥行きは 135 センチメートル以上とすること。ハかご及び昇降路の出入口の有効幅員は、イに定める構造のエレベーターの場合は 90 センチメートル以上とし、口に定める構造のエレベーターの場合は、20限りでない。ホが内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、口に定める構造のエレベーターの場合は、この限りでない。ホかご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。カかご内には、チずりを設けること。カかご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。アかご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。アかご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。アが内及び乗降口ビーに設ける制御装置(ヌに定める制御装置を除く。)は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。

部	分	整	備	基	準	【県道の特定道路】
		するかごの し、かご内	昇降方向を にかご及び	と音声に。 が昇降路の	より知ら の出入口	-ターの乗降口ビーには、到着 せる装置を設けること。ただ の戸が開いた時にかごの昇降 られている場合は、この限り
		(3) 傾斜路は、 イ 有効幅員! 所の状況そ ンチメート! ロ 縦断勾配! 況その他の	は、200 セ の他の特別 ル以上とす は、5 パー 特別の理由	ンチメー ]の理由に ることヮ セント以 ∃によりっ	・トル以_ こよりや ができる 下とする	上とすること。ただし、設置場 むを得ない場合には、100 セ
		付けること。 へ 路面は、 <sup>5</sup>	は、設けな 手すりを両 端部の付近 。	いこと。 側に設り には、	須斜路の	。 通ずる場所を示す点字を貼り 水はけの良い仕上げとするこ
		又は通路の り識別しや チ 両側に、3 ただし、側	部分との色 すいものと 立ち上げ及 面が壁面て	の明度、 すること び柵その である場合	色相又 と。 )他これに 今は、こ	び当該傾斜路に接する歩道等 は彩度の差が大きいことによ に類する工作物を設けること。 の限りでない。
		歩道等の部 に類するエ ヌ 高さが 75	分への進入 作物を設け センチメ	を防ぐだ ること。 ートルを	ため必要 超える(d	が 250 センチメートル以下の がある場合は、柵その他これ 傾斜路にあっては、高さ 75 セ ゲチメートル以上の踊り場を設
		要がある場合 イ 上り専用 ロ 踏み段の ハ 昇降口に ニ 踏み段の	は、次に定 のものと下 表面及びく おいて、3 端部とそ <i>の</i>	める構造 り専用の し板の 枚以上の か問囲の	造のエス のものを 士上げは ひ踏み段: 部分との	い者等の交通の状況により必カレーターを設けること。 それぞれ設置すること。 、滑りにくいものとすること。 が同一平面上にあること。 色の明度、色相又は彩度の差を容易に識別できるものとす
		ホ くし板の とによりく と。 ヘ エスカレ	し板と踏み	*段との± -端及び <sup>-</sup>	竟界を容 下端に近	色相又は彩度の差が大きいこ 易に識別できるものとするこ 接する歩道等及び通路の路面
		ト踏み段の	有効幅員は の交通量が る。	は、100 が少ない <sup>は</sup>	センチメ 易合は、	可否が示されていること。 ートル以上とすること。ただ 60 センチメートル以上とする

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	イ 有効幅員は、200 センチメートル以上(地下横断歩道にあっては、 300 センチメートル以上)とし、当該通路の高齢者、障がい者等の通 行の状況を考慮して定めること。
	ロ 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由に よりやむを得ない場合又は路面の排水のため必要な場合は、この限 りでない。
	ハ 二段式の手すりを両側に設けること。 ニ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付 けること。
	ホ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするこ と。
	へ 両側に立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。 ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (6) 階段は、次に定める構造とすること。
	イ 有効幅員は、150 センチメートル以上とすること。
	ロ 二段式の手すりを両側に設けること。 ハ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
	ニ 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由 によりやむを得ない場合は、この限りでない。
	ホ 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするこ と。
	へ 階段の両側には、立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 ト 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 チ 階段の下面と歩道等の路面との間が、250 センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため、必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。 リ 階段の高さが 300 センチメートルを超える場合には、その途中に踊り場を設けること。 ヌ 踊り場の踏幅は、直階段の場合は 120 センチメートル以上とし、その他の場合は、当該階段の幅員の値以上とすること。
3 乗合自動車停留所	(1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、 15 センチメートルを標準とすること。 (2) ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替す る施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりや むを得ない場合は、この限りでない。
4 自動車駐車場	(1) 自動車駐車場には、全駐車台数が 200 以下の場合は当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合は当該 駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使 用者用駐車区画を設けること。 (2) 車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造とすること。

部	分	整	備	基	準	【県道の特定道路】
		イ 当該車いす		]駐車区[	画へ通ず	る歩行者の出入口に最も近い
			-	ンチメ-	-トル以	上とすること。
			•			を立て看板等見やすい方法に
		より標示する	ること。			
		(3) 自動車の出	入口又は耳	퇃いす使	用者用駐	主車区画を設ける階には、次に
		1				できる停車の用に供する部分
					· · -	う。)を設けること。ただし、
						、この限りでない。
				停甲ル	設へ囲す	る歩行者の出入口に最も近い
		位置に設ける	-	仕する	部分の右	対幅員及び有効奥行きは、そ
						等、車いす使用者が安全かつ
		円滑に乗降で		-		
					ŭ	を立て看板等見やすい方法に
		より標示する	ること。			
		(4) 歩行者の出	入口は、次	欠に定め	る構造と	すること。ただし、当該出入
		口に近接した位	立置に設け	られる	歩行者の	出入口については、この限り
		でない。				
					-	とすること。ただし、当該自
						のうち、1 以上の出入口の有
		効幅員は 120		-		っこと。 、有効幅員を 120 センチメー
				-		、有効幅質を120セクテスート、1 以上の出入口にあっては
						出入口にあっては車いす使用
		者が円滑に開		'		
		ハー車いす使用	月者が通過	する際に	に支障と	なる段を設けないこと。
		(5) 車いす使用	者用駐車	区画へ通	通ずる歩:	行者の出入口から当該車いす
		使用者用駐車区	区画に至る	通路の	うち、1り	以上の通路は、次に定める構造
		とすること。				
			-			上とすること。
						なる段を設けないこと。
		1	•			仕上げとすること。 、口がない階(車いす使用者用
		. ,				を有する自動車駐車場には、
						ものとし、次に定める構造と
						やむを得ない場合は、エレベ
		ーターに代えて			: :	
		イ 当該エレヘ	ベーターの	)うち、1	以上の	エレベーターは、(5)に規定す
		る出入口に近	丘接して設	けるこ	と。	
				`		ーを除く。)は、2の(2)のイ
		から二までに				1#141 Land
						うる構造とすること。
		(7) 傾斜路は、  (8) 白動東駐車				
		(8)   日期甲駐甲   2の(6)に定め				、口がない階に通ずる階段は、
		2 の(0)に足め	る 件 但 し 🤉	1 2 C C	0	

部分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	(9) 屋外に設けられる自動車駐車場の車いす使用者用駐車区画、車いす使用者用停車施設及び(5)に規定する通路には、屋根を設けること。 (10) 車いす使用者用駐車区画を設ける階に便所を設ける場合において、当該便所は、次に定める構造とすること。 イ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障がい者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。 ロ 床の表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。 ハ 男子用小便器を設ける場合においては、両側に手すりのある床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設けること。 ニ 1以上(男女用の区別があるときは、それぞれの1以上)の便所は、次に定める構造とすること。 (イ) 第1の5の(1)のイからホまでに定める構造とすること。 ホ 第1の5の(1)に定める便所にあっては、第1の5の(4)に定める基準に適合させるものとし、それ以外の便所にあっては、第1の5の(2)及び(4)に定める基準に適合させるものとすること。
5 移動等円滑いのでは、 の他の施設	<ul> <li>(1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。</li> <li>(2) (1)の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障がい者を案内する設備を設けること。</li> <li>(3) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。</li> <li>(4) 立体横断施設及び自動車駐車場における階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路及び踊り場には点状ブロックを敷設すること。</li> <li>(5) 視覚障がい者誘導用ブロックの色彩は、原則として黄色とする。</li> <li>(6) 視覚障がい者誘導用ブロックの色彩は、原則として黄色とする。</li> <li>(7) 歩道等には適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</li> <li>(8) 歩道等及び立体横断施設には、照明設備を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。</li> <li>(9) 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要と認められる箇所には、照明設備を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。</li> </ul>

# 別表第2 (第6条関係)

# 第5 公園等(第6の基準の適用を受けるものを除く。)に関する整備基準

部 分	整備基準 準【県営の特定公園施設以外】
部 分 1 園 路	整備基準【県営の特定公園施設以外】 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する主要な園路は、次に定める構造とすること。 イ 道路へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (ハ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。 ロ 通路は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (ハ) 総断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
	る。 (こ)歩車道のある通路については、第3の1に定める構造とすること。 (本) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。 (ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 (ハ) 階段は、次に定める構造とすること。 (ハ) 所での上端に近接する通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分については、この限りでない。  二 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、120センチメートル(階段又は段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上とすること。 (ロ) 勾配は、8パーセント以下とすること。 (ロ) 勾配は、8パーセントルで超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (エ) 両側に立ち上げ等を設けること。 (ホ) 高さ80センチメートル程度の手すりを設けること。 (ホ) 高さ80センチメートル程度の手すりを設けること。 (ホ) 高さ80センチメートル程度の手すりを設けること。 (ホ) 高さ80センチメートル程度の手すりを設けること。 (ホ) 高さが16センチメートル以下、かつ、勾配が8パーセント以下の傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分

	部	分	整備	基	準	【県営の特定公園施設以外】
2	便	所	便所を設ける場合と。	合は、第1の!	5の(1)	から(4)までに定める構造とするこ
3	馬主耳	巨場	次に定める構造(自次のイかられまで)イ 公園の幅は、ロ 区画は、平坦ニ 車り標示する まり等から駐車画の位置を標え	目動車の駐車 に最もの構造 に最も近い 350 センチ とし、水はに 用駐車 と。至る は はでるがなく、 大等がなく、	の)位メかで、出位道用と置一良る 入電等に	設けること。 ル以上とすること。 い仕上げとすること。 ことを立て看板等見やすい方法に コ付近には、車いす使用者用駐車区 誘導する立て看板を設けること。 ら車いす使用者用駐車区画の立て
4	標	識	標識を設ける場合	は、第1の	16 にえ	官める構造とすること。
5	附帯	詩設備	ベンチ、野外卓力 齢者等が円滑に利用			備を設ける場合は、障がい者、高 こと。

第6 公園等(県営の都市公園に限る。)に関する整備基準

部分	整 備 基 準 【県営の特定公園施設】
	である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。 ホ 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。その踊り場を含む。)は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、120 センチメートル(階段又は段を併設する場合にあっては、90 センチメートル)以上とすること。 (ロ) 縦断勾配は、8 パーセント以下とすること。 (ハ) 横断勾配は、設けないこと。 (こ) 高さが75 センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊り場を設けること。 (本) 両側に高さが80センチメートル程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側とすることができる。 (ト) 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。 へ 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック等その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備を設けること。 ト 2から7までに規定する特定公園施設のうち、それぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続すること。
2 屋根付広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する屋根付広場を設ける場合において、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。 イ 出入口は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 (ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ロ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。
3 休憩所及 び管理事務 所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する休憩所又は管理事務所を設ける場合において、当該休憩所のうち1以上及び管理事務所は、それぞれ次に定める構造とすること。 イ 出入口は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 (ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (ハ) 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。 a 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。

部分	整備基準【県営の特定公園施設】
	b 高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする こと。
	ロ カウンターを設ける場合において、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものとすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
	ハ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。 と。 ニ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等
	が利用する便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6のイかられまでに定める構造とすること。
4 野外劇場 及び野外音 楽堂	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合は、それぞれ次に定める構造とすること。
	イ 出入口は、2のイに定める構造とすること。 ロ 出入口とハに規定する車いす使用者用観覧スペース及びへに規 定する便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とする こと。
	(イ) 有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地 形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の 末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、 80 センチメートル以上とすることができる。
	(ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける
	場合においては、傾斜路を併設すること。 (二) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
	(ホ) 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下とすることができる。
	(^) 表面の仕上げは滑りにくいものとすること。 (ト) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視 覚障がい者誘導用ブロック等その他の高齢者、障がい者等の転落 を防止するための設備を設けること。
	ハ 収容定員が 200 以下の場合は、当該収容定員に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、収容定員が 200 を超える場合は、当該収容定員に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車いす使用者用
	観覧スペース」という。)を設けること。 <ul><li>二 車いす使用者用観覧スペースは、次に定める構造とすること。</li><li>(イ) 幅は、90 センチメートル以上、奥行きは、120 センチメートル以上とすること。</li><li>(ロ) 車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</li></ul>

部分	整 備 基 準 【県営の特定公園施設】
	ホ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備を設けること。 へ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6のイからいまでに定める構造とすること。
5 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合においては、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。 (2) 車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造(自動車の駐車の用に供する区画が30台未満の場合は、次のイから二までに定める構造)とすること。 イ 当該駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設けること。 ロ 区画の幅は、350センチメートル以上とすること。 コ 下面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。 コ 下面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。 コ 下面は、平坦とし、水はけの良い仕上がとすること。 コ 下面は、平坦とし、水はけの良い仕上がとすること。 こ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。 ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。
6 便 所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、口に規定する第 $1$ の $5$ の(3)中「 $1$ 以上」とあるのは「当該小便器が設けられた便所ごとに $1$ 以上」と読み替えるものとする。  イ 床の表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。 ロ 第 $1$ の $5$ の( $1$ )から( $4$ )までに定める構造とすること。 ハ 第 $1$ の $5$ の( $6$ )のイ及び口に定める設備のある便房を $1$ 以上(男女用の区別があるときは、それぞれ $1$ 以上)を設けること。
7 水飲場及 び手洗場等	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する水飲場、手洗場、ベンチ又は野外卓を設ける場合は、それぞれ高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものとすること。
8 掲示板及 び標識	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する掲示板は、次に定める構造とすること。 イ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とすること。 ロ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとすること。

部分	整	備	基	準	【県営の特定公園施設】
	しのイ ロ ハ こ供 を にを の、解にる 無別では、 無別では、 無別を が多用です。 支機者を、をの、解にるた障能用	設次設付高しよもだな便駐けにけ近さやるのしく房車る定ると、す表に、行の区場め位す文い記よ案わあ画	合る置る字よ、り勺れるをに構はこのう文、所る便設お造、と大に字視、場所けいと1。き配等覚案合こる	てすり さ慮の章りはこ場そこに 彩たきい備こべは、い合	れた特定公園施設の配置を表示 つうち 1 以上は、(1)に定めるも こ。 より設けられた園路及び広場の には、高齢者、障がい者等が見や らのとすること。 り、音による案内その他これら が円滑に利用できる構造にする により視覚障がい者への情報提 つ限りでない。 ターその他の昇降機又は車いす その位置を表示すること。 はる表示を行うこと。

別表第3 (第7条関係)

公共的施設	図書の種類	明 示 す べ き 事 項
1 建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内の 建築物の用途、位置及び出入口、敷地内の通路及び傾 斜路、駐車場のうち車いす使用者用駐車区画その他の 主要な部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道路 の位置及び幅員
	各階平面図 (構造詳細図)	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、出入口、駐車施設その他の主要な部分の位置及び寸法、多機能便房の仕様並びに視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設位置
2 公共交通機	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
関の施設	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接 する公共用通路の位置並びに公共交通機関の施設及 び出入口の位置
	各階平面図 (構造詳細図)	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、出入口、移動円滑化経路、乗降場その他主要な部分の位置及び寸法、多機能便房の仕様並びに視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設位置
3 道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	平 面 図	縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに整備に係る 箇所の位置、寸法及び仕様並びに視覚障がい者誘導用 ブロック等の敷設位置
4 公園等	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	配置図	縮尺、方位、公園等の境界線、土地の高低、公園等内の施設の用途、位置及び出入口、園路、階段及び傾斜路並びに駐車場(車いす使用者用駐車区画)その他の主要な部分の位置、寸法及び仕様、公園等に接する道路の位置及び幅員並びに視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設位置

#### 適合証交付請求書

三重県知事あて

年 月 日

申請者	住	所			
中萌有	氏	名			印
	法人	、にあっては、	主な事務	所の所在地	t ]
		及び名称並び	<b>ドに代表者</b>	の氏名	J
	電話	番号	(	)	

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第19条第1項の規定により、次の施設について適合証の交付を受けたいので請求します。

施	設 の 名 称											
施	設の所在地											
施	設の主要用途											
新	築等の種類				設・ 大規模						変更	)
I.	事完了年月日			年	Ξ	月		日				
施設	建築物又は公共 交通機関の施設	請求部分 延べ面和					m²	請求部 延べ面	『分外の 『積			m <sup>²</sup>
の	父地筬渕の他改	階	数				階	構	造			造
概要	道路又は公園等 の規模等											
事前	が協議書・通知書	あ	Ŋ	(		年	J	月	日)	た	こし	
	計 者 の 所 及 び 氏 名	(	)建筑	築士	大臣・知	事	Ē	電話番号	登録 :	第 (	)	号
	事施工者の所及び氏名	建設	業登錄	渌	大臣・知	事	Ē	電話番号	登録 : 号	第 (	)	号
施言	役名公表の可否	障がい者 公表する			が利用でき ヽて	る方	施設と		ーターベ・ する		.カし、 引意した	
*	受付欄											

備 考 条例第21条第1項の規定による事前協議(変更協議)又は条例第30条第1項ただし書の規定に よる通知を行った特定施設を除く公共的施設にあっては、適合表等を添付してください。

担当者の連絡先					
氏 名					
事務所の名称					
所 在 地					
電話番号	(	( )	FAX番号	(	)

### 特定施設新築等(変更)協議申請書

-年 月 日

三重県知事あて

	住	所			
申請者	氏	名			印
	法人	、にあっては、	主な事	幕務所の所在地	;
		及び名称並び	バに代表	者の氏名	
	電話者	番号	(	)	

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第21条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添付して(変更)協議申請します。

施	設の名	称									
施言	設の所名	E地									
施討	役の主要原	用途									
エ	事 種	別	新築	· 新設	<ul><li>增築</li></ul>	・改築	•	用途の変更	· ~	の他(	)
施	建機筑即	敷均	也面積			m²	申	請 棟 数			棟
設	築物又は公共交通関の施設	於	施設の用途	金 新築等	₹の部分	既存の部分	<del>ù</del>	合	計	階 数 地上	맚
取	は設公				$(m^2)$	(	m²)		$(m^2)$	地下	階 階
の	共交	<u>{</u>		<u>_</u>						構造	造
概	進	F	<b>п</b>	I							坦
-	道公 路園										
要	又等は										
エ	事予定其	月間		年	月	日から		年	月	日	まで
	計 者 所及び日	の	(	)建築士	大臣・知	事		登録	第		号
1土 /	ガ及ひと	七石				電話番号	号	(	)		
	事施工者 所及び日		建記	<b></b>	大臣・知	和事		登録	第		号
土	ال <sup>ج</sup>	し石				電話番号	号	(	)		
*	受 付	欄									
**	נין יב	順									

備 考 変更協議の場合は、変更前及び変更後の整備内容を別紙に記入し添付してください。

担当者の連絡先				
氏 名				
事務所の名称				
所 在 地				
雷 話 番 号	( )	FAX番号	(	)

担当者の連絡先

氏 事務所の名称 所 在 地 電 話 番 号

### 特定施設工事完了届出書

三重県知事あ	て					年	月	日				
			住	所								
		申請者	氏	名				印				
			[法	人にあって	は、主	な事務所	の所在地	±				
				及び名称	並び代	表者の氏	:名					
			電話番		(	)		J				
三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第22条の規定により、次のとおり届け出ます。												
施設の名称												
施設の所在地												
施設の主要用途												
協議等結果通知書 番号及び年月日	(当初) 第年	月	号 日	(変更)		第 年	月	号 日				
建築確認通知 年月日及び番号		年	月	日	第			号				
工事完了年月日		年	月	日								
設計者の	( )建築士	大臣・知	事		登録	第		号				
住所及び氏名			電	<b>電話番号</b>		(	)					
工事施工者の	建設業登録	大臣・知	事		登録	第		号				
住所及び氏名			電	話番号		(	)					
事前協議又は変更 協議における結果 通知書の指導及び 助言項目の対応に ついて												
※ 受 付 欄												

-160 -

( ) FAX番号 ( )

(表 面)

第 号

身 分 証 明 書

所 属 名 職名・氏名

上記の者は、三重県バリアフリーのまちづくり推進条例第26条第2項に 規定する立入調査等を行う職員であることを証明します。

年 月 日

三重県知事

ĘΠ

(裏面)

#### 三重県バリアフリーのまちづくり推進条例(抜粋)

(報告の徴収及び立入調査)

- 第26条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を 所有し、又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況 その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特 定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合状況を調査させ、 又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(用紙の大きさ 縦5.5 cm 横 9 cm)

# 特 定 施 設 新 築 等 通 知 書

三重県知事あて			年	月	日
申請者	住	所			
〒 時 1	氏	名			印
	(法)	人にあっては、	主な事績	努所の所在 <sup>5</sup>	地
		及び名称並び	ドに代表す	者の氏名	
	電話	番号	(	)	
三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進 こり関係実短を済って通知します。	条例第	30条第1項た	だし書の	規定により	)、次のる

لح おり関係書類を添えて通知します。

施	設の	名 称												
施	設の所	在地												
施	設の主要	用途												
エ	エ 事 種 別 新築 ・ 新設 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更 ・ その他(								)					
施	建機筑関	敷均	他面積 m <sup>d</sup>					Ħ	申請棟数					棟
設	建築物又は機関の施設	施記	设の用途	新築等	の部分	既存	の部分	<del>'</del>	合	計		階	数也上	階
訯	は 設 公:				$(m^2)$		(	m²)		(n	r²)		也下	階
の	建築物又は公共交通機関の施設	合	計									構	造	造
概	道公													
要	路園 又等 は													
エ	事 予 定	期間		年	月	E	かり	ò	年		月		日	まで
設分	計 者 所及び		(	)建築士	大臣・	知事			登録	第				号
土	が 及 い	<b>八</b> 石					電話者	番号		(	)	)		
	事施工所及び		建記	没業登録	大臣・	知事			登録	第				号
Н	M X U	八石					電話者	番号		(	)	)		
*	受付	欄												

<b>扣</b> 坐老	り連絡先					
氏	名					
事務所	所の名称					
所	在 地					
		,	`		,	
電話	音番 号	(	)	FAX番号	(	)

公共的施設 (特定施設) の 名 称		公共的施設 (特定施設) の所在地	
主要用途		構造・階数	造・地上 階、 地下 階
延べ面積	m²		

	·									
整 備 部 分 ・ 整 備 項 目	整	備	基	準	記載図面の 名称及び番号	整	備	内容	適合状況	※ 判定欄
1 出入口										
(1) 建物出入口 (直接地上へ通		90 cm以」	E			(有:	効幅員	員) cn	適否	
ずる 1 以上の出 入口の構造)	ローアで収り			目動開閉又は車 閉閉して通過で		(開	閉方法	去)	適否	
		用者に支	障と	なる段の禁止		(段:	差処理	里)	適否	
(2) 駐車場出入口 (駐車場へ通ず	イ 有効幅員	90 cm以」	E			(有	効幅員	員) cr	適否	
る 1 以上の出入 口の構造) ※(1)の建物出入	いす使用者			目動開閉又は車 開閉して通過で		(開	閉方法	去)	適否	
口と駐車場出入 口が同じ場合は、 記入不要	ハー車いす使用	用者に支	障と	なる段の禁止		(段:	差処理	里)	適否	
(3) 利用室出入口 (利用室の 1 以						(有:	効幅員	員) cn	適否	
上の出入口の構造)	ロ 戸を設けいす使用者:	る場合は 等が円滑	、自に開	目動開閉又は車 開閉して通過で		(開	閉方 🧎	去)	適否	
	ハー車いす使用	用者に支	障と	なる段の禁止		(段:	差処理	里)	適否	
(4) 建物出入口 (直接地上へ通 ずる主な出入口)						(講	じた打	昔置)		
2 廊 下 等										_
(1) 表面の仕上げは	、滑りにくい木	才料				(仕_	上げた	<del>†</del> )	適否	
(2) 段を設ける場合の段の構造(3		n程度の引	手す _	りの設置		(講し	ごた措	計置)	適否	
に定める構造)	口 主な階段(	こは、回	り段	め禁止		(講し	ごた措	量置)	適否	
	ハ 表面の仕	上げは、	ー 滑り	にくい材料		(仕_	上げ村		適否	
	ニ 側面が壁 の設置	でない場	合は	は、立ち上げ等		(講し	ごた措	昔置)	適否	
	の明度、色 <sup>2</sup> とにより段:	템又は彩 が識別し その他 <i>0</i>	度の やす ) つ	目の部分との色)差が大きいこ く、かつ、段鼻 まづきの原因 ち造		(講し	じた拮	黄置)	適否	
				)廊下等及び踊 ク等の敷設		(講し	<b>ごた</b> 措	昔置)	適否	

(3) 建物出入口から利用室等の各出	イ 有効幅員 120 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
入口に至る経路、 駐車場出入口から 利用室等の各出入	木端及U-30111次内とこに改臣	(講じた措置)	適否	
口に至る経路及び	ハ 戸を設ける場合の当該戸の構造			
利用室等の各出入 口から多機能便房		(有効幅員) cm	適否	
を設けた便所の出入口に至る経路に	滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
│ おけるそれぞれ 1 │ 以上の廊下等の構   造		(講じた措置)	適否	
	ホ 1 の出入口並びに 4 のエレベーター 及び特殊構造昇降機の出入口に接する	(講じた措置)	適否	
	部分を水平にすること。			
う場所までの廊 下等(教育施設 (特別支援学校	視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設 又は音声により視覚障がい者を誘導する 装置等の設置。ただし、建物出入口又は 出入口が視認できる場所において、常時 勤務する者が視覚障がい者を誘導できる 場合等は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
等、事務所、工場 及び自動車販売 施設等の自動車 関連施設を除 く。)				
(5) 傾斜路及びそ   の踊り場の構造   教育施設(特別	は、90 ㎝以上)	(有効幅員) cm	適否	
支援学校を除く。)、各種学校 等、共同住宅等、	ロ こう配 1/12 (高さ 16 cm以下の場合は、1/8) を超えない構造	(こう配)	適否	
事務所、工場、自 動車販売施設等 の自動車関連施	ハ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以 上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適否	
及び学童保育所	ニ 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
にあっては、イからトまでに定める構造)	ホ 高さ 80 cm程度の手すりの設置 (高さ16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下の傾斜路を除く。)	(講じた措置)	適否	
	へ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ト 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び廊 下等との色の明度、色相又は彩度の差 が大きいことにより識別がしやすい構 造	(講じた措置)	適否	
	チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び 踊り場の部分に点状ブロック等の敷 設。ただし、次に定める部分は、この限 りでない。	(講じた措置)	適否	
	(イ) こう配 1/20 以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分			
	(ロ) 高さ16 cm以下、かつ、こう配1/ 12 以下の傾斜路の上端に近接する 廊下等及び踊り場の部分 (ハ) 傾斜路と連続して手すりが設け			
	られた踊り場の部分			

3 階 段 (教育施設(特別支	イ 高さ80cm程度の手すりの設置	(講じた措置)	適否
援学校を除く。)、各 種学校等、共同住宅	1 工物相权化体、四方权力从正	(講じた措置)	適否
等、事務所、工場、自 動車販売施設等の自	ハ 表面の仕上けは、消りにくい材料	(仕上げ材)	適否
動車関連施設、入所型の社会福祉施設、 保育所及び学童保育	二 側面が壁でない場合は、立ち上げ等	(講じた措置)	適否
所にあっては、イからホまでに定める構造)	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色	(講じた措置)	適否
	へ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。 ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この 限りでない。	(講じた措置)	適否
4 昇 降 機 (エレ	ベーター)		
(教育施設(地方 務教育学校、高等	「し、用途面積 2,000 ㎡以上の公共的施設 5公共団体の設置する小学校、中学校、義 等学校、中等教育学校及び特別支援学校を 等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。) マーの設置	(設置数)基	適否
(2) (1)に規定する エレベーターの構 造(入所型の社会		(位置)	適否
福祉施設に設ける 寝台用エレベータ	イ かごの幅 140cm 以上	(有効寸法) cm	適否
ーにあっては、口及び二からりまで		(有効寸法) cm	適否
に定める構造) 	ハ かごは車いすの転回に支障のない形状	(講じた措置)	適否
	ニ かご内に停止予定階及び現在位置を 表示する装置の設置	(講じた措置)	適否
	ホ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方 向を表示する装置の設置	(講じた措置)	適否
	へ かご内に到着階並びにかご及び昇降 路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせ る装置の設置	(講じた措置)	適否
	ト かご及び昇降路の出入口の有効幅員 80 cm以上	(有効寸法) cm	適否
	チ かご内及び乗降ロビーに車いす使用 者が利用しやすい位置に制御装置の設	(高さ)	適否
	置	cm	\ <del>\</del>
	リ かご内及び乗降ロビーの制御装置 (チを除く。)は、視覚障がい者の円滑 な操作が可能な構造(点字表示等)	(表示方法)	適否
	ヌ 乗降ロビーの幅及び奥行きの寸法 は、それぞれ 150 cm以上	(幅)	適否
		(奥行き) cm	
	ル かご内の側面に手すりの設置	(講じた措置)	適否
	ヲ かご内にかご及び昇降路の出入口の 戸の開閉状態を確認できる鏡の設置	(形状)	適否
		(下端の高さ) cm	
	ワ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降 方向を音声で知らせる装置の設置	(講じた措置)	適否

5 便 所				
未満の公共的施設(公衆便所を 除く。)は、車いす 使用者が利用でき		(設置数) 男子用 女子用 男女兼用	適否	
る空間を確保した 便房(以下「コンパ クトタイプ」とい う。)とすることが できる。)	接でき、かつ便器の前方に 120cm 以	(十分な空間) 内接する円の直 径 にm 便器の前方 cm	適	
	(コンパクトタイプの場合) (イ) 便器の正面方向に出入口があり、直進で進入する場合は、便器の前方に120cm以上の距離を確保 (ロ) 便器の側面方向に出入口があり、転回しながら進入する場合は、便房の奥行きを 120cm 以上とし、便器の前方に 140cm 以上の距離を確保(ただし、便房の奥行きが 150cm 以上の場合は便器の前方の距離は 120cm 以上とすることができる。)	(コンパクトタ イプの場合) (化)の場合 便器の前方 cm (ロ)の場合 便房の奥行き cm 便器の前方		
	イ-2 設備機器類が適切な位置及び高さに配置 (設置設備) (イ)腰掛け便座 (ロ)手すり (L字型手すり及び可動式手すり) (ハ)洗浄装置 (ニ)鏡 (ホ)洗面器 (ヘ)操作容易な水栓器具 (ト)非常通報装置 (チ)施錠装置 (リ)ペーパーホルダー	(設置設備)	酒	
	ロ-1 出入口の有効幅員 80 cm以上(コンパクトタイプを除く)	(有効幅員) cm	適否	
	(コンパクトタイプの場合) (イ) 便器の正面方向に出入口があり、直進で進入する場合は、出入口の有効幅員80cm以上 (ロ) 便器の側面方向に出入口があり、転回しながら進入する場合は、	(コンパクトタ イプの場合) (イ)の場合 cm (ロ)の場合		
	出入口の有効幅員 90cm 以上 ロ-2 車いす使用者に支障となる段の	cm (段差処理)	適否	
	禁止 ハ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車 いす使用者等が円滑に開閉して通過	(開閉方法)	適否	
	できる構造 ニ 出入口付近に多機能便房が設置されている旨の表示	(表示方法)	適否	
	ホ 洗面器は、車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間を確保した構造	(高さ) cm (下部空間の寸 法)	適否	
(2) 一般便所	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置。ただし、当該便所内に(1)に定める構造の便房を設ける場合は、この限りでない。	(設置数) 男子用 女子用	適否	

(3) 男子用小便器	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合は、両側手すり付きの床置式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが 35 cm以下のものに限る。) その他これに類する小便器を1以上設置	(設置数) (便器形式)	適否	
(4) 便所内の洗面器 の構造		(構造)	適否	
	ロ レバー式、光感知式等容易に操作で きる水栓器具の設置	(構造)	適否	
いす等及び乳幼児 ベッド等 (用途面		(設置数)	適否	
設(母子福祉施設、 母子健康センター 及び保健センター に限る。)、商業施 設(遊技施設を除	設置	(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
表 (近投施設を除く。)、文化施設、体育施設、宿泊施設 又は集会施設の便所)	ロ 乳幼児ベッド等を 1 以上設置。 ただし、便所以外におむつ替えので きる場所を設ける場合は、この限り でない。	(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
	ハ 便房及び便所の出入口付近に乳幼 児いす等又は乳幼児ベッド等が設置 されている旨の表示	(表示方法)	適否	
(6) オストメイト対応の設備	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項の規定の適用を受けるときは、次に定めるオストメイトのための洗浄設備のある便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置	(設置数) 男子用 女子 多機能	適 否	
	イ 汚物流し(既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。)を設置	(設置設備)	適否	
	ロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備が設置されている旨の表示	(表示方法)	適否	
	ハ 設置されることが望ましい設備等 (イ)温水シャワー付き水栓器具 (ロ)手荷物棚 (ハ)衣服を掛けるためのフック (ニ)大きめの汚物入れ (ホ)姿見用鏡 (ヘ)ペーパーホルダー (ト)石けん水入れ (チ)チェンジングボード又は大人用介護ベットなど着替えをするための台	(設置設備等)		
	İ	I .		

6 敷地内の通路	は、滑りにくい材料	(仕上げ材)	<b>海</b> 不	
(2) 段を設ける場	易イ 高さ80cm程度の手すりの設置	(講じた措置)	適否適否	
合の段の構造 ( のイからホまで! 定める構造)	ロ 主な階段には、回り段の禁止	(講じた措置)	適否	
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等 の設置	(講じた措置)	適否	
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との 色の明度、色相又は彩度の差が大きい ことにより段が識別しやすく、かつ、 段鼻の突き出しその他のつまづきの 原因となるものを設けない構造	(講じた措置)	適否	
(3) 通路を横断する 一等が落ち込まな	。 る排水溝等には、つえ、車いすのキャスタ よい溝ふたの設置	(講じた措置)	適否	
から道等に至る	イ 有効幅員 120 ㎝以上	(有効幅員) cm	適否	
1 以上の敷地内の通路	ごとに設置	(講じた措置)	適否	
	ハ 戸を設ける場合の戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が 円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	二 高低差がある場合は、(6)の傾斜路及 びその踊り場又は特殊構造昇降機の設 置	(講じた措置)	適否	
(4)-2 建物出入口 から車いす使用		(有効幅員) cm	適否	
者用駐車区画に 至る 1 以上の敷 地内の通路	ごとに設置	(講じた措置)	適否	
76F 1 0 7 7 E III	ハ 戸を設ける場合の戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm		
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が 円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	ニ 高低差がある場合は、(6)の傾斜路及 びその踊り場又は特殊構造昇降機の設 置	(講じた措置)	適否	
	ホ 必要に応じて、降雨等の影響を少な くするひさし又は屋根の設置	(講じた措置)		
(5) 建物出入口から道等に至る 1 以上の敷地内の 通路(共同住宅	設には、視覚障がい者誘導用ブロック	(講じた措置)	適否	
等、事務所、工場 及び自動車自動車 関連施設を く。)	ロ 車路に接する部分並びに傾斜路及び 段の上端に近接する敷地内の通路及び 踊り場の部分に点状ブロック等の敷	(講じた措置)	適否	

(6) 傾斜路及びその踊り場の構造	イ 2 の る構造	(5)のイからニまで及びへに定め			
		「効幅員 120 cm以上(段併設の は、90 cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
	(口) 乙	う配 1/12 (高さ 16 cm以下の は、1/8) を超えない構造	(こう配)	適否	
	(ハ) 高	5さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm	(高さ) cm	適否	
		の踊り場の設置	(踏幅) cm		
	(二) 両1	側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
	(ホ) 表i 材料	面の仕上げは、滑りにくい	(仕上げ材)	適否	
		80 cm程度の手すりの設置(高さ 下、かつ、こう配 1/12 以下又	(講じた措置)	適否	
		配 1/20 以下の傾斜路を除く。)			
		路の勾配部分は、踊り場及び敷 通路との色の明度、色相又は彩	(講じた措置)	適否	
		が大きいことにより識別しやす			
7 駐 車 場	- 1172				
(1) 車いす使用者	駐公二	次に定める構造の車いす使	(設置数)	適否	
用駐車区画の 設置	駐公二年区 1	用者用駐車区画を 1 以上設置	区画		
	単区画を設ける場合共的施設に三十台未満の十平方メートル未満の	イ 建物出入口に最も近い位 置に設置	(講じた措置)	適否	
	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	口 区画幅員 350 cm以上	(1区画幅員)	適否	
	合木満の満の		cm		
	σ σ	ハ 床面は、平坦とし、水はけ の良い構造	(講じた措置)	適否	
	駐二車千	次に定める構造の車いす使 用者用駐車区画を1以上設置	(設置数)	適否	
	区平		区画		
	画を設け1	イ 建物出入口に最も近い位 置に設置	(講じた措置)	適否	
	るル	口 区画幅員 350 cm以上	(1区画幅員)	適否	
	場としている。		cm		
	公共的施設又は三十台以上	ハ 床面は、平坦とし、水はけ の良い構造	(講じた措置)	適否	
	設又	ニ 車いす使用者用駐車区画 であることを立て看板等見	(標示方法)	適否	
	= +	やすい方法により標示	(高さ) cm		
	台以-	ホ 道等から駐車場に至る主 な出入口付近に車いす使用	(標示方法)	適否	
	上の	者用駐車区画の位置を標示、 又は位置へ誘導する立て看	(高さ)		
		板の設置	cm		
		へ 必要に応じて、降雨等の影	(講じた措置)		
		響を少なくするひさし又は 屋根の設置			

(A) + 1 + F + 1		/// / **	1) \>
用駐車区画に至	表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げた	d)   │ 適 否 ┃
る駐車場内の通口	段を設ける場合の段の構造		
路	(イ) 高さ80cm程度の手すりの設置	(講じた措	· 適否
	(ロ) 主な階段には、回り段の禁止	(講じた指	黄置) 適否
	(ハ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ木	才) 適否
	(=) 側面が壁でない場合は、立ち上げ 等の設置	(講じた措	造置) 適否
	(ホ) 踏面の端部とその周囲の部分と の色の明度、色相又は彩度の差が大 きいことにより段が識別しやすく、 かつ、段鼻の突き出しその他のつま づきの原因となるものを設けない 構造	(講じた指	適 否
	 通路を横断する排水溝等には、つえ、 車いすのキャスター等が落ち込まない 溝ふたの設置	(講じた指	遺否 適否
<u> </u>	有効幅員 120 cm以上	(有効幅員	道否 cm
	車いすが転回できる部分を 50m以内 ごとに設置	(講じた指	讀
^	戸を設ける場合の戸の構造		
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員	適否 cm
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が 円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法	ら 適否
	高低差がある場合は、傾斜路及びそ の踊り場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた指	讀 酒 否
チ	傾斜路及びその踊り場の構造		
	(イ) 有効幅員 120 cm以上(段併設の場 合は、90 cm以上)	(有効幅員	道 m i 適否
	(ロ) こう配 1/12(高さ 16 cm以下の場合は 1/8) を超えない構造	(こう配)	適否
	(ハ) 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊り場の設置	(高さ)	適否 cm
		(踏幅)	cm
	(二) 両側に立ち上げ等の設置	(講じた指	
	(ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ木	
	(^) 高さ80 cm程度の手すりの設置(高さ16 cm以下、かつ、こう配1/12 以下又はこう配1/20以下の傾斜路を除く。)	(講じた指	譜置)   適 否
	(ト) 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び 敷地内の通路との色の明度、色相又 は彩度の差が大きいことにより識別 しやすい構造	(講じた指	道否 適否
Ų	必要に応じて、降雨等の影響を少な くするひさし又は屋根の設置	(講じた指	‡置)

8 浴 室 田冷南積 1,000	浴室を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の浴		(設置数)	適否	
· ·	室は、次に定める構造				
設、社会福祉施設、	イ 脱衣室及び浴室の出入口				
宿泊施設及び公衆 浴場	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者 等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	(n) 車いす使用者に支障となる段の 禁止		(段差処理)	適否	
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ハ 障がい者、高齢者等が利用しやすい よう手すり等の設置		(講じた措置)	適否	
	ニ 容易に操作できる水栓器具の設置		(設置数) (型式)	適否	
9 更衣室又はシャ	更衣室又はシャワー室を設ける場合		(設置数)	適否	
	は、1以上(男女用の区別があるときは、 それぞれ 1 以上)の更衣室又はシャワー 室は、次に定める構造				
川以上の仲自旭紋	全は、久にためる情息 イ 更衣室又はシャワー室の出入口				
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員)	適否	
	(I) F M H Q 00 0 III M T		Cm		
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者 等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁 止		(段差処理)	適否	
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ハ 障がい者、高齢者等が利用しやすい よう手すり等の設置		(講じた措置)	適否	
	ニ 容易に操作できる水栓器具の設置		(設置数) (型式)	適否	
10 客 室	次に定める構造の客室を客室の総数に		(設置数)	適否	
	百分の一を乗じて得た数(その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設置		室		
	イ 客室の出入口				
	(4) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者 等が円滑に開閉して通過できる構造	•	(開閉方法)	適否	
	(n) 車いす使用者に支障となる段の   禁止		(段差処理)	適否	
	<sup>宗                                 </sup>				
	(イ)車いす使用者が利用できる十分な		(十分な空間)	適否	
	空間 (直径 150cm 以上の円が内接でき、かつ便器の前方に 120cm 以上の		内接する円の直 径	킨 ㅁ	
	距離があるもの)の確保並びに設備機器類が適切な位置及び高さに配置(設置設備)		cm 便器の前方		
	【設直設備】   ①腰掛け便座 ②手すり(L字型手   すり及び可動式手すり) ③洗浄装		(設置設備)		
	置 ④鏡 ⑤洗面器 ⑥操作容易な 水栓器具 ⑦非常通報装置 ⑧施錠 装置 ⑨ペーパーホルダー				

	(ロ) 出入口の有効幅員 80 cm以上、かつ、車いす使用者に支障となる段の禁止	(有効幅員) cm (段差処理)	適否
	(ハ) 戸を設ける場合は、自動開閉又は	(開閉方法)	適否
	車いす使用者等が円滑に開閉して通 過できる構造	(開闭力法)	<b>週</b> 台
	ハ 室内の浴室の構造		
	(イ) 非常通報装置の設置	(講じた措置)	適否
	(ロ) 8 に定める構造		
	① 脱衣室及び浴室の出入口		
	有効幅員 80 ㎝以上	(有効幅員) cm	適否
	戸は、自動開閉又は車いす使用者 等が円滑に開閉して通過できる 構造	(開閉方法)	適否
	車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適否
	② 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否
	③ 障がい者、高齢者等が利用しや すいよう手すり等の設置	(講じた措置)	適否
	④ 容易に操作できる水栓器具の設 置	(設置数) (型式)	適否
	ニート ニ 車いす使用者が円滑に利用できる十 分な面積の確保	(室内面積) ㎡	適否
	ホ 視覚障がい者及び聴覚障がい者に配 慮した音声、光等による非常警報装置 の設置	(設置数) (型式)	適否
11 授乳場所等	公共的施設には、必要に応じて、円滑に 授乳及びおむつ替えができる場所を1以	(設置場所)	
	上設置(設置設備)	(設置設備)	
	(イ) 乳幼児いす等、乳幼児ベッド等 (ロ) 給湯設備 (ハ) 洗面器又は流し台 (二) 大きめの汚物入れ		
	(ま) 出入口付 近に授乳場所等である 旨の表示		
12 観覧席及び客席 娯楽施設、体育施 設及び集会施設	イ 固定式の観覧席等を設ける場合は、 次に定める構造の車いす使用者用観覧 席等の設置	(設置数) 席	適否
	(イ) 観覧席等が 100 席以上 400 席以 下の場合(2 席以上)	(設置数) 席	適否
	(ロ) 観覧席等が 400 席を超える場合 (2 席以上 10 席)	(設置数) 席	適否
	ロ 幅 85 cm以上、奥行き 120 cm以上(1 席当たり)	(幅) cm (奥行き) cm	適否
	ハ 観覧席等の正面及び側面に腰壁、手 すり等の設置	(講じた措置)	適否
	ニ 車いす使用者が円滑に到達できる 1 以上の経路の確保		
	(イ) 出入口から車いす使用者用観覧 席等に至る経路	(講じた措置)	適否
	(ロ) 出入口又は車いす使用者用観覧 席等から舞台等に至る経路	(講じた措置)	適否

13 カウンター等 (カウンター、記 載台、公衆電話台		(設置箇所)	適否	
等)	イ カウンター等の高さ	(高さ) cm	適否	
	ロ 下部には、車いすで接近しやすい 空間を確保(床面から 65 cm程度、	(床面からの高 さ)	適否	
	奥行き 45 cm程度) 	cm (奥行き) cm		
	(2) レジカウンターを設ける場合は、1 以   上のレジカウンターは、次に定める構   造	(設置箇所)	適否	
	イ 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 車いす使用者が円滑に通過できる 構造	(講じた措置)	適否	
	改札口を設ける場合は、1以上の改札口は、次に定める構造	(設置数)	適否	
又は取集めを行う 場所	イ 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構 造	(講じた措置)	適否	
	ハ 案内窓口 (券売機) から改札口に至る 通路に視覚障がい者誘導用ブロック等 の敷設	(講じた措置)	適否	
15 避難設備 (緊急時の設備)	(1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合は、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置	(講じた措置)	適否	
	(2) 非常口の屋内から屋外に至る主要な 避難通路には、段差の禁止	(講じた措置)	適否	
	(3) 防火戸に附帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造	(講じた措置)	適否	
16 案 内 板	案内板を設ける場合は、次に定める構造	(設置場所)		
	イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、 障がい者、高齢者等が見やすく理解し やすいように配慮	(講じた措置)	適否	
	ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障がい者が円滑に利用できる構造。ただし、案内所、案内設備等により、視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合とは教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
	ハ 多機能便房のある便所、エレベータ ーその他の昇降機又は車いす使用者用 駐車区画を設ける場合は、その位置を 表示	(講じた措置)	適否	
	ニ 必要に応じて、ローマ字又は絵によ る表示	(講じた措置)		

5	第2号様式(2	その 2)	(第7 整	' 条関 備	関係) 基	準	適	合	表	(公共交通機関の施設)	
	公共的施設 (公共交通 機関の施 設)の名称									公 共 的 施 設 (公共交通機 関 の 施 設) の 所 在 地	
	主要用途									構造・階数   造・地上   階、     地下   階	
	延べ面積						m	2			

整備部分・	整備基準	記載図面の名 称 及 び 番 号	整備内容	適 合 ※ 状 況 判定欄
1 移動円滑化経路	,	1	<u> </u>	<u> </u>
	公共車両等の乗降口との間の経路に移動 降場ごとに1以上設置		(講じた措置)	適否
又はエレベータ とはエレベータ とはまないでは、 でとりますが、 ではまないでは、 ではまないでで、 でがいでで、 でがいる。 でがいる。 でがいる。 でがいる。 でがいる。 でがいる。 でがいる。 では、 でがいる。 でがいる。 でがいる。 でがいる。 でがいる。 でのに、 でのに、 でのに、 でのので、 でのので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 のので、 ののので、 のので、	路の床面に高低差がある場合は、傾斜路一(構造上傾斜路又はエレベーターを設難な場合は、エスカレーター(構造上工設置するえいできる構造の昇降機))の設共交通機関の施設に隣接し、かのの設設した設と一体的に利用される他のを制力を利用することにより公共交通である構造のもの)又はエレベーター((7)もの)を利用することにより公共車両の移動を円滑に行うことができる場別の移動を円滑に行うことが困難により昇降機を設置することが困難限りでない。		(講じた措置)	適否
(4) 移動円滑化経 路と公共用通 路の出入口	得ない場合は、80 ㎝以上)		(有効幅員) cm	適否
	ロ 戸を設ける場合の当該戸の構造 (イ) 有効幅員 90 cm以上 (構造上や むを得ない場合は、80 cm以上)		(有効幅員) cm	適否
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等 が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。		(段差処理)	適否
(5) 移動円滑化経 路を構成する 通路	イ 有効幅員 140 cm以上 (構造上やむを得ない場合で、車いすが転回できる部分を通路の末端付近及び 50 m以内ごとに設けるときは、120 cm以上)ロ 戸を設ける場合の当該戸の構造		(有効幅員) cm	適否
	(イ) 有効幅員 90 cm以上 (構造上やむを得ない場合は、80 cm以上)		(有効幅員) cm	適否
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等 が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。		(段差処理)	適否
	ニ 照明設備が設けられていること。		(講じた措置)	適否

(6)移動円滑化経 路を構成する 傾斜路	イ 有効幅員 120 cm以上(段併設の場合は、90 cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
	ロ こう配 1/12 (高さ 16 cm以下の場合は、1/8) を超えない構造	(こう配)	適否	
	ハ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適否	
(7) 移動円滑化経 路を構成する エレベーター	イ かごの幅 140 cm以上、奥行き 135 cm以上。ただし、かごの出入口が複数 あるエレベーターで、車いす使用者 が円滑に乗降できる構造のもの(開	(幅有効寸法) cm (奥行き有効寸	適否	
	閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。) は、この限りでない。	法) cm		
	ロ かご内に停止予定階及び現在位置 を表示する装置の設置	(講じた措置)	適否	
	ハ かご内に到着階並びにかご及び昇 降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知 らせる装置の設置	(講じた措置)	適否	
	ニ かご及び昇降路の出入口の有効幅 員 80 cm以上	(有効寸法) cm	適否	
	ホ かご内及び乗降ロビーに車いす使 用者が利用しやすい位置への制御装 置の設置	(高さ) cm	適否	
	へ かご内及び乗降ロビーの制御装置 (ホを除く。)は、視覚障がい者の円 滑な操作が可能な構造(点字表示等)	(表示方法)	適否	
	ト かご及び昇降路の出入口の戸の開 扉時間を延長する機能	(講じた措置)	適否	
	チ 乗降ロビーの幅及び奥行きの寸法 は、それぞれ 150 cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	適否	
	リ かご内の側面に手すりの設置	(講じた措置)	適否	
	ヌ かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。	(形状) (下端の高さ) cm	適否	
	ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造	(講じた措置)	適否	
	ヲ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置。 ただし、エレベーターの停止する階が 2のみである場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
(8) 移動円滑化経 路を構成する エスカレータ	イ 上り専用及び下り専用のものをそれぞれ設置。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
	ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げ は、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造	(講じた措置)	適否	
	ニ 踏み段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造	(講じた措置)	適否	

	ホ くし板と踏み段との境界を色の明 度、色相又は彩度の差が大きいこと により容易に識別できる構造	(講じた措置)	適否	
	へ エスカレーターの上端及び下端に 近接する通路の床面等にエスカレー ターへの進入の可否を表示。ただし、 上り又は下り専用エスカレーターで ない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
	ト 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	チ 踏み段の面は、車いす使用者が円 滑に昇降するために必要な広さとす ることができ、かつ、車止めのある構 造	(講じた措置)	適否	
2 通 路	イ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ロ 段を設ける場合は、踏面の端部と その周囲の部分との色の明度、色相 又は彩度の差が大きいことにより段 が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出 しその他のつまづきの原因となるも のを設けない構造	(講じた措置)	適否	
3 傾 斜 路 (階段に代わり、又 はこれに併設する	イ 両側に高さ 80 cm程度の手すりの 設置。ただし、構造上やむを得ない場 合は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
ものに限る。)	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ハ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場 及び当該傾斜路に接する通路との色 の明度、色相又は彩度の差が大きい ことにより識別しやすい構造	(講じた措置)	適否	
	ニ 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
4 エスカレーター	エスカレーターの行き先及び昇降方 向を音声により知らせる設備を設置	(講じた措置)	適否	
5 階 段	イ 両側に高さ 80 cm程度の手すりの 設置。ただし、構造上やむを得ない場 合は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
	ロ 手すりの端部付近に階段の通ずる 場所を示す点字の設置	(講じた措置)	適否	
	ハ 回り段の禁止。ただし、構造上やむ を得ない場合は、この限りでない。	(講じた措置) 	適否	
	ニ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ホ 側面が壁でない場合は、立ち上げ 等の設置 へ 踏面の端部とその周囲の部分との	<ul><li>(講じた措置)</li><li>(講じた措置)</li></ul>	適否	
	色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	(神 レ /こ指 直 <i>)</i>	適否	
	ト 照明設備が設けられていること。	(講じた措置)	適否	

6 視覚障がい者誘導用ブロック等	(1) 公共用通路と公共車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等に視覚障がい者誘導用ブロック(日本産業規格 T9251 に適合するものに限る。)の敷設又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する装置の設置。ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する 2 以上の設備がある場合で、設備間の誘導が適切に実施される通路等の部分は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
	(2) (1)に規定する通路とエレベーターの乗降口ビーに設ける制御装置、7の(5)に規定する設備、便所の出入口及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等に視覚障がい者誘導用ブロックの敷設。ただし、(1)のただし書に規定する場合は、この限りでない。		(講じた措置)	咨	
	(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等に点状ブロックの敷設		(講じた措置)	適否	
	(4) 旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については(1)から(3)までの規定にかかわらず、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設しないことができる。		(敷設しない箇 所)	桕	
7 案 内 設 備	(1) 公共車両等の運行の情報を文字等で表示する設備及び音声で提供する設備の設置。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
	(2) エレベーター等の昇降機、傾斜路、 便所、乗車券等販売所、待合所、案内 所若しくは休憩設備(以下「移動円滑 化のための主要な設備」という。) 又 は(4) に規定する案内板その他の設 備の付近に当該施設があることを表 示する標識の設置		(講じた措置)	適否	
	(3)(2)に定める標識は日本産業規格 Z 8210 に適合すること。		(講じた措置)	適否	
	(4) 公共用通路に直接通ずる出入口又 は改札口付近に(2)に規定する移動円 滑化のための主要な設備の配置を表 示した案内板等の設置。ただし、設備 の配置が容易に視認できる場合は、 この限りでない。		(講じた措置)	適否	
	(5) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に公共交通機関の施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備の設置	_	(講じた措置)	適否	

( 漢 原 の 出入	8	便	 所				
		イ 便 に限	所の出入口作 る。) 及び構	造を音、点字その他の方法により視覚障	(講じた措置)	適否	
空間 (直径 150cm 以上の円が内接でき、かつ使器の前方に 120cm 以上の 上空離があるもの)の確保並びに設備 機器類が適切な位置及び高さに配置 (設置設備) (記憶と (表述の事 の			多機能便	造及び設備を有する便所(多機能便房) を 1 以上(男女用の区別がある場合は、	男子用 女子用	適否	
(設置設備)				空間(直径 150cm 以上の円が内接でき、かつ便器の前方に 120cm 以上の距離があるもの)の確保並びに設備	内接する円の直 径 cm 便器の前方		
つ、車いす使用者に支障となる段の禁止				①腰掛け便座 ②手すり(L字型手すり及び可動式手すり)③洗浄装置 ④鏡 ⑤洗面器 ⑥操作容易な水栓器 具⑦非常通報装置 ⑧施錠装置 ⑨ペ			
車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造  (二) 出入口付近に多機能便房が設置されている旨の表示  (ホ) 洗面器は、車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間を確保した構造  ロー2 一般便所  便所を設ける場合は、各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置。ただし、当該便所内に(ロー1)に定める構造の便房を設ける場合は、この限りでない。  ロー3 男子用小便器を設ける場合は、両側手すり付きの床置式小便器、壁掛式小便器、受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置  ロー4 便所内の洗面器の構造  ロー4 便所内の洗面器の構造  ロー2 使所内の洗面器の構造  ロー3 別子用小便器を設ける場合は、両側手が引きを設ける場合は、この限りでない。 (イ) カウンター埋込み式又は手がりを設置。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。 (ロ) レバー式、光感知式等容易に操作  (構造) 適否				つ、車いす使用者に支障となる段の禁	cm		
(ホ) 洗面器は、車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間を確保した構造  ロー2 一般便所 便所を設ける場合は、各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置。ただし、当該便所内に(ロー1)に定める構造の便房を設ける場合は、この限りでない。  ロー3 男子用小便器を設ける場合は、両側手すり付きの床置式小便器、壁掛式小便器、受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置  ロー4 便所内の洗面器の構造  ロー4 便所内の洗面器の構造  ロー4 便所内の洗面器の構造  ロー2 便所内の洗面器は、この限りでない。  (は置数) (設置数) 適 否 (便器形式)				車いす使用者等が円滑に開閉して通	(開閉方法)	適否	
で					(表示方法)	適否	
り付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置。ただし、当該便所内に(ロ-1)に定める構造の便房を設ける場合は、この限りでない。  ロ-3 男子用小 男子用小便器を設ける場合は、両側手すり付きの床置式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置  ロ-4 便所内の洗面器の構造 (イ)カウンター埋込み式又は手すりを設置。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。 (ロ)レバー式、光感知式等容易に操作 (構造) 適否				やすい高さ及び下部に空間を確保し	cm (下部空間の寸		
便器       手すり付きの床置式小便器、壁掛式小 便器(受け口の高さが 35cm 以下のもの に限る。) その他これに類する小便器を 1以上設置       (便器形式)         ロー4 便所内の 洗面器の構造       (イ) カウンター埋込み式又は手すりを 設置。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。       (構造)       適否         (口) レバー式、光感知式等容易に操作       (構造)       適否		□ -2	一般便所	り付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置。ただし、当該便所内に(ロ-1)に定める構造の便房を設ける	男子用	適否	
洗面器の構造 設置。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。 (ロ)レバー式、光感知式等容易に操作 (構造) 適 否			男子用小	手すり付きの床置式小便器、壁掛式小 便器(受け口の高さが 35cm 以下のもの に限る。) その他これに類する小便器を		適否	
				設置。ただし、多機能便房内に設けら	(構造)	適否	
					(構造)	適否	

		-	
ハ 1の(1)に規定 する移動円滑化 経路と多機能便 房が設けられた 便所との間の経	(イ) 有効幅員 140 cm以上(構造上やむを得ない場合で、車いすが転回できる部分を通路の末端付近及び 50 m以内ごとに設けるときは、120 cm以上)	(有効幅員) cm	適否
路のうち1以上	(ロ) 戸を設ける場合の戸の構造		
の構造	① 有効幅員90cm以上 (構造上やむを得ない場合は、80cm以上)	(有効幅員) cm	適否
	② 自動開閉又は車いす使用者等が 円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。	(段差処理)	適否
	① 傾斜路の有効幅員は 120cm 以上 (段併設の場合は、90cm 以上)	(有効幅員) cm	適否
	② 傾斜路のこう配は1/12(高さ 16cm以下の場合は、1/8)を超え ないこと。	(こう配)	適否
	③ 傾斜路の高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けるこ	(高さ) cm	適否
	と。   (二) 照明設備が設けられていること。	(踏幅) cm (講じた措置)	適否
ニ 便所内の乳幼児いす等及び乳	便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を 1 以上(男女用の区別があ	(設置数)	適否
幼児ベッド (1日の平均乗降 客が、5,000人 以上の施設)	る場合は、それぞれ1以上)設置 (イ)乳幼児いす等のある便房を1以上 設置	(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否
	(ロ) 乳幼児ベッド等を1以上設置。 ただし、便所以外におむつ替えのでき る場所を設ける場合は、この限りでな い。	(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否
	(ハ) 便房及び便所の出入口付近に乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等が設置されている旨の表示	(表示方法)	適否
ホ オストメイト 対応の設備	次に定めるオストメイトのための洗 浄設備のある便房を 1 以上(男女用の 区別があるときは、それぞれ 1 以上)設 置	(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否
	(イ) 汚物流し (既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。) を設置	(設置設備)	適否
	(ロ) 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備が設置されている旨の表示	(表示方法)	適否
	(ハ) 設置されることが望ましい設備等 ①温水シャワー付き水栓器具 ②手荷物棚 ③衣服を掛けるためのフック ④大きめの汚物入れ ⑤姿見用鏡 ⑥ペーパーホルダー ⑦石けん水入れ ⑧チェンジングボード又は大人用介護ベットなど着替えをするための台	(設置設備等)	

9 乗車券等販売所、 待合所及び案内所	乗車券等販売所、待合所及び案内所を 設ける場合は、それぞれ1以上は、次に 定める構造	(設置数)	適否	
	イ 移動円滑化経路と当該設備との 間の 1 以上の通路は、次に定める 構造			
	(イ) 有効幅員 140 cm以上(構造上 やむを得ない場合で、車いすが転 回できる部分を通路の末端付近 及び 50m 以内ごとに設けるとき は、120 cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 戸を設ける場合の当該戸の構 造			
	① 有効幅員 90 cm以上(構造上 やむを得ない場合は、80 cm以 上)	(有効幅員) cm	適否	
	② 自動開閉又は車いす使用者 等が円滑に開閉して通過でき る構造	(開閉方法)	適否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。	(段差処理)	適否	
	(二) 照明設備が設けられていること。	(講じた措置)	適否	
	ロ 出入口を設ける場合は、そのうち 1以上は、次に定める構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 戸を設ける場合の当該戸の構 造			
	a 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	b 自動開閉又は車いす使用者等が 円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。	(段差処理)	適否	
	ハ カウンターを設ける場合は、1 以 上を車いす使用者の円滑な利用に 適した構造。ただし、常時勤務する 者が容易にカウンター前に出て対 応できる場合は、この限りでない。	(高さ) cm (下部空間の寸 法)	適否	
	ニ 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)には、聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を備えるとともに、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示	(講じた措置)	適否	
10 券 売 機	券売機を設ける場合は、1以上を障がい者、高齢者等の円滑な利用に適した構造。ただし、販売を行う者が常時対応し、車いす使用者の円滑な利用に適した構造の窓口が設置されている場合	(高さ) cm (下部空間の寸 法)	適否	
	は、この限りでない。			

11 休憩施設	障がい者、高齢者等の休憩の用に供する施設を1以上設置。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適否							
12 改 札 口	(1) 移動円滑化経路上に改札口を設ける場合は、1以上の改札口の有効幅員80 cm以上		(有効幅員) cm	適否							
	(2) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を容易に識別できる方法で表示		(表示方法)	適否							
13 乗 降 場	13 乗 降 場										
(1) 鉄道駅のプラ ットホーム	イ プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口床面の縁端との間隔は、できる限り小さくすること。(やむを得ず間隔が大きい場合は、警告のための設備を設置)		(講じた措置)	適否							
	ロ プラットホームと鉄道車両の乗降 口床面とは、できる限り平らとするこ と。		(講じた措置)	適否							
	ハ プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、乗降を円滑にするための設備を1以上設置。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適否							
	ニ 排水のための横断こう配は、1%を標準とすること。 ただし、ホームドア、可動式ホームさくを設置した場合等は、この限りでない。		(横断こう配) %	適否							
	ホ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否							
	へ ホームドア、可動式ホームさく、内 方線付き点状ブロック(日本産業規格 T9251 に適合するものに限る。)等視 覚障がい者の転落防止設備の設置 着するすべての鉄道車両の旅客用乗 降口の位置が一定しており、鉄道車両 を自動的に一定の位置に停止させる ことができるプラットホーム(鋼索 道に係るものを除く。)にあっては、 旅客の円滑な流動に支障を及ぼすお それがない限り、ホームドア又は可動 式ホームさくを設けること。)		(講じた措置)	適							
	ト プラットホームの線路側以外の端部に転落防止さくの設置。ただし、階段を設けた場合等旅客の転落のおそれがない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適否							
	チ 列車の接近を文字等及び音声により警告する設備の設置。ただし、ホームドア、 可動式ホームさくを設置した場合等は、この限りでない。		(講じた措置)	適否							
	リ 照明設備が設けられていること。		(講じた措置)	適否							

	ヌ 列車に車いす使用者が利用する部分を設ける場合は、当該部分に通ずる乗降口の位置をプラットホーム上に表示。ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
(2) バスターミナルの乗降場	イ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ロ 乗降場の縁端のうち、自動車用場所 に接する部分にさく、点状ブロック等 視覚障がい者の進入を防止する設備 の設置	(講じた措置)	適否	
	ハ 車いす使用者が円滑に乗降できる 構造	(講じた措置)	適否	
	イ 車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
	口 有効幅員 90 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ハ 高さ 80 cm程度の手すりの設置	(講じた措置)	適否	
	ニ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ホ 視覚障がい者が水面に転落するお それのある場所に転落を防止するた めのさく、点状ブロック等の設備の設 置	(講じた措置)	適否	

第2号様式(その3)(第7条関係) 整備基準適合表(道路(別表第2第4の基準の適用を受けるものを除く。))

# 1/10 #		アロ (ハコンノハ)	- N		
公 共 的 施 設 ( 路 線 )			公 共 的 施 設 ( 路 線 )		
の 名 称			の 所 在 地		
延長距離、幅 員 等	延長距離	m	全幅員	m	

整整	備備	部項	分・ 目	整備	基		記載図面の 名称及び番号	整備	内 容	適状	合況	<b>※</b> 判定欄
1	步	道		イ 有効幅員 200 cm う部を除く。)	以上(トンネル、	橋りょ		(有効幅)	員) cm	適	否	
				ロ 歩道の車道等 を標準(停留所語	部分 15cm を標	準)		(歩道の語	cm	適		
				ハ 歩道と車道等   置 	の境界に縁石	等を設し		(講じた扌	昔置)	適	否	
				二 横断勾配 2%以	大下			(横断勾置	記)	適	否	
				ホ 縦断勾配 5%以 合は 8%以下)	以下(やむを得	ない場		(縦断勾配	記) %	適	否	
				へ 交差点又は横 続する部分の歩う 以下				(段差処理	里)	適	否	
				ト への段差に接絡 車いす使用者が きる構造 (やむを	静止し円滑に	転回で		(講じた扌	昔置)	適	否	
				チ 表面の仕上げり	は、滑りにくい	材料		(仕上げ村	才)	適	否	
				リ 切下げ部へので (やむを得ない場				(すりつ <i>に</i> 配)	ナ勾 %	適	否	
				ヌ 歩道内に設けが落ち込まないを	る排水溝等に 形状の溝蓋の設			(講じた技	昔置)	適	否	
				ル (イ)視覚障がし と施設の間	ハ者の多い歩道  には必要に応し			(講じた簡	箇所)	適	否	
				口障	道の直前・直後に	こ設置		(講じた館	,	適	否	
				クい クい 等者 誘 導	原則黄色			(ブロッ:	色	適	否	
2	立体	横断加	 施設	イ 有効幅員 200c 道 300cm 以上)	m 以上(地下)	横断歩		(有効幅質	員) cm	適	否	
					   斜路付き階段     設置する場合を			(講じた技	昔置)	適	否	
				ハ 階段等の高さ 合、その途中に路		える場		(講じた技	昔置)	適	否	
				ニ 階段の踏面・路 くい材料	各面の表面は、	滑りに		(仕上げ札	才)	適	否	
				を両側に設置	の踊り場にはき			(両側手で 有・	無	適		
				導 通路、歩道 用 視 ブ 覚	の上下端に近i 道、階段踊り場			(講じた)	<b></b>	適	否	
				ロック クック (ロ) 色彩は、	原則黄色			(ブロック	色	適	否	
				等 者 誘				(周囲の原	*材) 色 色			

第2号様式(その4)(第7条関係) 整備基準適合表(道路(県道の特定道路に限る。))

	_ 110 1		71 (1110)	C-1 12( - 0//
公 共 的 施 設 ( 路 線 )			公共的施設(路線)	
の 名 称			の 所 在 地	
延長距離、 幅 員 等	延長距離	m	全幅員	m

整整	備備		分 目	整	備	基	準	記 載 図 面 の 名称及び番号	整	備	内	容	適状	合況	<b>※</b> 判定欄
1	歩	道	等												
		道路 置	(自転車:	步行	<b>当道を設ける道</b> 録	路を除く。)に	は、原貝	川として歩道を		道の j		)	適	否	
	(2)	有効!	幅員	の の (歩 ・ ・ (自	準を定めた三章を定めた三章を定めた三章を定めた三章を開ける名を開けるを発信がある。 一番を開始を発信がある。 一番を見から、 一番を見かる。 一をしかる。 一をしか。 一をしか。 一をしかる。 一をしかる。 一をしか。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と	重県が管理す 例の規定に準 0多いもの:3. 2.0m 0多いもの:4. 3.0m	る県道 じ、次 .5m		※ (歩 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	- 通量) よ行者 か多い その化	の区分の区分の区分の区分の区分 (を) を	分) 者 量 路 路	適	否	
				高應	歩道等の有効幅 5齢者、障がい者 して定めること	等の交通の状	況を考		者等	齢者、 等の交 ち・普	逐通量 通・	∄) 少			
	(3)	舗装	の構造	ſ,	雨水を浸透させ場合を除く。)					じた		)	適		
	(1)	,		σ,	平坦で、滑りに良い仕上げ					上げ			適		
	(4)	勾配	5	イし	縦断勾配は 5% 場合は 8%以下		:得な		(縦	断勾	曲()	%	適	否	
				*	横断勾配は 1% 部を除く。また は 2%以下。)					断勾		%	適	否	
					すりつけ勾配に ない場合は 8%		かむを		(す配)	- 1) ·	つけ	勾 %	適	否	
	` '	歩道 等の分			歩道等には、車 接続して縁石線		車道		(講	じた	措置	)	適	否	
				<b>a</b>	歩道等の縁石の は 15cm 以上と 通・土地利用等	こし、歩道等の			(講	じた	措置	)	適	出	
					必要な場合、車 木・柵を設置	亘道等の間に植	植樹帯、		(講	じた	措置	)	適	否	
	を	除く。	等(縁石 )の車道 ける高さ	差く	高さは原則とし 点等に接続する 。)(乗合自動 れ部の状況等を	る歩道等の部分 加車停留所・車	かを除		(歩	道等	の高	さ) cm	適	否	
		断步道	道に接続		縁端は車道等よ cm 以下				(段			cm	適	否	
	す 分		道等の部	ロル	イの段差に接続 、車いす使用者				(講	じた	措置)	)	適	否	
		, ,			車両乗入れ部の )有効幅員は原則	,			(有	効幅.	<u></u>	cm	適	否	
	(9) +				等を設ける場合 込まない形状の溝		いすの		(講	じた	措置	)	適	否	

2 立体横断施設			
(1) 高齢者、障が 設を設置	い者等の移動等円滑化のために必要な箇所に立体権	黄断施 (立体横断施設) 有 · 無	適否
(2) エレベーター 次に定める構造 のエレベーターを	イ かごの内のり幅・内のり奥行きは、 それぞれ 150cm 以上	(幅) cm (奥行き) cm	適否
設置 (昇降の高さが低い場合、やむを得ない場合は、エ代記が、エストができる。	ロ イにかかわらず、出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるもの(出入口の開閉を音声で知らせる装置があるものに限る。)は、内のり幅 140cm 以上、内のり奥行き 135cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	適否
ることができる。)	ハ 出入口の有効幅員は、イのエレベーター90cm 以上、ロのエレベーター80cm以上	(有効幅員) cm	適否
	ニ かご内に鏡の設置 (ロのエレベータ ーを除く。)	(鏡) 有 · 無	適否
	ホ かご外からかご内が確認できる構造	(講じた措置)	適否
	へ かご内の側面に手すりを設置	(手すり) 有 · 無	適否
	ト 出入口の戸の開扉時間を延長する 機能を設置	(機能の有無) 有 · 無	適否
	チ かご内に停止予定階・現在位置の表 示装置を設置	(装置の有無) 有 · 無	適否
	リ かご内に到着階、戸の閉鎖を音声で 知らせる装置を設置	(装置の有無) 有 · 無	適否
	ヌ かご内・乗降ロビーの車いす使用者が利 用しやすい位置に制御装置を設置	(装置の位置) 適 · 不適	適否
	ル かご内・乗降ロビーの制御装置(ヌ の制御装置を除く。)は、視覚障がい 者が円滑に操作可能	(講じた措置)	適否
	ヲ 乗降ロビーの幅・奥行きはそれぞれ 150cm 以上	(幅) cm (奥行き) cm	適否
	ワ 停止階が 3 以上のエレベーターの 乗降口ビーには、昇降方向を音声で知 らせる装置を設置(かご内に出入口の 戸が開いた時に昇降方向を音声で知 らせる装置がある場合を除く。)	(装置の有無) 有・無	適否
(3) 傾斜路	イ 有効幅員は 200cm 以上(やむを得ない場合は 100cm 以上)	(有効幅員) cm	適否
	ロ 縦断勾配は 5%以下(やむを得ない 場合は 8%以下)	(縦断勾配) %	適否
	ハ 横断勾配は、設けない。	(勾配の有無) 有 · 無	適否
	ニ 二段式の手すりを両側に設置	(設備の有無) 有 · 無	適否
	ホ 手すりの端部に、傾斜路の通ずる場 所を示す点字を設置	(点字) 有 · 無	適否
	へ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、 水はけの良い仕上げ	(仕上げ)	適否
	ト 傾斜路の勾配部分は識別が容易	(講じた措置)	適否
	チ 両側に立ち上げ・柵等を設置(側面が壁面の場合を除く。)	(講じた措置)	適否

	リ 傾斜路下面と歩道等の路面との間 が 250cm 以下で、進入を防ぐため必 要な場合、柵等を設置	(講じた措置)	適否	
	ヌ 高さが 75cm を超える傾斜路は、高 さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上 の踊り場を設置	(傾斜路の高さ) cm (踊り場の有無)	適否	
		有・無	\ <del>\</del>	
(4) エスカレー   ター	イ 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置	(講じた措置) 専用 ・ その他	適否	
エレベーターのほか、高齢者、障	ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げ は、滑りにくい。	(仕上げ)	適否	
がい者等の交通の状況により必要が	ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段 が同一平面上にある	(講じた措置)	適否	
ある場合は、次に 定める構造のエス	ニ 踏み段相互の境界の識別が容易	(講じた措置)	適否	
カレーターを設置	ホ くし板と踏み段との境界の識別が 容易	(講じた措置)	適否	
	へ エスカレーターの上下端に近接す る歩道等の路面に進入の可否を表示	(表示の有無) 有 ・ 無	適否	
	ト 踏み段の有効幅員は 100 cm以上。歩 行者の交通量が少ない場合は 60 cm以 上	(有効幅員) cm	適否	
(5) 通路	イ 有効幅員は 200 cm以上(地下横断歩 道は 300 cm以上)とし、当該通路の高 齢者、障がい者等の通行の状況を考慮	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 縦断・横断勾配は設けない(やむを 得ない場合又は路面の排水のため必 要な場合を除く。)	(講じた措置)	適否	
	ハ 二段式の手すりを両側に設置	(設備の有無) 有 ・ 無	適否	
	ニ 手すりの端部に、通路の通ずる場所 を示す点字を設置	(点字) 有 · 無	適否	
	ホ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、 水はけの良い仕上げ	(仕上げ)	適否	
	へ 両側に立ち上げ・柵等を設置(側面 が壁面の場合を除く。)	(講じた措置)	適否	
(6) 階段	イ 有効幅員は 150cm 以上	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 二段式の手すりを両側に設置	(設備の有無) 有 ・ 無	適否	
	ハ 手すりの端部の付近には、階段の通 ずる場所を示す点字を設置	(点字) 有 · 無	適否	
	ニ 回り段を設けない(やむを得ない場合を除く。)。	(回り段) 有 · 無	適否	
	ホ 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、 水はけの良い仕上げ	(仕上げ材)	適否	
	へ 両側に立ち上げ・柵等を設置(側面 が壁面の場合を除く。)	(講じた措置)	適否	
	ト 段が識別しやすく、段鼻の突き出し等つまずきの原因となるものがない。	(講じた措置)	適否	
	チ 階段下面と歩道等の路面との間が 250cm以下で、進入を防ぐため必要な 場合、柵等を設置	(講じた措置)	適否	
	リ 階段の高さが 300cm を超える場合 には、その途中に踊り場を設置	(高さ) cm (踊り場) 有 · 無	適否	
	ヌ 踊り場の踏幅は、直階段の場合は 120cm以上、その他の場合は当該階段 の幅員の値以上	(階段の種類) 直階段・その他 (踏幅)	適否	
		cm		

3	3 乗合自動車停留所									
				(高さ)	適否					
	対する高さは1			cm	I Į					
		その上屋を設置(それらを代替する施設 う又はやむを得ない場合を除く。)		(講じた措置)	適否					
4	自動車駐車場									
	(1) 車いす使用 者用駐車区画	全駐車台数が 200 以下の場合は 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が		(全駐車台数) 台	適否					
	の設置数	200 を超える場合は 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設置		(設置台数) 台						
	(2)車いす使用者 用駐車区画	イ 車いす使用者用駐車区画は、歩行者 の出入口に最も近い位置に設置		(講じた措置)	適否					
		ロ 区画の幅は 350cm 以上		(区画の幅) cm	適否					
		ハ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示		(講じた措置)	適否					
	(3) 車いす使用 者用停車施設	イ 車いす使用者用停車施設は、歩行者 の出入口に最も近い位置に設置	ルぞ 引者	(講じた措置)	適否					
	自動車の出入 口又は車い車車 用者用駐車区 は、車いする は、車が は、車が を設置 は、車が を設置 が は、単 が は は は は は は は は は は は は は は は は は は	ロ 有効幅員及び有効奥行きは、それぞれ 150cm 以上とする等車いす使用者が安全かつ円滑に乗降できる構造		(幅員) cm (奥行き) cm (その他講じた	適否					
				措置)						
		ハ 車いす使用者用停車施設であることを立て看板等見やすい方法により標示		(講じた措置)	適 否					
	入口 次に定める構	イ 有効幅員は 90cm 以上(駐車場外へ 通ずる 1 以上の歩行者の出入口の有 効幅員は 120cm 以上)		(幅員) cm (120cm 以上の 出入口数) 箇所	適否					
	造とする。 (当該出入口に 近接した位置に 設けられる歩行 者の出入口は除	ロ 有効幅員 120cm 以上の歩行者出入口に戸を設ける場合、1以上は自動的に開閉し、その他は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造		(講じた措置)	適否					
	<.)	ハ 車いす使用者が通過する際に支障 となる段を設けない。		(支障となる段) 有・無	適否					
	(5) 通路	イ 有効幅員は 200cm 以上		(有効幅員) cm	適否					
	歩行者出入口 から車いす使用 者用駐車区画に 至る通路のうち	ロ 車いす使用者が通過する際に支障 となる段を設けない。		(支障となる段) 有・無	適否					
	1以上は、次に定める構造	ハ 路面は、平坦で、かつ、滑りにくい 仕上げ		(仕上げ)	適否					
	(6) エレベータ	ている階に歩行者出入口がない場合、エレベーターを設置(やむを得ない場合は、エレベーターに代え傾斜路の設置でも可。)		(E V の有無) 有 ・ 無 (その他講じた 措置)	適否					
		イ エレベーターのうち1以上は、歩行 者出入口に近接して設置		(講じた措置)	適否					

ケン ロ	2 の(2)のイ かごの内のり幅・内 のり奥行きは、それぞれ150cm以 上	(幅) cm (奥行き) cm	適否	
外のエ	2の(2)のロ 2の(2)のイにかかわらず、出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるもの	(幅) cm (奥行き) cm	適否	
レベータ	(出入口の開閉を音声で知らせるものに限る。) は、内のり幅140cm 以上、内のり 奥行き			
I	135cm以上 2の(2)のハ 出入口の有効幅員	(有効幅員)	適否	
	は、2の(2)のイのエレベーター 90cm 以上、口のエレベーター 80cm以上	cm		
	2 の(2)のニ かご内に鏡を設置 (2 の(2)の口のエレベーターを 除く。)	(設備の有無) 有・無	適否	
ハイに	2 の(2)のイ かごの内のり幅・内 のり奥行きは、それぞれ150cm以 上	(幅) cm (奥行き) cm	適否	
に規定す	2の(2)のロ 2の(2)のイにかかわらず、出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるもの	(幅) cm (奥行き)	適否	
るエレベ	使用有が円屑に乗降できるもの (出入口の開閉を音声で知らせるものに限る。) は、内のり幅 140cm 以上、内のり 奥行き	cm		
ヘーター	140cm 以上、内のり奥打さ 135cm以上 2の(2)のハ 出入口の有効幅員	(出入口の有効	適否	
ı	は、2の(2)のイのエレベーター 90cm 以上、ロのエレベーター 80cm以上	幅員) cm	<i>1</i> 2 ⊔	
	2の(2)のニ かご内に鏡を設置(2の(2)の口のエレベーターを除く。)	(設備の有無) 有・無	適否	
	2の(2)のホ かご外からかご内が 確認可能	(確認の可否) 可能 ・ 不可	適否	
	2 の(2)のへ かご内の側面に手す りを設置	(設備の有無) 有 ・ 無	適否	
	2の(2)のト 出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設置	(機能の有無) 有・無	適否	
	2 の(2)のチ かご内に停止予定 階・現在位置の表示装置を設置 2 の(2)のリ かご内に到着階、戸	(装置の有無) 有 ・ 無 (装置の有無)	適否	
	の閉鎖を音声で知らせる装置を 設置	有 • 無		
	2の(2)のヌ かご内・乗降ロビー の車いす使用者が利用しやすい 位置に制御装置を設置	(装置の位置) 適 ・ 不適	適否	
	2の(2)のル かご内・乗降ロビー の制御装置(2の(2)のヌの制御装 置を除く。)は視覚障がい者が円 滑に操作可能	(講じた措置)	適否	
	2 の(2)のヲ 乗降ロビーの幅・奥 行きはそれぞれ 150cm 以上	(幅) cm (奥行き) cm	適否	
	2の(2)のワ 停止階が 3 以上のエレベーターの乗降ロビーには、昇降方向を音声で知らせる装置を設置(かご内に出入口の戸が開い	(装置の有無) 有 ・ 無	適否	
	た時に昇降方向を音声で知らせる装置がある場合を除く。)			

(7) 傾斜路	2の(3)のイ 有効幅員は 200cm 以上 (やむを得ない場合は 100cm 以上)	(有効幅員) cm	適否	
	2の(3)のロ 縦断勾配は5%以下(やむ を得ない場合は8%以下)	(縦断勾配) %	適否	
	2の(3)のハ 横断勾配は設けない。	(勾配) 有 · 無	適否	
	2 の(3)のニ 二段式の手すりを両側に 設置	(設備の有無) 有 ・ 無	適否	
	2の(3)のホ 手すりの端部に、傾斜路 の通ずる場所を示す点字を設置	(点字) 有 · 無	適否	
	2の(3)のへ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ	(仕上げ)	適否	
	2の(3)のト 傾斜路の勾配部分の識別 が容易	(講じた措置)	適否	
	2の(3)のチ 両側に立ち上げ・柵等を 設置(側面が壁面である場合を除く。)	(講じた措置)	適否	
	2の(3)のリ 傾斜路下面と歩道等の路 面との間が 250cm 以下で、進入を防 ぐため必要な場合は、柵等を設置	(講じた措置)	適否	
	2の(3)のヌ 高さが 75cm を超える傾 斜路は、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊り場を設置	(傾斜路の高さ) cm (踊り場の有無) 有 ・ 無	適否	
(8) 階段 自動車駐車場		(有効幅員) cm	適否	
外へ通ずる歩行者の出入口がない。	200(0)のローススのディッと画際に	(設備の有無) 有 ・ 無	適否	
い階に通ずる階 段は、次に定め る構造	2 の(6)のハ 手すりの端部に、階段の 通ずる場所を示す点字を設置	(点字) 有 · 無	適否	
	2の(6)のニ 回り段を設けない(やむ を得ない場合を除く。)	(回り段) 有 ・ 無	適否	
	2の(6)のホ 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ	(仕上げ)	適否	
	2の(6)のへ 階段の両側には立ち上 げ・柵等を設置(側面が壁面である場 合を除く。)	(講じた措置)	適否	
	2の(6)のト 段が識別しやすく、段鼻の突き出し等つまずきの原因となるものがない。	(講じた措置)	適否	
	2の(6)のチ 階段下面と歩道等の路面 との間が 250cm 以下で、進入を防ぐ ため必要な場合は、柵等を設置	(講じた措置)	適否	
	2の(6)のリ 階段の高さが 300cm を超 える場合は、その途中に踊り場を設置	(高さ) cm (踊り場の有無) 有 ・無	適否	
	2の(6)のヌ 踊り場の踏幅は、直階段の場合は 120cm 以上、その他の場合は当該階段の幅員の値以上	(階段の種類) 直階段・その他 (踏幅)	適否	
* *	す使用者用駐車区画、車いす使用者用停 の通路には、屋根を設置	(屋根) 有 ・ 無	適否	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

用者用駐車区	便序	更所の出入口付近に、男女の区別・ 所の構造を視覚障がい者に示すた		(講じた措置)	適否	
画を設ける階 に便所を設け る場合の構造		D点字による案内板等を設置 kの表面は、滑りにくい仕上げ		(仕上げ)	適否	
	ハ			(設置数)	適否	
	床置	置式・壁掛式の小便器(受け口の高			2 1	
	さ <i>f</i> 置	が 35cm 以下のもの) 等を 1 以上設		(便器形式)		
		イ)(ロ) 1以上(男女の区別があると				
	5 ¢ 造	D(1)のイからホまで、並びに、別表 	長第2第1の50	の(6)のイ・ロに定	どめる構	
		イ - 1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径 150cm 以上		(内接円の直径) cm	適否	
		の円の内接・便器前方に 120cm		(便器の前方)		
		以上の距離)の確保 イ-2 設備機器類を適切な位		cm (設置設備)		
		1 - 2 設備機品規を過めな位置・高さに配置		(故區故湖)		
		(設置設備) (イ) 腰掛け便座(ロ)手すり(L				
		字型手すり・可動式手すり)				
	第	(^) 洗浄装置(ニ) 鏡(ホ) 洗面 器(^) 操作容易な水栓器具				
	1 Ø	(ト) 非常通報装置 (チ) 施錠装				
	5 の (	置 (リ) ペーパーホルダー				
	の(1)イ	ロ-1 出入口の有効幅員 80 cm 以上		(有効幅員) cm	適否	
	~ ホ	ロ-2 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
		ハ 戸は自動開閉又は車いす使用 者等が円滑に開閉して通過可能		(開閉方法)	適否	
		二 出入口付近に多機能便房の表示		(表示) 有 ・ 無	適否	
		ホ 洗面器は車いす使用者が利用		(高さ) cm	適否	
		しやすい高さ・下部空間を確保		(下部空間の寸 法)		
				cm (設置設備)	適否	
	第 1	行う場合等でやむを得ないとき		(故區故淵)	心 白	
	イ 5	は簡易洗浄装置も可)を設置				
	о О 6	ロ 便房及び便所の出入口付近に		(表示方法)	適否	
	b)の	オストメイト対応の設備の表示				
	ホー :	1 多機能便房のある一般の便所に	は、次の洗面器	を設置(第1の5	の(4))	
	第	イ カウンター埋込み式又は手す		(構造)	適否	
	$\widehat{4} \stackrel{1}{\circ}$	りの設置(多機能便房内に設け られた洗面器は除く。)				
	5 5	ロレバー式、光感知式等容易に		(構造)	適否	
	ホー;	操作できる水栓器具の設置 2 多機能便房のない便所は、次に	   定める構造 (	 第1の5の(2) फ़	7ド(Δ))	
	第二,第	を受ける。   各便所に手すり付き腰掛け便座	マインの活用し	(設置数)	適否	
	$\overline{}$ 1	を設けた便房を1以上(男女用の		男子用		
	2 5 0	区別があるときは各1以上)設置		女子用		
	第			(構造)	適否	
	(1 4 0	りの設置		(III)	<sup>1</sup>	
	4) 5 0	ロ レバー式、光感知式等容易に 操作できる水栓器具の設置		(構造)	適否	
	U)	沐正してる小性的共少改単				

5	移動等円滑化のた	めに必要なその他の施設			
	(1)(2) 案内標識	(1) 交差点、駅前広場等必要がある箇所に、高齢者、障がい者等が日常生活・社会生活で利用する官公庁施設、福祉施設等及びエレベーター等の必要な施設の案内標識を設置	(案内標識) 有 · 無	適否	
		(2) 案内標識には、点字、音声等で視覚 障がい者を案内する設備を設置	(視覚障がい者 の案内設備) 有 ・無	適否	
		(3) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合 自動車停留所、自動車駐車場の通路の 必要な箇所に設置	(視覚障がい者 誘導用ブロッ ク) 有・無	適否	
		(4) 立体横断施設、自動車駐車場の階段、傾斜路、エスカレーターの上下端に近接する通路・踊り場に点状ブロックを設置	(点状ブロック) 有 · 無	適否	
		(5) 色彩は原則黄色	(ブロック) 色 (周囲の床材) 色	適否	
	(6) 音声による 案内設備	視覚障がい者のため、必要な箇所に音 声により案内する設備を設置	(設備の有無) 有・無	適否	
	(7) ベンチ及び その上屋	歩道等に適当な間隔でベンチ及びその上屋を設置(代替施設が既に存する場合、やむを得ない場合を除く。)	(ベンチ及びそ の上屋) 有 ・ 無	適否	
	(8)(9) 照明設備	(8) 歩道等・立体横断施設に照明設備 を連続して設置(夜間における路面の 照度が十分に確保される場合を除 く。)	(照明設備) 有・無	適否	
		(9) 乗合自動車停留所、自動車駐車場 の必要な箇所に、照明設備を設置(夜 間における路面の照度が十分な場合 を除く。)	(照明設備) 有 · 無	適否	

第2号様式(その5)(第7条関係) 整備基準適合表(公園等(別表第2第6の基準の適用を受けるものを除く。))

	<u> </u>
公 共 的 施 設 (公 園 等) の 名 称	公 共 的 施 設 ( 公 園 等 ) の 所 在 地
公園等面積	m <sup>2</sup>

整整	備備	部項	分・ 目	整	備	基		記載図i 名称及び		整備	内容	適状	合況	※ 判定欄
1	遠	路	(主要な	は園は	各は次に定める構	造)								
	イ出		駐車場	(1)	有効幅員 120 cr	m以上				(有効幅	員) cm	適	否	
	へ通す	<sup>ド</sup> る出 それ	入口の ぞれ 1	止							・無		否	
	<b>火工</b> 。	и	-		必要に応じて、 ]ブロック等の敷		者誘導			(講じた	:措置)	適	否	
	口通	<b>通路</b>		(1)	有効幅員 120 cr	m以上				(有効幅	員) cm		否	
				(口)	表面の仕上げは	滑りにくいれ	才料			(仕上げ	*材)	適	否	
				, ,	縦断勾配 4%以 は 8%以下)	下(やむを得	ない場			(縦断勾	I配) %	適	否	
				(=)	歩車道のある通	路は、別表第	第2第3	の1のイ	からヌ	(までに)	定める構	造		
				第 3	第3の1のイ 上(トンネル、					(有効幅	員) cm		否	
				の 1 の	第3の1の口 する高さは50		等に対			(歩道の	高さ) cm	適	否	
				1	第3の1のハ 界に縁石等を		等の境			(講じた	:措置)	適	否	
				ヌ・	第3の1のニ	横断勾配 2%	以下			(横断勾	I配) %		否	
					第3の1のホ (やむを得ない					(縦断勾	I配) %	適	否	
					第3の1のへ 道で車道等に 道の縁端の段	接続する部				(段差処	上理)	適	否	
					第3の1のト る歩道の部分 静止し、円滑 (やむを得な	は、車いす使 けに転回でき	用者が る構造			(講じた	:措置)	適	否	
					第3の1のチ りにくい材料	表面の仕上げ	がは、滑			(仕上げ	'材)	適	否	
					第3の1のリ つけ勾配 5% 場合は8%以	以下(やむを				(すりつ	け勾配) %	適	否	
					第3の1のヌ 水溝等には、 スター等が落 溝蓋の設置	つえ、車いす	のキャ			(講じた	:措置)	適	台	
					必要に応じて、 ヨブロック等を設		者誘導			(講じた	·措置)	適	否	
					やむを得ず階段 いは、傾斜路を併		ける場			(講じた	:措置)	適	否	

ハ階段	(イ) 有効幅員 120cm 以上	(有効幅員)	適否
	(ロ) 階段は、別表第2第1の3のイ及び		cm
	第1の2の / 京ナの0 和座の壬	(講じた措置)	) 適否
	第		
	の 3 りにくい材料	(仕上げ材)	適否
	イ 第1の3の二 側面が壁でない場 合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否
	ホ 第1の3のホ 段が識別しやすく、 段鼻の突き出し等つまずきの原 因となるものがない。	(講じた措置)	適否
	(n) 階段の上端に近接する通路・踊り場に点状ブロック等の設置(段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場は除く。)	(講じた措置)	適否
二 傾斜路	(イ) 有効幅員 120 cm以上(段併設の場 合は 90 cm以上)	(有効幅員)	適否 cm
階段又は段に代わり、又はこれに 併設するものに限		(勾配)	適否 %
併設するものに限 る。	(ハ) 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊り場の設置	(高さ) (踏幅)	cm 適否 cm
	(二) 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否
	(ホ) 高さ 80cm 程度の手すりの設置	(講じた措置)	適否
	(^) 表面の仕上げは滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否
	(ト) 傾斜路の上端に近接する通路・踊り場の部分に点状ブロック等を設置。ただし、次に定める部分は除く。 a 勾配5%以下の傾斜路の上端に近接する通路・踊り場の部分 b 高さ16cm以下、かつ、勾配8%以下の傾斜路の上端に近接する通路・踊り場の部分 c 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分	(講じた措置)	適 否
2 便 所(別表	第2第1の5の(1)から(4)までに定める構	造)	
第 1 の 5 の (1) 多機能便房	便所を設ける場合は、次に定める構造 及び設備を有する便所(多機能便房)を 1以上(男女の区別があるときは各 1以 上)設置	(設置数) 男子用 女子用 男女兼用	適否
	イ-1 車いす使用者が利用できる十分 な空間 (直径 150cm 以上の円の内接・ 便器前方に 120cm 以上の距離)の確保	内接円の直径 便器の前方	適否 cm
	イ-2 設備機器類を適切な位置·高さに 配置	(設置設備)	適否
	(設置設備) (イ) 腰掛け便座(ロ) 手すり(L 字型手すり・可動式手すり)(ハ) 洗浄装置(ニ) 鏡(ホ) 洗面器(ヘ) 操作容易な水栓器具(ト) 非常通報装置(チ) 施錠装置(リ) ペーパーホルダー		
	ロ-1 出入口の有効幅員 80 ㎝以上	(有効幅員)	適 否 cm

		ロ-2 車いす使用者に支障となる段の 禁止	(段差処理)	適否	
		ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等が 円滑に開閉して通過可能	(開閉方法)	適否	
		ニ 出入口付近に多機能便房の表示	(表示方法)	適否	
		ホ 洗面器は車いす使用者が利用しやす い高さ・下部空間を確保	(高さ) cm (下部空間の寸 法) cm	適否	
	第 1 の 5 の (2) 一般便所	各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置(当該便所内に(1)の便房を設ける場合を除く。)	(設置数) 男子用 女子用	適否	
	第 1 の 5 の (3) 男子用小便器	男子用小便器は、両側手すり付きの床置式・壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置	(設置数) (便器形式)	適否	
	第 1 の 5 の (4) 便所内の洗面 器の構造	イ カウンター埋込み式又は手すりの設	(構造)	適否	
		ロ レバー式、光感知式等容易に操作で きる水栓器具の設置	(構造)	適否	
3	 駐 車 場				
	区画数が30未 満の駐車場	次に定める構造の車いす使用者用駐車 区画を 1 以上設置	(設置数) 区画	適否	
		イ 公園出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適否	
		ロ 区画の幅は 350 cm以上	(区画の幅) cm	適否	
		ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構 造	(講じた措置)	適否	
	区画数が30以 上の駐車場	次に定める構造の車いす使用者用駐車 区画を1以上設置	(設置数) 区画	適否	
		イ 公園出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適否	
		ロ 区画の幅は 350 cm以上	(区画の幅) cm	適否	
		ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構 造	(講じた措置)	適否	
		ニ 車いす使用者用駐車区画であること を立て看板等見やすい方法により標示	(標示方法)	適否	
		ホー主な出入口付近に車いす使用者用駐	(高さ)   cm     (標示方法)	適否	
		車区画の位置を標示・誘導する立て看 板を設置(道等から視認できる場合を 除く。)	(高さ) cm		
4	案内板等	案内板等を設ける場合は、別表第2第 1の16に定める構造	(設置場所)	適否	
		第 1 の 16 のイ 位置、高さ、文字 1 の大きさ、色彩等は、障がい者、 の 高齢者等が見やすく理解しやす 1 いように配慮	(講じた措置)	適否	
		第1の16のロ 点字による表記等、 視覚障がい者が円滑に利用できる構造(案内所、案内設備等により、視覚障がい者への情報提供が 支障なく行われる場合を除く。)	(講じた措置)	適否	

	第1の16のハ 多機能便房のある 便所、エレベーター等、車いす使 用者用駐車区画の位置を表示	(講じた措置)	適否
	第 1 の 16 のニ 必要に応じてローマ字又は絵による表示	(講じた措置)	適否
5 附帯設備	ベンチ、野外卓、水飲場等を設ける場合は、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる構造	(講じた措置)	適否

第2号様式(その6	5)(第7条関係) 備 基 準 適 合 表(公 園 等(県営の都市公園に限る。))	
公 共 的 施 設 (公 園 等) の 名 称	公 共 的 施 設 (公 園 等) の 所 在 地	
公園等面積	m²	

特定公園施設 の 種 類	整	備	基	準	記載図面の 名称及び番号	整備	内容	適合状況	※ 判定欄
1 園路及び	1	出入口							i
広場		(イ) 有効幅員は 1200	cm 以上			(有効幅員	em	適否	
園路及び広場 のうち1以上 は、次に定め		(ロ) 車止めの相互間 120cm 以上	の間隔のうち 1リ	以上は、		(有効幅員	em	適否	
る構造		(ハ) 出入口からの水・ 水平面を確保(やむな	平距離が 150cm を得ない場合を除			(水平距离	焦) cm	適否	
		(二) 車いす使用者が設	通過する際に支障	章となる		(段の有無 有・		適否	
		(ホ) 必要に応じて視覚 ク等を設置	覚障がい者誘導用	月ブロッ		(講じた指	<b>苦置</b> )	適否	
	П	通路							
		(イ) 有効幅員 180cm 合は、通路の末端代 すが転回することで で、120cm 以上と	対近及び 50m ごと ができる場所を説	に車い けた上		(有効幅員	cm	適否	
			、車いす使用者な			(段の有無 有・		適否	
		(n) やむを得ず段を 設	設ける場合は傾斜	料路を併		(講じた措	措置)	適否	
		(=) 縦断勾配 4%以 8%以下)	下(やむを得ない	、場合は		(縦断勾画	(5 %	適否	
		(ホ) 横断勾配は 1% は 2%以下)	以下(やむを得た	ない場合		(横断勾画	(5 %	適否	
		(^) 表面は滑りにく	い仕上げ			(仕上げた	才)	適否	
		(ト) 歩車道がある場 に定める構造	合は、別表第23	第3の1					
		第3の1のイ 有 ンネル、橋りょう		以上(ト		(有効幅員	cm	適否	
		3 の 第3の1のロ 歩 1 さは5cmを標準	歩道の車道等に対	する高		(歩道の高	高さ) cm	適否	
		第3の1のハ 労 石等を設置	歩道と車道等の境	意界に縁		(講じた指	昔置)	適否	
		第3の1のニ 横	断勾配は 2%以	F		(横断勾画	(5 %	適否	
		第3の1のホ 縦 を得ない場合は8		下(やむ		(縦断勾画	E) %	適否	
		第3の1のへ 3 道等に接続する音 2cm 以下		-		(段差処理	∄)	適否	
		第3の1のト ^ の部分は、車いす 転回できる構造 く。)	使用者が静止し、	円滑に		(講じた措	昔置)	適否	
		\ \ \ /							

	第3の1のチ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否
	第3の1のリ すりつけ勾配は 5%以下 (やむを得ない場合は 8%以下)	(すりつけ勾配	記) 適否
	第3の1のヌ 歩道内に設ける排水溝等 に、つえ等が落ち込まない形状の溝蓋の設 置	(講じた措置)	適否
	(チ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を設置	(講じた措置)	適否
,	ハ 階段		
	(イ) 有効幅員は 120cm 以上	(有効幅員)	適否
	(ロ) 両側に高さ 80cm 程度の手すりの設置 (やむを得ない場合は除く。)	(両側手すり) 有 ・ 無	
	(n) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる 場所を示す点字を設置	(点字) 有 · 無	適否
	(二) 回り段を設けない (やむを得ない場合を除く。)。	(講じた措置)	適否
	(ホ) 別表第2第1の3のハからホまでに定める構造		
	第 第1の3のハ 表面の仕上げは、滑りに 1 くい材料	(仕上げ材)	適否
	3    第1の3の二 側面が壁でない場合は、      の    立ち上げ等の設置	(講じた措置)	
	( ) 第1の3のホ 段が識別しやすく、段鼻 ホ の突き出し等つまずきの原因となるものがない。	(講じた措置)	適否
<u> </u>	二 傾斜路 階段を設ける場合は傾斜路を併設(傾斜路の設 置が困難な場合はエレベーター、エスカレーター 等に代えることができる。)	(講じた措置)	適否
	ホ 傾斜路は次に定める構造(階段又は段に代わり、又は併設するものに限る。踊り場を含む。)		
	(イ) 有効幅員は 120cm (段を併設する場合 は、90cm) 以上	(有効幅員)	適否 cm
	(ロ) 縦断勾配は8%以下	(縦断勾配)	適否 %
	(ハ) 横断勾配は設けない	(横断勾配) 有 · 無	
	(二) 高さが 75cm を超える場合は、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊り場を設置	(= 1, 1=)	cm   適否   cm
	(ホ) 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否
	(^) 両側に高さ 80cm 程度の手すりを設置 (やむを得ない場合は片側で可)	(両側手すり) 有 ・ 無	
	(ト) 表面の仕上げは滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否
	へ 転落のおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック等転落防止設備を設置	(講じた措置)	適否
]	ト 2から7の特定公園施設のうち、それぞれ1以上及び主要な公園施設(修景・休養・遊戯・運動・教養・便益施設等のうち重要と認められるもの)に接続	(主要な公園 施設)	適否
	, 2500	(接続する施設	受)
<u> </u>			

0 5 5 5 5 5					$\neg$
2 屋根付広場					
屋根付広場		有効幅員は 120cm 以上(やむを得ない 合は 80cm 以上)	(有効幅員) cm	適否	
のうち1以上 は、次に定め		車いす使用者が通過する際に支障となる を設けない	(段の有無) 有 · 無	適否	
る構造		[いす使用者が円滑に利用できるよう十分  を確保	(講じた措置)	適否	
	<u> </u>				_
3 休憩所及 び管理事務所					
が管理事務所 休憩所のうち		有効幅員は 120cm 以上(やむを得ない 合は 80cm 以上)	(有効幅員) cm	適否	
1 以上及び管 理事務所は、		車いす使用者が通過する際に支障となる を設けない	(段の有無) 有 · 無	適否	
次に定める構	(n)	戸を設ける場合は次に定める構造			
造		a 有効幅員は 80cm 以上	(有効幅員)	適否	
	-	b 高齢者、障がい者等が円滑に開閉して 通過できる構造	(講じた措置)	適否	
	使用者	ウンターを設ける場合は、1以上は車いすの円滑な利用に適した構造(常時勤務する 易に対応できる構造である場合除く。)	(講じた措置)	適否	
		[いす使用者が円滑に利用できるよう十分  を確保	(講じた措置)	適否	
		所を設ける場合、1以上は6のイからハまめる構造			
	6 6 0 0	のイ 床の表面の仕上げは滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	_
		のロ 別表第2第1の5の(1)から(4)まで 定める構造			
	$\begin{vmatrix} 1 \\ 0 \end{vmatrix}$	第1の5の(1) 多機能便房 次に定める構造及び設備を有する便所(多 機能便房)を1以上(男女の区別があると きは各1以上)設置	(設置数) 男子用 女子用 男女兼用	適否	
	1	イ-1 車いす使用者が利用できる十 分な空間(直径 150cm 以上の円の内 接・便器前方に 120cm 以上の距離)の 確保	(内接円の直径) cm (便器の前方)	適否	
	4		cm		
		イ-2 設備機器類を適切な位置・高さに配置 (設置設備)	(設置設備)	適否	
		(イ) 腰掛け便座(ロ) 手すり(L 字型手すり・可動式手すり)(ハ) 洗浄装置(ニ) 鏡(ホ) 洗面器(^) 操作容易な水栓器具(ト) 非常通報装置(チ) 施錠装置(リ) ペーパーホルダー			
		ロー1 出入口の有効幅員 80 cm以上	(有効幅員)	適否	
		ロ-2 車いす使用者に支障となる段 の禁止	(段の有無) 有 ・ 無	適否	
		ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等 が円滑に開閉して通過可能	(開閉方法)	適否	
		ニ 出入口付近に多機能便房の表示	(表示方法)	適否	
		ホ 洗面器は車いす使用者が利用しや すい高さ・下部空間を確保	(高さ)	適否	
			(下部空間の寸 法) cm		

		第1の5の(2) 一般便所 各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置(当該便所内に多機能便房を設ける場合を除く。)		(設置数) 男子用 女子用	適否	
		第1の5の(3) 男子用小便器 男子用小便器は、両側手すり付きの床置式・壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。) その他これに類する小便器を1以上設置		(設置数)	適否	
		第1の5の(4) 便所内の洗面器の構造				
		イ カウンター埋込み式又は手すりの 設置 (多機能便房内のものを除く。)		(構造)	適否	
		ロ レバー式、光感知式等容易に操作 できる水栓器具の設置		(構造)	適否	
	の	のハ 別表第 2 第 1 の 5 の(6)のイ及びロオストメイト対応設備のある便房を 1 以上 男女の区別があるときは各 1 以上)設置				
	第 1 の 5	第1の5の(6)のイ 汚物流し(既存便所 の改修を行う場合でやむを得ないときは 簡易洗浄装置でも可)を設置		(設置設備)	適否	
	00(6)	第1の5の(6)のロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示		(表示方法)	適否	
		は入口は2のイに定める構造				
及び野外音楽 堂		のイの(イ) 有効幅員は 120cm 以上(やむ 得ない場合は 80cm 以上)		(有効幅員) cm	適否	
野外劇場及び 野 外 音 楽 堂 .	2 支	のイの(ロ) 車いす使用者が通過する際に 障となる段を設けない。		(段の有無) 有 · 無	適否	
は、次に定める構造		通路 3と車いす使用者用観覧スペース及び便所 間の通路は、次に定める構造				
	場	) 有効幅員は 120cm 以上(やむを得ない 合、通路の末端付近に車いすの転回に支障 ない場所を設けた場合は 80cm 以上)		(有効幅員) cm	適否	
	` '	) (ハ)の場合を除き、車いす使用者が通過す 際に支障となる段を設けない。		(段の有無) 有 · 無	適否	
		) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を	-	(講じた措置)	適否	
	(=)	) 縦断勾配は 5%以下(やむを得ない場合 8%以下)		(縦断勾配) %	適否	
	は	) 横断勾配は 1%以下(やむを得ない場合 2%以下)		(横断勾配) %	適否	
	(^)	) 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	覚	) 転落するおそれのある場所には、柵、視 障がい者誘導用ブロック等転落を防止する めの設備を設置		(講じた措置)	適否	
	収容定た数以	回いす使用者用観覧スペース 回員が 200 以下の場合 50 分の 1 を乗じて得 以上、200 を超える場合 100 分の 1 を乗じ -数に 2 を加えた数以上の車いす使用者用		(収容定員) 人 (車いす観覧ス ペース設置数)	適否	
	観覧ス	スペースを設置				

- 7	まいナ体田老田知覧スペースの様件		
	車いす使用者用観覧スペースの構造		
	f) 幅は 90cm 以上、奥行きは 120cm 以上	(幅) cm (奥行き) cm	適否
,	ロ) 車いす使用者が利用する際に支障となる なりない	(段の有無) 有・無	適否
	車いす使用者が転落するおそれのある場所 、柵等の転落防止設備を設置	(講じた措置)	適否
	更所を設ける場合、1以上は6のイからハま 定める構造		
6 6 0 1	のイ 床の表面の仕上げは滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否
5 6	3 のロ 別表第2第1の5の(1)から(4)まで に定める構造		
第 1 の 5 の	(多機能便房)を1以上(男女の区別があ	(設置数) 男子用 女子用 男女兼用	適否
	プログロ (単位 130cm 以上の円の内) (対 原明的大に 130cm 以上の明確) の	(内接円の直径) cm (便器の前方) cm	適否
4)	イー2 設備機器類を適切な位置・高さに配置 (設置設備) (イ) 腰掛け便座(ロ) 手すり(L 字型手すり・可動式手すり)(ハ) 洗浄装置 (二) 鏡(ホ) 洗面器(^) 操作容易な水栓器具(ト) 非常通報装置(チ) 施錠装置(リ) ペーパーホルダー	(設置設備)	適否
	ロ-1 出入口の有効幅員 80 cm以上	(有効幅員)	適否
	ロ-2 車いす使用者に支障となる段 の禁止	(段の有無) 有 · 無	適否
	ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等 が円滑に開閉して通過可能	(開閉方法)	適否
	ニ 出入口付近に多機能便房の表示	(表示方法)	適否
	ホ 洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保	(高さ) cm (下部空間の寸 法) cm	適否
	第1の5の(2) 一般便所 各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女の区別があるときは 各1以上)設置(当該便所内に多機能便房 を設ける場合を除く。)	(設置数) 男子用 女子用	適否
	第1の5の(3) 男子用小便器 男子用小便器は、両側手すり付きの床置式・壁掛式小便器(受け口の高さが35cm 以下のものに限る。)その他これに類する 小便器を1以上設置	(設置数) (便器形式)	適否
	第1の5の(4) 便所内の洗面器の構造	/1# \A-\	· 帝 不
	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置(多機能便房内のものを除く。)	(構造)	適否
	ロ レバー式、光感知式等容易に操作 できる水栓器具の設置	(構造)	適否

	の	のハ 別表第2第1の5の(6)のイ及びロ オストメイト対応設備のある便房を1以上 (男女の区別があるときは各1以上) 設置				
	1			(設置設備)	適否	
	5 \( \theta \) (6)	第1の5の(6)のロ 便房及び便所の出入		(表示方法)	適否	
5 駐車場	台数 t 以上、 数に 2	駐車場のうち1以上に、当該駐車場の全駐車 が200以下の場合50分の1を乗じて得た数 200を超える場合100分の1を乗じて得た 2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区		(駐車場区画数) 台 (車いす使用者	適否	
	車(し	受置(専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪 いずれも側車付きのものを除く。) の駐車の D駐車場を除く。)		用駐車区画) 台		
	(2)	車いす使用者用駐車区画は次に定める構造				
	区画数が	イ 駐車場へ通ずる園路及び広場に最も 近い位置に設置	(	(講じた措置)	適否	
	が 3 0 以	ロ 区画の幅は 350cm 以上		(区画の幅) cm	適否	
	上の駐	ハ 床面は、平坦で、水はけの良い仕上げ		(仕上げ材)	適否	
	車場	ニ 車いす使用者用駐車区画であること を立て看板等見やすい方法により標示		(標示方法) (高さ) cm	適否	
		ホ 主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示・誘導する立て看板を 設置(道等から視認できる場合を除く。)	(	(標示方法)	適否	
	区画数	イ 当該駐車場へ通ずる園路及び広場に 最も近い位置に設置	-	(高さ) ㎝	適否	
	が 3 0 未	ロ 区画の幅は 350cm 以上		(区画の幅) cm	適否	
	満の駐	ハ 床面は、平坦で、水はけの良い仕上げ		(仕上げ材)	適否	
	事場	ニ 車いす使用者用駐車区画であること を立て看板等見やすい方法により標示		(講じた措置)	適否	
6 便所	便所を	を設ける場合は次に定める構造				
- 12//	7		(	(仕上げ材)	適否	
		る構造				
	第 1 の 5 の	(多機能便房)を1以上(男女の区別があ		(設置数) 男子用 女子用 男女兼用	適否	
	(4)	十分な空間(直径 150cm 以上の円の内接・便器前方に 120cm 以上の距離) の		(内接円の直径) cm 便器の前方 cm	適否	

	第1の5の(1)~(4	イ-2 設備機器類を適切な位置・高さに配置 (設置設備) (イ) 腰掛け便座(ロ) 手すり(L 字型手すり・可動式手すり)(ハ) 洗浄装置(ニ) 鏡(ホ) 洗面器(^) 操作容易な水栓器具(ト) 非常通報装置(チ) 施錠装置(リ) ペーパーホルダー	(設置設備)	適否
		ロ-1 出入口の有効幅員 80 cm以上 ロ-2 車いす使用者に支障となる 段の禁止 ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者	(有効幅員) cm (段差処理)	適否適否
		等が円滑に開閉して通過可能 ニ 出入口付近に多機能便房の表示 ホ 洗面器は車いす使用者が利用し	(表示方法)	適否
		やすい高さ・下部空間を確保	cm (下部空間の寸 法) cm	
		第1の5の(2) 一般便所 各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置(当該便所内に多機能便房を設ける場合を除く。)	(設置数) 男子用 女子用	適否
		第1の5の(3) 男子用小便器 男子用小便器は、両側手すり付きの床置式・壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置	(設置数)	適否
		第1の5の(4) 便所内の洗面器の構造 イ カウンター埋込み式又は手すり の設置(多機能便房内のものを除く。)	(構造)	適否
		ロ レバー式、光感知式等容易に操作 できる水栓器具の設置	(構造)	適否
	の z ( 5	カハ 別表第2第1の5の(6)のイ及びロナストメイト対応設備のある便房を1以上 男女の区別があるときは各1以上)設置		
	1 0 5 0	第1の5の(6)のイ 汚物流し(既存便所 の改修を行う場合でやむを得ないときは 簡易洗浄装置も可)を設置	(設置設備)	適否
		第1の5の(6)のロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示	(表示方法)	適否
び手洗場等		、手洗場、ベンチ、野外卓を設ける場合 れぞれ高齢者、障がい者等の円滑に利用 構造	(講じた措置)	適否

8掲示板及び標識	(1)	) 掲示板														
		イ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適し た構造	(講じた措置)	適否												
		ロ 掲示板に表示された内容が容易に識別で きるものとする	(講じた措置)	適否												
		・ 標識 1 から 7 の特定公園施設の配置を表示した標 を設ける場合は、1 以上は(1)のほか次に定める 造	(講じた措置)	適否												
		イ 位置は1の園路及び広場の出入口の付近	(講じた措置)	適否												
						ロ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、高齢者、障がい者等が見やすく理解しやすい。	(講じた措置)	適否								
																ハ 点字表記、文字等の浮き彫り、音による 案内等で、視覚障がい者が円滑に利用できる 構造(案内所、案内設備等により情報提供が 行われる場合を除く。)
			ニ 多機能便房のある便所、エレベーター等、 車いす使用者用駐車区画の位置を表示	(講じた措置)	適否											
		ホ 必要に応じてローマ字・絵による表示	(講じた措置)	適否												

## 参考・引用文献

- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 平成 28 年度 編集 国土交通省
- ・ホテル又は旅館における 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 追補版 編集 国土交通省
- ・東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル 編集・発行 東京都福祉保健局生活福祉部計画課福祉のまちづくり担当

# 「三重県ユニバーサルデザイン」のシンボルマーク



壁を通り越して、お互いが分かり合おう、協力し合おうと 手を握り合っている様子をあらわしています

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備マニュアル

令和2年(2020年)3月発行

三重県子ども・福祉部地域福祉課 ユニバーサルデザイン班

TEL 059-224-3349 FAX 059-224-3085 E-mail ud@pref.mie.lg.jp URL http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/